

準により明瞭に其の分類を爲すこと困難なり然れども既記の主要點なる利得の種類に着眼して財産及財産價値の移動に因る行爲上有償の利得と不行爲上(無償)の利得との性質別に從ひ先づ行爲税及増富税の二類と爲すを適當とす(各國收入額は附録第十一表に掲ぐ)

### 第一節 行爲税

行爲税(Verkehrssteuer)は個人の經濟的(勞費的)行爲に因り財産又は財産價値が法律的又は事實的に移轉し若くは變動するに際し發生し又は發生すと推定し得べき臨時の利得を税源として行爲者に賦課する所の租税にして之に屬すべき税種は各國素より一樣ならざるも大體に於て不動産移動税、動産移動税、移動形式税及交通運輸税の四種なり而して前三税は主として法律的移動に對するものなるも後の一税は事實的移動に對する課税なりとす

#### 第一、不動産移動税(登録税)

不動産移動税(Übertragungssteuer)は主として不動産の法律的又は經濟的移動に

對する行爲税なるが定義として詳説すれば名稱よりも稍々廣く不動産土地、家屋の外不動産に類似する固定資本的財産(船舶、鐵道、工場等の資産的基本物竝に又之に類似せる収益的基本價値、發明權、企業株式權、特種職業及身分等の企業的又は勤勞的基本)の權利的及價值的移動に伴ふ行爲上の利得を税源とする租税の謂にして其の賦課は此等の移動が公權の確認を得ん爲めに官簿に登録せらるゝ時を機會とするが故が一名之を登録税(Droit d'enregistrement)とも稱す但し移動登録の手續税には非らずして移動其者の利得税なりとす既に利得を税源とする課税なるが故に本税の標準は機械的の從量的定額制(Droit fixes)に依るよりも成るべく利得價格の從價的比例制(Droit Proportionals)に依るべきこと當然の理なりと雖も元來本税が手数料より發達し來れる關係と徵收上の簡便を期するとの爲め往々にして每件幾何の從量的定額制に依るもの頗る多きを見る然れども其課税せらるべき利得たるや個人の經濟行爲即ち勞費を投じたる有償的行爲に原因する有勞の利得なるが故に其税率に關しては彼の自然的又は偶伴的に取得する不勞不行爲の利得に對する如く然く高率を課すべきにあ



らず少くとも個人の勤勉を沮喪せしめざる程度に於て輕課するを要すべし特に本税は經濟上の弱者に負擔を歸せしむる傾向あるもの多きが故に成るべく輕率を課するに止むべき理由あり但し不動産賣買の場合に於ては往々投機の目的に出づるもの少からざるが故に之を抑制せんが爲めには個人の自用以上に取得する不動産移轉に對し特に高率を課するの必要あるを看過すべからず本税の徵收は官簿登録の申請書に印紙を帖用せしめて之を行ふ故に國に依りては之を印紙税中に屬せしむるも眞正の意義に於ける印紙税とは其類を異にす彼れは行爲方式の課税なるも此れは移動行爲其自體の行爲税なりとす

本邦の制度は佛國の制に倣ひ印紙税と區別して登録税の名に於ける獨立の本税を施行し居れり明治二十九年三月法律に依り從來の手数料的登記料の要部を改革して創設せる登録税即ち是れなり現行登録税法に於ては課税物件の種類を大別二十餘種と爲せるが之を要約すれば不動産、船舶、工場、鐵道財團、工業所有權、礦業及漁業權、營利非營利法人權、商號、身分及特種職業權(辯護士、海員、醫師、鐵工等)の權利的又は價值的移動に關する登録に外ならず其の税率制度は從價的比例制と件數的定額制とを併用するも之を外國の例に比するに件數的定額制頗る多きを缺點とす且つ本邦の登記制度は獨逸の如く登記

を以て不動産移轉の成立要件とせず又た佛國の如く登記を強制せず單に第三者に對抗し得ん爲めの任意的申請制度なるが故に本税の國庫收入自ら豊富ならず其税率の重要なものを見るに不動産の有償取得は價格千分の三十五、同質權抵當權の設定は債權金額千分の六、無償取得にも(相續税別に在り)尙ほ價格千分の五乃至六を課す株式會社の設立は拂込金額の千分の五、會社々債の發行は拂込金額千分の二等に於て之を外國に比すれば尙甚だ輕く而して其他は件數的定額税多きを占む是れ亦た收入多からざる一原因たるべし

外國の制度に於ては、英國及米國は何れも共に印紙税の外特別の登録税を存せず而かも其印紙税中に於ても殆んど不動産及固定資本的基本價値に對する課税を見ず獨逸は帝國印紙税の外特別の登録税なかりしが一九〇九年以後不動産の賣買移轉に關する狭き登録税を設定したり佛國及伊國は印紙税の外に特別の廣汎なる登録税を存す佛國は一七九八年二月法律の制定に係り不動産有償移轉税、證券契約税、贈與及相續税を包含し別に特許商標登録税を存し税率の制度は大部分皆な從價的比例税にして件數的定額税は約十分の一に過ぎずと云ふ

## 第二 動産移動税(取引税)

動産移動税 (Mobilial Verkehrsteuer) は商品及有價證券等動産の權利的移動に際し發生する臨時の利得に賦課する行爲税にして前項不動産移動税との均衡上、



租税の公正を保つ爲めに缺くべからざるものなり其の種類は此等取引の發達せる國及時代と其未だ發達せざる國及時代とにて異り且つ其性質上一切の動産取引に課税すること不可能なるが故に各國の課税物件の取捨亦た甚だ一様ならざるものあり従つて之に屬する税種を一定する能はずと雖も大體は左の數種に分つを得べし

- 一 受取書税 商品取引に關する計算書、受取書、仕譯書、船積證書、庫荷證書等の發行及移動に課す (Quittungssteuer)
- 二 爲替税 爲替手形、約束手形及小切手等の發行及移動に課す (Wechselsteuer)
- 三 取引所税 取引所に於ける商品及有價證券の取引に課す (Börsensteuer)
- 四 發行税 株式、年金券、債券及富籤等の發行に課す (Emissionsteuer) 兌換券發行税を茲に屬せしむるものあり
- 五 其他取引税 保險契約、動産の競賣、供給請負、貸貸又は取引所外の有價證券賣買に課す

本税の課税方法は概して證券の發行及賣買に際し其發行及取引價格を標準として税率を賦課し印紙に依りて之を徴收するを例とす故に多くの國は印紙税中に包含せしむるも真正の印紙税にはあらず是れ亦た登録税と均しく移動行爲主として契約其者に伴ふ所の利得を目的とする實質税にして單に行爲の方式作成に關する形式上の手續税にあらざるが故に寧ろ佛伊の如く擧げて之を登録税中に屬せしむるを適當とすべし然れども既に印紙税に屬せしむるときは行爲利得の實質税と方式作成の形式税とを兼ねるものなるを以て單なる方式的印紙税に相當するよりも高率の課税を爲すの方法に出づるを要す

本邦の税制に於て本税に該當するものは印紙税中の商品受取書税及保險契約證書税の外取引所税の一部及び兌換券發行税なりとするを得べし然れども兌換券發行税は既に動産資本收益税として他の部に記述し印紙税中に在るものは後に記述すべきを以て茲には取引所税のみに關して評論する所あらんとす  
本邦の取引所税は大正三年三月の法律に依り二種となれり一は取引所營業税にして他の一は取引所仲買人賣買税なり前者は取引所の取得する賣買手数料收入金額百分の十五の課税にして營業收益税の性質を有するが故に既に營業稅論に記述したり後者は真正の動産移動税にして茲に其位地を有すべきものなり其税率は賣買約定高に對し地



方債及社債券に在りては萬分の二、他の有價證券及商品に在りては百分の五とす此の納税者は仲買人にして其負擔は賣買委託の顧客に轉嫁する間接税なり但し右は取引所内定期取引のみの課税にして直取引、延取引、定期轉賣買戻に所外普通の賣買移轉には取引課税なきを缺點とす特に定期の轉賣買戻に課税せざる如きは徒らに空取引を獎勵するの譏あるを免れず

各國の税制に依れば英國及米國は其印紙税中に取引證書一切に對する從價税を存するの外他に本税に該當するものなし佛國は受取書税を印紙税中に置き他は略ぼ登録税中に置けること既述の如し獨逸は印紙税中に略ぼ本税の全體を置けり取引所税に關しては佛獨逸等特別の課税を存せず皆な印紙税中に規定し從つて取引所外の證券賣買に對し課税を及ぼし居れり但し獨逸は所内と所外との間に税率を區別し所内に輕く所外に高課す

### 第三、行爲方式税(證書印税)

證書印税(Schuldfansteuer)は財産及財産價値の移動に關する行爲の方式契約書式の證明的利得を税源として書式に賦課する租税にして印紙の帖用に依り之を徵收するが故に印紙税と稱するものなり即ち民事上又は裁判上の公私證書及帳簿を以て課税物件とし諸税中最も手數料に類似するものにして實際の區

別最も困難なるものとす

印紙帖用の方法は「ボックホルン氏の説に依れば和蘭人の發明に依り課税方法上人民に著しき苦痛を與へずして國庫に利益ありとの故を以て一六二四年和蘭の税法に實施したるに始まれりと云ふ此方法は一般的に交易繁き市場に於ける巨大の契約證書に依り有利の財源を供給するの利益ありて特別的には税率の輕微なること概して富裕階級の負擔たること及國庫徵收費の少なきこと等の利益ある爲めに世の稱讚を博し十七世紀に於て各國に傳播し各國公金の徵收に廣く採用せらるるに至れり佛國は一六六〇年に英國は一六七一年に普國は一六八二年に奧國は一六八六年に露國は一六九九年に之を實施せり但し其中に就き證印用紙の制度先づ發達し印紙帖用の制度は後ちに至りて行はれたるが如し斯くの如くして此の方法は廣く公金の徵收に行はれ一般には手數料及行爲税に適用せられ往々にして麥酒、煙草、新聞、曆及骨牌等の消費税に適用せらるゝに至りしかば單に印紙税と稱するときは頗る廣義となれり特に證書印税と稱せざれば本税を區別すること能はざるを知るべし



本邦の印紙税は明治五年二月大政官布告の受取請證文印紙貼用心得方規則に發源せる證書印税なるが爾後數度の改正を経て明治三十二年に印紙税法の名稱を得、其後内容に幾多の改正を加へられ遂に明治三十四年三月法律の改正を以て現行の形を有するに至れり之に依れば原則として(一)五圓以上の記載ある各種證書に對し萬分の五の從價比例税を定めたるも(二)約束手形には券面金額に應じ一通毎に三錢乃至五十錢迄の差別的定額税を定め(三)通帳及列取帳には均一に通帳三錢列取帳二十五錢の定額と爲し(三)列記の特種證書は皆な一律に一冊一通各二錢の均一的定額税にして宛然手數料類似の印紙税なりとす就中特種證書中に於ける船荷證書、倉荷證書、保險證書、株券、債券、賣買仕切書等の如きは動産移動税として從價比例的の相當率を課するの至當なるを知るべし

外國の印紙税は實に區々たり英國の印紙税は本邦印紙税法記載事項の外、外國手形税、銀行券税、骨牌税及相場取極書税を含み佛國の印紙税は本邦印紙税法記載事項の外、廣告税、鐵道貨税(運輸税)、旅行券税(通行税)、狩獵券税、骨牌税及相場税を含み獨逸は登録税を以て獨逸國の印紙税とし證書印税を以て各邦國の印紙税と爲せる概あり故に獨逸國の印紙税には證書印税に屬するもの殆んど其形を留めず骨牌税、爲替印紙税、有價證券税、取引所税、富籤税、運送狀税、通行税、動力車税、會社等監査役報酬税(Tariffen Steuer)小切手税及不動産移轉税を以て其内容と爲し登録税、動産取引税、消費税及交通運輸税の合作なりと云ふべし普國の證書印税は頗る廣汎にして登録税をも含み其主要なるものは不動産契約税、動産買入、賃貸契約税、會社契約税、修身年金契約税、利息契約税、保險契約税、私事證書税、委任狀

税、官證明書税、婚姻、相續證書税、保證書税、競賣公證税等なりとす

#### 第四、交通運輸税

交通運輸税(Transport steuer)は旅客、貨物及通信の事實的移轉に因る行爲上の利得を税源として賦課する租税にして其種類は道路税、橋梁税、船車税、汽車、電車運輸税、通行券税及通信税を包含するものなり然れども此等の諸税は其の課税の目的及方法如何に依りては本税に屬せずして他の手數料又は消費税等に屬せしむるの至當なるものあり實際に於ても各國の税制區々たるの有様なり特に道路税及橋梁税の如きは通行の爲め個人が之を使用する毎に料金を徴收する場合最も多し斯る場合に在りては使用手數料に屬せしむべきや論を待たず唯だ其料金が個々使用に際して徴收せられず年税又は鑑札税として一定の人に賦課し而かも其収入が道路橋梁の費用以上に上るべきを目的とする場合の如きは頗る問題にして租税として本税に屬せしむるを得ざるにあらず又た汽車、電車交通税及通信税と雖も其通行及運輸が遊樂者又は享樂品に係るときは其税源や各個人所得の消費に在りとせざるべからず従つて支出課税に屬せしむ



るを至當とすべきも多數は生産又は收益の目的を有するものなるを以て多數に從ひ旅行又は輸送に因りて取得し又は取得すべく推定し得る利得に對する課税と見做し本税に屬せしむるものなり

課税の方法に關しても各國區々たり哩數又は貨物噸數に應じ運輸會社に賦課するあり貨券に依りて旅客又は運送委託者に直接賦課するあり又た賦課は此等の旅客及輸送委託者に對するも徵收を運輸會社等の義務となせるものあり更らに税率に關しても貨券一枚毎に定額の税率を以てするあり又は貨券の價格に比例する歩合の税率を以てするあり然れども本税の性質及公平原則に依れば賦課は利得の所屬者たる旅客又は貨物主に行ひ徵收を運輸會社に負擔せしめ税率は各貨券に對する價格比例税となし市内の如き一定額以下の輕微貨券を免税すること最も適當なりと信ぜらる

本邦は本税に關して國税として一つの通行税あるのみ歐米に行はるゝ如き貨物及通信に對する運輸税を缺けり本邦の通行税は明治三十七年四月非常特別税法に依りて新設せられたるに始まり明治四十三年三月の通行税法を以て獨立したるものなり此通行税は汽車、電車及汽船の乗客に關するものにして乗合馬車、人力車及和船の乗客には課

税せず其の標準は一回通行の里程と客室等級とに依りて區別し小巨離小貨券も除外せず五十哩未満は一錢三錢五錢の客室別定額税とし之を最低として最高二百哩以上は總て四錢、二十五錢及五十錢の客室別定額税を課す徵收の方法は運輸業者が乗客より貨券の代價を領收する機會を利用し貨券に附加して集收せしめ毎月取纏めて該運輸業者より之を政府に納付せしむるの制度なり故に一見間接税の如きも課税方法上直接税の性質を有するものなることは既に論じたる所に依り明かなりとす

外國の税制に依れば英國は印紙税中に運輸印税と旅行券税との二種を存す運輸印税は運送契約書に六片宛の定額税を課し印紙を貼用せしむ旅客通行税は料金純收入の五歩を會社より徵收し市内鐵道は例外として輕少(百分の二)の課税を會社に賦課す米國の運輸交通税は概して各州に行はれ汽車線路の哩數に應じて會社に賦課す然るに大戰後は合衆國税として廣汎なる運輸便益税を新設し水陸貨物運輸税、旅客通行税、電信電話使用税及石油送管使用税を賦課することとなれり但し幾何もなく整理の爲め一九二二年一月に之を廢止せり佛國は印紙税に於て一八九一年迄は汽車通行税及運輸税を併存せしが一八九二年以後は運輸印税を廢止し旅客通行税のみを存せり其税率は貨券の一分を割にして地方線及輕便鐵道には三步の輕税を課す此の外大戰後に至りて更らに道路税を起せり獨逸は印紙税中運送證券印紙税と旅客通行印税とを存すること既記の如し其税率は貨物に在りては貨物價格に因る等級的定額税にして旅客に在りては乗券價格に因る三等別定額税なりとす伊國は旅客及貨物共に運賃歩合制にして二割乃至一割三步



の等級を附せり其他塊、伊、露國も運賃歩合制に依る人體及貨物運輸税を存す

五八四

## 第二節 増 富 税

増富税即ち不勞利得税は利得課税の一類にして不行爲に因り個人又は一家が僥倖する所の利得即ち増價値を税源とする税類なり従つて此税は前節行爲利得税等に比して頗る高き税率を課するに適するのみならず社會正義の公正原則に依り高課せざるべからざるものなり通例之に屬するものは相續税(特に遺産税、贈與税及土地増價税なりと雖も兵役税の如き亦た之に屬せしむるの理由あり此外、國に依りては富籤、競馬税、及骨牌税の如き亦た之に屬せしむるを得べし然れども競馬税、及骨牌税は奢侈的又は娛樂的消費税に屬すべき性質多きを以て之を除外し以下主として相續税、土地増價税、兵役税及富籤税の四類に關して説述すべし

### 第一、相續税

相續税は人の死亡又は隱居其他の原因に基きて財産の移轉するに際し其財

産價額を標準として取得者に賦課する所の租税にして換言すれば現行私有財産制度の結果一の個人に起れる事件に因り他の個人が何等の行爲なしに財産の増加する偶然的の利得即増價値を税源とする課税なりとす故に此税は負擔に格別の苦痛なく殊に現時の社會組織及資本状態に於て租税公正の本義に適し且つ容易に益々國庫の收入を増進し得べきものとして殆んど總て列國の採用し擴張する所のものとなれり

相續税の論據に關しては古來幾多の學說あり先づ其第一<sup>①</sup>は英國個人主義の土地復歸論に淵源せり英國法は個人主義の家族制に則り土地に關して遺言なき個人の財産は始め之を附與したる國家の有に復歸せしむべく其家又は他人に之を相續せしむべからずとせり此制度は直ちに課税論の基礎を成すものにあらざるも之を基礎として「ベンザム」氏が個人の直系親族を除き一般に遺言なき個人の財産は相續を禁止すべし否な國家は更らに進んで直系相續人なき場合に於ては死者の遺贈にまで一定の制限を附し國家自ら平等の分配に加はりて可なり相續人及受遺者は一國の相續法が始より斯の如きものなりと覺悟し



居らば何等の豫期もなかるべく豫期する所なくんば失望もなく苦痛もなかるべきの理なりと論定するに及んで茲に國家が相續財産の一部に對し分取の課税權あることを證するに足るとせらる然れども家を認めずして嚴格に個人主義を採るときは直系親族と雖も同一の個人にあらざるが故に兩者を一體とし國家が其の被相續財産に限り分配を除外するの理由甚だ薄弱なりとせざるを得ず是を以て氏の後繼者は復歸論に一步を進め直系親族には父祖の財産に對し一定の豫期を存すること至當の人情なるが故に之には輕き負擔を課し其他の親族には親等の遠疎に従つて負擔の遞増を爲さしむるの公平なるを主張せり此論旨は現行の相續税論據に對し多大の裨益を與へたること論を俟たずと雖も今日の相續税論據は斯る個人家族制の復歸論に求むるの要あるものにあらず第二は國家共同相續説と稱するものなり「ウンベンバッツ」氏等の唱へたる所即ち是れなり氏の論に依れば血縁の關係は國民全體に普遍し國家は一大家族を成すものなるが故に國家が個人の財産を相續するは家が其家族の財産を相續すると同一の權利に基くものなりとせり然れども斯の如きは國家と家族

とを同視するものにして現代の國家制度と相容れざるの論なるのみならず家族關係を以て公的課税の基礎理由と爲さんとするは今日に於て首肯すべきことにあらず第三は「ワグナア」氏の歴史論なり氏曰はく「國家が相續財産の一部を徵收するは相續制度の一部分にして必ずしも課税にあらず蓋し相續權は所有權の一部に非ずして別個獨立の權利なるが故に所有權が完全に認めらるゝ場合にも各人は常に必ず完全なる相續權を有すと斷定すべからず之を法制史に徵するに初め家族又は氏の如き血族團體が有力にして團體員の扶助其他私法上種々の義務を負ひし時代に於ては其相續權や斯る團體の手に存し個人又は國家は全く相續權なかりしが後世に至り此等の血族關係其勢力を失ひ各人別々に私有權を得又相續權を享有すると同時に場合に依りて人民扶助の義務を國家自ら負擔するに至れるや國家も亦た相續權の一部を得たるものなり相續税の基礎は主として此點に存す」と蓋し相續税は多數の租税中頗る古き時代より存せしものにして昔時其發生せる事情は概して氏の説の如くならんも是れ甚だ歴史に囚はれたるの嫌あるのみならず吾人は租税負擔力主義の主唱者た



る氏が何故に相続税に限りて斯の如き例外的の論據を求むるの舉に出てたるやを解するに苦まざるを得ず

要するに現代に於ける相続税の理由は極めて簡單なり家族制度に關する主義及歴史の如何に關せず個人經濟が人の死亡其他之に類する一定の原因に由り財産を移轉せられて偶然に收得する増富に對し負擔力主義の公正原則に由りひ政費を之に分賦すと云ふに存するの外他あることなし而して其親等の近遠に従ひ税率に等級を設け直系親族の場合に低率を課する所以は此等の親族が死者の個人經濟に對して永く互助相頼の關係を結び其經濟に向つて至當の豫期と人情の責任とを有すと云ふに存し之に反して親等の遠かれるものは概して豫期と責任とを感ずること薄く從て其收得する増富が現はす所の負擔力は益々大なりと云ふを得べし

我<sup>○</sup>相<sup>○</sup>續<sup>○</sup>税は明治三十八年一月の相続税法を以て新設せられ從來登録税法に於ける相続登録税を輕減して本法に依り家督相続税と遺産相続税とを規定せり其課税標準は相続財産の價額に採り其税率は家系本位の親等關係と財産價

格とに應じて等級を附したる超額累進税なりとす相続財産は死亡其他一定の原因(隱居、失踪、失籍、去家、戶主權喪失)に由りて相続開始したる時現存せる被相続人の財産一切にして動産、不動産、不動産上の權利其他一切の財産權(債權、動産上の權利其他の財産權)及び工業所有權を含み又た贈與財産も脱税防止の主旨に依り之を相続財産に加算す而して此相続財産の價額は直ちに總額を以て課税價格とせず其中より被相続人の支拂ふべき公課被相続人の葬式費用及び被相続人の債務を控除し其殘額を以て課税價格とす是れ其の實際に増益せる相続人の利得を算出せんが爲めに外ならず

税率は本税設定の當初家督相続に對して稍々高率を課したりしが明治四十年三月の法律に依り之を改正し家督相続の税率は大體に於て遺産相続の約半額に輕減し金額と親等とに依り千分の五より千分の四十に至るの超額累進率とし遺産相続には同様千分の十より千分の六十五に至る超額累進税を課することとなせり配偶者には外國例と異りて税率の輕減を爲すことなく特に長子相続的の家族制度を鮮明ならしむ



外國の立法例は英、佛、獨、埃、蘭、白、露、米、西、伊、瑞等皆な本税を存するも特色多き三四國の相續税を説述せんとす先づ英國は一八九四年印紙税中より分離して二種の相續財產税を獨立せしめたり其一は遺産税 (Estate duty) にして直系親屬者及百磅未満の相續財產(動産、不動産)には課せず課税は親等の遠近に依らず單に財産金額に依り最低百磅に對する一步税より最高二百萬磅以上に對する四割税に至る(一九一九年の改正)其二是遺言及相續税 (Legacy Succession duty) にして遺言税を動産に課し相續税を不動産に課し共に之を直系親族に課するも配遇者及千磅未満の財産價格には課せず配偶以外親等の近遠に従ひ(財産價格に依る等級なく)最低一步より最高四割税に至る是亦た一九一九年の改正故に此の兩制を合して財産價格と親等關係との兩等級を完ふせるものとす米國には遺産税 (Inheritance tax) のみを存せり死亡者の總遺産額より葬式費、遺産管理費、公益寄附額、遺産上の債務、及課税最低額五萬弗を控除し純遺産價格に對し全然親等關係を區別せず單に金額に應じ最低五萬弗に對する一步税より最高千萬弗に對する二割五歩の超額累進税を課す佛國は千九〇二年迄相續税を登録税中に存

せしも一九〇二年の改正に依り親等關係と財産價格とに依り兩様の等級を設けらる税率は一九一八年六月法律の改正を受け最低直系相續の百分の一より最高非親族者の五割九歩に至る超額累進税とす獨逸は一九〇六年從來各邦の行爲税中に存したる相續印税を移して帝國の特別税と爲し相續税と稱す直系卑屬及配遇者竝に五百麻未満の財産に課税せず其課税方法は英國制に倣ひ普通率としては單に親等關係の近遠に従ひ財産價格百分の四より百分の十の累進税を課し此外に附加率として親等關係に依らず單に財産價格の大小に従ひ普通率の十一割より普通率の二倍五割に至る累進税率を課したりしが大戰後は一變し一九一九年に於て財産價格八等と親等關係六級とを組合せて四十八級の一税となし課税點を五百麻とし其以上に對し最低四歩より最高七割の超額累進率を課すのみならず更らに財産價格十萬麻以上には最高本税の百分の百以内附加税をも設けたり以上は人の死亡に因り取得したる者の相續財産税なるが戦後一九一九年九月に至り死亡財産總額に對する特別の遺産税を新設したり課税點を二萬麻以上の財産とし其税率は全然親等關係を區別せず單



に死亡當時に於ける遺産總額の大小に従ひ最低一步税より最高五歩の超額累進率を課す宛然死亡者税の觀あり伊國の相續税は佛國の制に類似し親等關係及財産價格に依る組合はせ等級税にして百利未滿を無税とし最低直系卑屬及配遇者の一步税より最高非親族の二割二歩税に累進せるものなりしか大戰に際し一九一九年十一月及一九二〇年九月の大租税法の改正を受け最低一步より最高七割五歩の高率となれり

第二、土地増價税

眞に増富税の意義あるものは此土地増價税 (Landed property tax) ならん此税は土地 (又は不動産) の移轉及長期所有に於て表顯する自然的増價即ち不勞剩價 (unearned increment) を税源とし客體とし且つ標準として直接に其所有者に賦課する租税にして其の自然的増價は單に社會の發達通貨の低落又は近傍に偶發する變化に因り自然的に若くは僥倖的に増高したる價格部分にして毫も所有者の勞費行爲を要せざるものなれば課税の負擔力頗る大に課税に對して特別の苦痛を感ぜしめず而かも時世の進歩に應じて其収入の漸増するものなるを以て

公共財政か分配を要求するに最も適當なる財源と稱し得べし更らに詳説すれば此税の利益は略ぼ左の如し

- 一、社會政策上の目的より觀て本税は不動産所有に伴ふ投機的及獨占的資本主義を矯正し獨占的の不勞剩益を社會化し公平の分配を整理するに適す
- 二、經濟政策上の目的より觀て本税は土地兼併の弊を矯め所有と使用とを一致せしめ使用せざる所有を制限し特に市街地に於ける住宅難を緩和せしむ
- 三、金融政策上の目的より觀て本税は不動産價格の暴騰と資金の投機的固定とを抑制し他の必要なる生産事業の金融を圓滑ならしむ
- 四、租税政策上の目的より觀て本税は最も能く負擔力主義に一致し納税の苦痛を感ぜしめず而かも不動産收益税と税源に於て牴觸することなきのみならず寧ろ收益税の不公平なる缺陷を補充するの特長を有す
- 五、財政政策上の目的より觀て本税は經濟の發達、人口の増加に伴ひ不動産價格の漸騰と共に収入を増加し益々發達するが故に能く從來の固定的收益



税特に地租収入の不足を補充し時世の進歩に伴ひ膨脹すべき財政需要を  
充たすの一助たるに適す

理論は斯の如く主義は誠とに善美を盡くせり然れども其の實行に於ては頗  
る大なる難問あり吾人は先づ其課税方法を説述せざるべからず本税は土地移  
轉の際に賦課する移轉増價税(準間接税)と長期間移轉なき所有に賦課する不  
移轉増價税(直接税)との二種より成るを普通とし又た合理的なりとするも實際  
に於ける其の主要部は移轉増價税に在ること疑を容れず而して其の自然増價  
と云ふは全額時價にあらずして素より其差増額なり此の差増額を算出するに  
は國內偶然に土地移轉の事實起る毎に其土地の過去に遡り該土地の原地價を  
明確にし之れに其取得後要したる維持費、改良費、公課(國に依りては尙ほ普通利  
子)を加算し此合計を移轉時の現賣價より控除し以て現實の差増剩價を算出し  
之を標準として累進率を賣主に賦課す長期不移轉の所有地に關しては十五年  
目又は二十年目に原地價及加算諸費を査定し同時に課税當時現在の賣買時價  
を推定し兩者比較上の差増時價を算出し之を標準として其不移轉地所有者に

差増額の算出  
課税標準額の算出

賦課するものなり而して本税施行の範圍は移轉及價格昂騰の頻繁なる市街地  
に限られ村落耕地の如きは除外せらる

此等實行上の課税方法を見て幾多の難問は本税の施行に關して起らざるを  
得ず其の重要な難點は略ぼ左の如し

一、先づ何故に財産増價税と爲し動産の移轉及所有増價にも課税せざるや之  
に對しては動産が性質上其存在不定なるのみならず動産の要部たる有價  
證券が恒久的に一定の増價性を有せず毎年騰落激甚にして課税の目的  
を達せずとの辯明あるも記名株式の移轉及所有は明白にして價格の差増  
あるものに對し増價税を課し得ざるの理由なきを如何

二、土地増價税の主要部は移轉増價税なるが移轉増價税は「ワグナー」氏等の附  
會する如く直接税にあらず少くとも準間接税に屬すべし従つて其税源に  
於て登録税と重複するの嫌なきを得ず登録税は時價全額を標準とし増價  
税は差増額を標準とす登録税は概して取得者に賦課し増價税は讓渡者に  
賦課するの差違ありと雖も其税源は移轉に由りて生ずる同一の臨時的差

一、移轉税の増價税の算出  
二、登録税の重複  
三、移轉税の税  
四、課税標準額の算出  
五、不移轉地への課税  
六、不移轉地の増價税の算出  
七、時租収入の不足を補充す

八、市街地への課税の範囲



増利得に外ならざれば重複に非ずして何ぞや

三、土地移轉の場合に於ける讓渡者は現所有者にして増價の現實的享得者なるも徵税の時は彼れ既に該不動産の所有者にあらず往々にして居所すら不明なることなしとせず従つて本税の徵收は登録税及其附加税に比して不便甚大なりとす

四、移轉増價税は課税の客體と被税者とに於て登録税と全く相異なるが故に登録税又は其附加税と同時に同所に於て徵收するに至難なり加ふるに原價格と現在價格との調査及増價の決定難あり關係者の煩累名狀すべからず徵收費決して尠少なるを得ざるべし

五、移轉する不動産は移轉せざる不動産に對し甚だ少數なるは論を俟たず若し本税にして移轉増價税のみを主とせば他の大部分たる不移轉地が均しく騰貴する自然的増價を課税より逸することとなり不公平の甚だしきのみならず益々不移轉地を増加し使用せざる所有を擁護するの結果を來すことなきを得ず

六、茲に於てか本税は移轉増價税の外長期の所有に對し不移轉地の定期増價税を併置せざるべからざること明かなるが到底其實行は容易ならず結局實例の示す如く極めて形式的の部分課税に終ることならん例へば英國が法人及組合有不移轉地に對してのみ十四年目定期差増税を課するに止め獨逸が嘗て膠州灣租借地に二十五年目定期差増税を設けたりし外本國の増價税に於ては部分的の不移轉地定期差増税をさへ存せざるに徴して明かなるにあらずや

七、假りに一般的の不移轉地定期増價税を併置し得たりとするも十五年目又は二十年目毎に一回宛賦課する定期税なる以上は財政上に於て經常財源とするに適せず却て不時巨額の臨時收入となるべく而かも納税者に取りては定期末に至り一時に巨額の税金を支拂はざるべからずして往々之が爲め小地主をして土地の割賣を餘儀なくせしむるに至るべければ勢ひ彼等相結束して期間の延長を迫り來ることなきを保せず特に其定期限の相當年が何等か偶然の事變に依りて俄然地價暴騰せる如き場合に於て査定



上の差増額増大し勢ひ巨額の税金を支拂はざる可らざるに際せば延期運動は一層の理據と強力とを加ふべく政府も延期するの外なく斯くて延期に續くに延期を以てするの虞なきを保し得べからず

八、且つ夫れ本税の範圍が市街地に限られ廣く全國の村落土地に及ばずとせば果して之を國税とするの至當なるや否や去りとて村落耕地の如く穀物の豊凶及價格如何に依りて支配せられ騰落相交替する地價に對し本税を課せんとするは徒らに勞費多くして收入之に伴はざること明かなり果して然らば之を國税とするの可否容易に決定し得べからず

要するに本税は之を全國的に大規模に實行せんとすれば幾多の缺點に逢著し且つ査定上の困難を暴露すべし唯だ各地方小區域に於て土地事情に近適せる位地を利用し土地の増價に密接の關係ある政費の爲め市街地に之を施行する場合は比較的無難なるを得んのみ是れ歐洲に於ける都市自治體又は海外小殖民地都市が久しく實行し居れる所以なりとす而して國税として實施せるは英國及獨逸國なるが英國は幾何もなくして遂に之を國税より廢せり

英國は地價税 (Land value duty) と稱し一九一〇年四月の財政法律に依り土地價格の自然増加を税源とする増價税を國税に新設したるが其中には數種の別あり(一)は土地賣買相續増價税にして移轉差増税なり(二)は長期貸付地増價税にして十四年以上貸地と爲し置く場合に對し其貸付満期に於ける増地價を算定して賦課するものなり右兩税は隨時税にして毎年税にあらず課税價格の算定は右賣買の對價、相續開始時の現地價、又は貸貸期、明時の收益還元價格を以て總價格とし此現在の總價格より建物竹木の價格庭園の地價水道料、土地改良費、土地負擔費及地方改良税等を控除したる純現地價を査定し此の純現地價より從來の原地價を控除し之を假増價額とし之より原地價の一割(利子と見做す)を控除したる殘額を課税すべき純増價額とす而して謂ゆる原地價なるものは本法施行後第一回の移轉又は長期貸付に在りては特に一九〇九年四月三十日現在の地價に依り第二回以後の移轉又は貸付地に在りては前回課税時の現地價に依り之を定む、税率は兩税共に純増價額の五分の一税(二割税)とす(三)は法人及組合有不移轉地定期増價税にして十五年目毎に一回づつ純増價額を算定して定期的一割税を課するものなり(四)は空地増價税にして十五年毎に評價する純價額に對す百分の一宛の毎年税なり(五)は鑛物權鑛山増價税にして賃貸價格及差増的賃貸價格に對し二十分の一及五分の一の毎年税なり然るに本税は實施後の成績不良にして收入も當初豫算の六十萬磅にすら達せず遂に一九二〇年八月四日の財政法律を以て之を全廢したり

獨逸は一九一一年二月四日の法律を以て帝國土地増價税を設定せり課税の範圍は英



國の例よりも狭く單に宅地及非宅地の所有權移轉のみに限らる而かも相續の場合を除外せり算出の方法も英國と異り最前取得の原地價に其後施されたる永久的改良の費用を原地價の四歩と推定して之を加算し此合計を後の賣却純價格(賣却に要せる費用を控除す)より差引き其殘額を以て差増額とす稅率は新なる移轉が前取得後近き期間内に起れる場合と遠き後に起れる場合とに依りて異り又た差増額の大小程度に依りて區別す例へば増價程度が原地價及改良費合計に對し一割以下にして移轉が前取得後尙ほ十二年以内なるときは一割稅、十二年以後なるときは八歩稅、三十年後なるときは七歩稅と遞減し又た増價程度が二倍九割以上にして其移轉が前取得後十二年以内に起れるときは三割稅、十二年後に起れるときは二割七歩稅、二十年後に起れるときは二割四歩、三十年後なるときは二割一歩稅に遞減す是れ法律が規定せる所有年限及増價程度に依る稅率果進の最低と最高とを例示したるものなり此の最低及最高の間無數の等級あるは勿論なり而して法律は更に土地投機を抑制する主義に依り價格二萬麻を越へざる土地の賣却又は五千麻を越えざる非宅地の賣却は總て之を課稅外に置けり

其他國稅として土地増價稅を有するものは瑞典の一國あるのみ然れども地方稅として獨、埃、丁、抹、等其實例頗る多し濠州、紐育、ホストン市、巴里及里昂に於ても類似のもの存するも此等は地價差増稅にあらずして概して不動產時價稅、又は謂ゆる土地改良稅 (Betterment tax) なりとす獨埃の自治體に行はるるものも眞の地價差増稅とは稱し難きに似たり有名なる「フランクフルト」市の例に依るに土地の賣買に際し登録稅を課する外其添加

稅として本稅を課するも畢竟時價稅に外ならず其方法は建物ある土地に對しては取得と賣渡しの間五年より短かく、建物なき土地に對しては其期間十年より短かく且つ何れの場合に於ても價格の騰貴が前の取得價格に比し三割以上に達するときは取得價格に對する騰貴歩合に従ひ三割乃至三割五歩の騰貴なるときは取得價格の五歩稅を課し漸次累進し五割五歩乃至六割の騰貴なるときは取得價格全額の一割稅を課すと云ふに過ぎず但し獨逸の他の市に於ては差増額に對する歩合稅を課するものあり

### 第三、兵役稅

兵役稅は増富稅と稱するに適せざるやを知らずと雖も爲すべき一般の義務より偶然に個人經濟が負擔を免ると云ふは不行爲上の利得なり兵役稅は此の利得を稅源とする課稅なりとは云ひ得べし此の意義に於て兵役稅は正當に不行爲上の利得課稅に屬せざるべからず其の利得は恰も彼れ一家の經濟が支出すべき租稅の義務を偶然に免れたると同一の利得なり故に此稅は個人稅とせずして一家稅とするを適當とし且つ然かするを徵收上亦た極めて便宜なりとす

人或は曰ふ「兵役は國民の名譽的義務にして之れが爲め苦痛を受くる個人經



濟は之を以て名譽とすべく決して負擔の公正を問ふべきものにあらず且つ如何に彼が經濟上の苦痛ありとするも之を他の免役者より徴收する兵役稅の收入を以て補助する如き方法を探るに非ざれば彼れが苦痛を慰すること能はざるべし然るにも拘らず兵役者と免役者との負擔を公平にすと云ふ意義を以て兵役稅を設くるに於ては兵役をして一種の有給勞務たる如き誤解を生ぜしめ兵役義務の神聖を汚瀆するの甚だしきものなり故に兵役稅は不可なり」と是れ嘗て我國の稅制整理調査會にも現れたる說なりき然れども吾人の見る所は之と異れり吾人の論據は兵役者の受ける苦痛が名譽的なるや否や等にあらずして免役者を生じたる個人經濟が偶然に免稅の恩惠と均しき利得を享くと云ふ點に在り兵役も租稅も共に均しく憲法上に於ける國民一般の義務なり一を名譽とし他を不名譽とすべき差異なることなし否な縱令へ斯る差異ありとするも個人經濟に取りては一の生産的勞力を提供するの負擔を偶然に免ると負擔すべき租稅を故なくして偶然に免ると其間相異なる所なく其の義務の名譽的なる否とに拘らず共に均しく彼れが經濟上に於ける故なき偶然の利得た

るに相違なきなり此偶然の利得は負擔力の存する所にして之を稅源とする課稅は普通の課稅の如く正當なりと云はざるべからず

兵役稅は兵役免除に依る偶然の利得を稅源とするものなるが故に主として落籤に依り又は自己の意思を以て左右し得ざる事實(不合格)に依り兵役を免れたるものを生じたる個人經濟に課すべきものとす

此の課稅は未だ我國に行はれざるも佛・奧・匈・瑞及獨逸各邦の諸國に於ては既に久しく之を行へり佛國の兵役稅は一八八九年七月の法律を以て設定せられ人頭稅に類して毎年六法の定額稅を一切の現役免除者に賦課し且つ其外に資産標準の三級別附加稅を徴收す奧國の兵役稅は一八八〇年六月の法律を以て設定せられ兵役不合格者に對し財産及所得を標準とする十四級別の課稅を爲し最下級年額一布より最高百布に達す瑞・西の兵役稅は一八七八年六月の法律を以て設定せられ年額六法の外に財産所得を標準とする等級的附加稅を加へ一人負擔年額三千法を超えずとの規定を有す獨逸は一八八一年以來幾度か帝國の爲め兵役稅設定の企圖を爲したるも實施を見るに至らず但し獨逸各邦の「バイエルン」國及「ウルテンブルグ」國の如きは既に一八六八年以來兵役稅を實施し居れり最近に至り伊國も一九一五年十月の勅令を以て兵役稅を新設し年額六利の外所得的狀態に應じ六利乃至三十利の等級的附加稅を課することゝ爲せり同國は別に又た一九一六年十一月に於て兵役免除申請書印紙稅を新設したり



#### 第四、富籤稅

六〇四

富籤稅は富籤を官營又は公許する諸國に於て國內又は外國富籤の當籤者に對し當籤金を標準として賦課する所の租稅にして僥倖的利得を稅源とするものなるが故に利得課稅の系統に屬せしむ獨逸は帝國印紙稅中に之を存し課稅方法は當籤金に對する一割五分乃至二割の歩合稅にして政府興行の富籤にも又た民間興行の富籤にも之を課す但し政府の富籤には稍々重く民間の富籤には輕率を課す英國の富籤稅も略ぼ獨逸に同じく官營の富籤に於ける當籤金には二割稅、民營の富籤當籤金には一割五歩を課せり其他獨逸各邦は殆んど皆な此種の富籤稅を存し居れり

茲に至り利得課稅全體に關し一言せんに富籤及兵役稅の如き特別の課稅を別とし専ら行爲稅の各國に於ける成績を見るに佛國は此課稅に於て發達し居り其總歲入に對し二割三步に相當する收入を國庫に取得するも我國は僅々五歩に過ぎず經濟取引に關する此の課稅の率は佛國の如く高きを不可とすこ

と勿論なるも亦た我國の如く不動産の取引に高率を課し而かも動産の取引に甚しき輕率を課し且つ餘りに從價歩合稅少なきに過ぎ其他規定の不備又は不勵行等に依り收入の意外に少額なるは注意を要すべき所なり殊に我印紙稅及通行稅に至りては稅率寧ろ簡粗に失し且つ印紙稅の取締勵行を缺ける如き攻究を要する所なり

地方自治體の財政は國庫の財政の如く多種の利得課稅を有せず是れ他なし此課稅の物件は移動頻繁にして廣域に涉るもの多く地方的に劃分せらるるもの甚だ少なきと地方各地間往々競争排斥等の行はるる虞あるとに依る之を外國の例に徴するに概して亦た然りとす

英國の地方自治體は不動産收益の特別的直接稅のみにして素より利得課稅に屬するものなく佛國は印紙稅の部門に於ては地方の課稅殆んどなく唯だ登録稅の部門に於て多數の地方課稅を存せり例へば巴里市に於ける動産賣買稅(百分の一稅)官務及職務の移動稅(百分の一、二五)營業權讓渡稅(百分の一、二五)貨物輸送賃稅(百分の〇、三二)等の如き是れなり

獨逸に於ては印紙の發行を以て國家の特權と爲し之れと關連して印紙貼用に依る地方印紙稅を許さず然れども印紙に依らずして財産の移轉に關する法律行爲の課稅は各



邦の規定に依りて之を留保せり之れが爲め地方税中に動産及不動産の賣買税頗る多く存せり但し最も多く行はるゝは不動産移轉税なりとす是れ其最も地方的の取引なるに依る普國の地方自治體は多種多額の間接税を有するも其中の四割一步六厘は財産移轉税を以て之を占むと云ふ即ち市自治體の間接税總額三千萬麻中二百五十七萬麻は此の財産移轉税なりとす此の財産移轉税に關連して普國の各市は土地増價税を加設したるもの多し「フランクフルト、アム、ケルン」、「エッセン」、「ドルモンド」、「ケルセンキルヘン」、「ウイスマーデン」、「ウイテナウ」の如き是れなり「フランクフルト」の土地増價税は既に記述する所あれば之を略し更らに簡單なる「ケルン」の土地増價税に付説述せん同自治體は千九百五年二月二十三日及四月六日の租税條例に依り從來一步の財産移轉税を二歩に引上げ之れと土地増價税とを連結し取得後宅地に在りては五年内、非宅地に在りては十年内に土地の移轉ありたる場合に於て其の原地價に對する現賣價の増價が一割以上なるときは財産移轉税の外其の純増價に對する一割乃至二割五歩を課し五年後又は十年後の移轉なる場合に於ては純増價の三分の一を徴收することとなす斯くて「フランクフルト」に於ては收入凡そ九十萬麻を收め「ケルン」は約三十萬麻を擧ぐと云ふ

我國の地方財政に於ては間接税甚だ少なく従つて利得課税に屬するもの亦た少なし府縣の雜種税中に於て又は他の特別税として我地方財政が有する財産移轉税、牛馬税、市場税、軌道税、建物建築税の如きは利得課税に屬するものと稱し得ざるに非ざるべきも車税、船税、及電柱税等の如きは通行税の性質よりも寧ろ職業税、出費税若くは手数料的の性質を有するものなるが故に利得課税に屬せしめざるを妥當とすべし

### 第七章 財産税(所有課税)

財産税 (Vermögenssteuer) とは特に財産を税源とし個人經濟の所有に屬する財産總額を標準として其所有に賦課する所の税類を云ふ其の財産總價格を標準とする點に於て一般財産税 (Allgemeine Vermögenssteuer) とも稱せられ其の所有の事實に賦課する點に於て所有税 (Besitzsteuer) とも稱せらる個々の財産價格を標準として賦課するものは通例財産を税源とするものと見做し得ざるを以て財産税にあらずとするを至當とす

元來財産は新なる所得の元本なるも自己亦た古き所得の結果なり所得も畢竟は前財産と後財産との差額財産に外ならず此意味に於て所得は又一つの財産にして財産は又た一つ所得たり課税の普通原則は所得を正常税源とし財産を税本とし税源と税本とを區別して租税は成るべく税源に止むべく税本に及ぼすべからずとするも財産は舊蓄の所得にして所得は差額の財産なること上述の如し論理上新なる所得に課すべきも古き所得には課すべからず後の財産



に税すべきも前の財産には税すべからずと云ふの理由は成立せず所得を税源と爲し得べくんば所得の蓄蓄に過ぎざる財産を税源とすることも亦た之を認めざるべからず是れ財産税又は所有税が租税系統の上に論理上一定の位地を有し得べき根本理由なりとす

財産税の位地は其税源が収入課税の如く發生の所得にあらず又た支出課税の如く支出の所得にもあらず蓄有の所得即ち財産其者に存する點に於て獨立の系統に立ち其の特色は収益税及所得税の如く財産の利用に課する利用税に似ず又た行爲税、増富税及消費税の如く財産及物件の移動に課する移動税にも類せず専ら財産の所有に課する所有税たる點に於て其存在を明にするものなり

然れども古來財産税と稱するものに二種あり一は眞實上の財産税(reelle Vermögenssteuer)と稱し財産其物を税源とし収益の有無及多少如何を問はず單に財産の數量又は時價を標準として所有の事實に賦課し所有者をして財産部分より支拂はしむる租税にして眞正の所有課税に該當するものなり之に反して二

は名目上の財産税(nominelle Vermögenssteuer)と稱せられ形式上財産の價格を標準とするも財産は唯だ依りて生ずる収入高を間接に定むる手段に役立つに止まらしめ眞の税源は此の収入に存し從て其目的は財産部分よりの支拂にあらず財産に依りて代表し且つ測量せらるゝ収入に在りとする租税にして主として収益的財産を客體とし享用財産を除外するものなり故に眞實上より云へば一般収益税とも稱すべきものに該當す

歴史上の事實に徴するに財産税の發達は頗る古きものあり希臘にも羅馬にも行はれたり當初は眞實上の財産税にして皆な臨時税の性質を有し多くは主として軍事費の支辨を目的とする目的税なりしなり中世以後伊太利、獨逸、英國及佛國等に於て廣く行はれたり然れども収益力の如何を問はず單に財産額を標準とし各財産一律に課税するは經濟の發達と共に其不當なること顯著となるに至りしかば時の經過に従ひ漸次収益税型に進轉するの傾向となれり既に十四世紀に於て伊國「ヴェニス」に行はれたる財産税は財産を數種に區別して課税することゝなりしが其後漸次此方法各國に行はれ特に佛國の「タイエ」(Taille)



税、匈國の (Rovás) 税の如きは此種の財産税として最も顯著なるものなりき爾後  
 は之に代はりて眞の収益税各國に發達し十九世紀に入りては財産税の行はる  
 る範圍大に縮少し米國及瑞西の各州を除くの外殆んど其跡を文明國に絶つに  
 至れり

然るに収益税も亦た漸く其缺點を暴露し來り時代は徐々所得税主義に變轉  
 することとなるに及んで一般所得税を主税とし唯だ資産所得に限り稍々重く  
 課税するの手段として財産税を補助的に併用するを可とする學說大に起り茲  
 に名目上の財産税は眞實上の舊財産税及収益税に代はりて各國に現はるゝに  
 至れり先づ一八六六年には瑞西の Prusel Stadt に起され一八九二年には和蘭に  
 一八九三年には獨逸の普國に一八九九年には「ヘッセン」國及「ブラウンシュワイ  
 ヒ」國に行はれたり

以上は財産税に關する歴史的事實なり之に依りて財産税は舊財産税と新財  
 産税とに分れ舊財産税は眞實上の財産税なりしが新財産税は名目上の財産税  
 なり眞實上の財産税は概して一時税なりしが名目上の財産税は恒久税となれ

り前者は主税なりしが後者は概して補充税なり前者は往々部分税なるものあ  
 りしが後者は總て一般税の性質を有するものなるを知るに足る

眞實上の財産税と名目上の財産税と新舊兩制度の區別以上の如しと雖も其  
 内容に關する區別は決して然かく容易なるものにあらず兩制均しく財産の總  
 時價を標準として課税する場合に於て一は財産を税源とするも他は收入を税  
 源とすとするは果して何に依りて然く解釋するを得るか立法の目的又は精神  
 と云ふ如きは問題とならざること云ふ迄もなし一は財産部分より支拂はれ他  
 は收入より支拂はると云ふも實際に於ける税金の支拂は皆な概して收入金を  
 以てせらる何人か直に財産部分を賣却して租税の支拂に充つる者あらんや唯  
 た税率が收入以上に高きときは財産に及び税率が收入以下に低きときは收入  
 を以て足る故に前者を財産部分より支拂ふべきものとし後者を收入部分より  
 支拂へ得べきものと稱し得べきも實際に於て收入以上の高率課税は殆んど之  
 れなきが故に税率の高低を以て兩制の區別を爲さんことも亦た容易ならず此  
 の點に關し普國の補充的名目上の一般財産税は參考し得べき價值あり之れに



依れば先づ財産税を課すべき財産を略ぼ収益用の財産に限定し、且つ財産税の課せらるべき義務者は同國の一般所得税を收むる者とし所得一定額以下のものには財産税を免除し且つ財産税の税率は輕微にして收入以下遙かに低位に定めらる、而かも猶ほ其條件は決して完備するものにあらず亦以て兩制の實行上に於ける區別が容易ならざるを知るに足らん

假りに種々具體的の條件を加へて兩制を區別し名目上の一般財産税を得たりとするも名目上の財産税は必竟一種の一般的収益税に外ならずして收入課税の系統に屬し從來の舊収益税に代はり若くは類別所得税又は追加所得税なき場合に於て一般所得税を補充する恒久税として收入課税中の一位を占めしめ得るに過ぎず何れにしても收入課税以外に獨立の地位を有するものにあらず従つて眞の財産税として他の諸税系以外に獨立の地位を有し得べきものは眞實上の財産税あるのみ然るに其眞實的財産税は謂ゆる舊財産税にして税本其者の課税なるが果して能く復活し得べき價值あるや否や實行上最も疑團多き問題なりとす

眞實上の財産税には左の主張理由あり

- 一、財産は税本なるも剩餘價値の蓄積に外ならざれば所得以上に税源とせらるべき適當性を有す
- 二、財産税に依り有基所得は無基所得よりも重き負擔を受け負擔の公平を結果す
- 三、財産の獨占的集中を防ぎ分配の不公平を矯正す
- 四、生産用財産のみならず享樂用財産にまで課税するが故に奢侈及遊惰を防ぎ且つ收入を増加す
- 五、査定及徴收に於て所得税よりも容易にして且收入の確實及屈伸性に富む
- 六、所得税の缺陷を補充し且つ所得税の課税方法を監督する如き職分を充たすことを得

七、國民富力の統計を確實にし非常事變に對し富力總動員の實行に便せしむ之に對して反對の理由とする財産税の缺點は左の如し

- 一、財産は古所得の蓄積に外ならざるも主要の税本なるが故に課税に依り之



を減少すれば税源を涸渇せしめ恒久的國家の恒久的財源を絶つべし

二、有基所得と無基所得との間に負擔の公平を確立するは必ずしも財産税の復活に依るを要せず所得税に於ける査定又は税率の差別に依り若くは追加所得税乃至類別所得税の設定に依り更らに一層合理的方法を講ずることを得

三、財産の獨占的集中も完全なる合理的統一所得税を以てせば財産税に依るよりも一層適切に之を防ぐことを得べし

四、眞實的財産税は享樂用財産にまで課税するも生産用財産にも同様課税を爲すものなるが故に収入額稍々多かるべきも特に奢侈及遊惰を防ぐの効は到底期待し得べからず且夫れ享用財産の多くは調査甚だ至難なり結局實際上に於ては生産用財産のみの収益財産税に化し去らん

五、否な生産用財産と雖も商品、有價證券、預金及現金の如き動産は其の調査に於て價格査定に於て脱漏極めて多く結局財産税は不動産時價税と化し不動産のみ重き負擔を受くる結果とならん

六、眞實上の財産税は財産實物を徵收するにあらずんば其の主旨を徹底するものと云ふを得ず何んとなれば其収益又は他の収入を以て支拂ふは眞實上の収入課税にして収入課税には収入を税源とする適切の課税法別に存在すればなり然るに公共團體が財産實物を徵收すると云ふは果して如何ん公共團體は之を賣却せざれば所要の収入を得る能はず去りとて之を富裕者に賣渡すは益々財産の獨占集中を助長する所以なるを以て社會政策上の目的に従ひ成るべく無産者を求めて之を賣下げ財産分配の公平を期せざるべからず而かも尙ほ果して所要の収入を擧げ得べきや否や

七、財産税と云ふ以上は消極財産たる負債を控除せる眞實上の財産に賦課せざるべからず然るときは商店の商品、工場の原料品及倉庫の在荷品の如きは負債關係に在るもの多數なるを以て殆んど之を財産に算入する能はざるべく延いて収入の豫定に大なる錯誤を生ずるの虞なきを得ず

八、所得税の缺陷補完及方法監督竝に富力統計の如きは亦た必ずしも財産税にあらざれば其の職分を充たす能はざるものにあらず特に非常事變に應



ぜん爲め平素より財産税を課し置くの要ありと云ふ如きは何の故たるを知らず

要すに財産税特に眞實上の財産税即ち所有税に關する利害得失の兩論は容易に斷し難きものあり學說に於ても「コーン」氏「ヘツケル」氏は財産税に賛成し居れるも「シエフレ」氏及「ロツシエル」氏の如きは所得税完成せば財産税の要なしと論じて寧ろ反對に傾き「ワグナア」氏は普國の名目的財産税に反對し眞實上の財産税には賛成なる如きも頗る嚴重の條件付にして態度明白ならざるものなり「エヘルヒ」氏及「フェルデス」氏は寧ろ名目上の財産税に賛成して眞實上の財産税には強き反對を示めせり

吾人は名目上の財産税は其實一種の一般収益税に過ぎず收入課税に屬せしむべきものにして獨立の租税系統と爲すに足らず少くとも茲に財産税即ち所有税として論ずべきものにあらずと爲す而して眞實上の財産税に關しては恒久税の性質を有せず戰時又は戰後整理の如き場合に處する一時的目的税としてのみ適當なりと信ぜんとす要するに財産は課税上の正常税源にあらず唯だ

單に萬一の場合に對する豫備税源たるのみ從て之に對する眞實上の財産税は原則上恒久的課税に適せず單に一時的豫備税と見做すの外なし若し強ひて之を恒久的制度と爲さんか米國等の實例が示め如く必ず其性質は變化し名目上の財産税即ち眞實上の一般収益税となり收入課税の系統に屬せざるべからざるに至らん茲に於てか知る財産税は到底恒久的に租税系統上獨立の地位を有せしむるに足らざるを(附録第十一表參照)

廣義に於ける財産税の各國例を見るに瑞西諸州の財産税は舊財産税の進化せるものにして「ジャンツ」氏の調査に依れば其種類頗る區々なるも多數の州に存するものは所得税と併施せられ而かも財産税が主税にして所得税を補助とせる制度の如し一切の財産に課する直實的財産税なるも五千法以下の財産、二萬法以下の寡婦財産、及家内用、農業用、動産は免税し十萬法以下「プロミール」税より二十萬法以上「プロミール」税の累進率を課す但し或る州に於ては動産のみに累進的財産税を課するに止めたるものあり普國の財産税は一八九三年に新設せる名目上の財産税なること既述の如くして一般所得税の補充税なり家具其他收益目的に使用せられざる動産を除くの外一切の動産不動産の總價格に課するも六千馬克未滿の財産價格に過ぎざるものは無税とし又十二萬馬克の財産價格あるも其人の所得税義務ある所得高九百馬以下に過ぎざるときは財産税を課せ



ず其外資本的負債を控除するも家計の爲め又は課税財産にあらざる財産部分の爲めに起せる負債は控除せず税率は六千麻に對する三麻税より二十二萬麻に對する百麻税の等級別なるも千分の二分の一の比例税とす但し其以上の財産價格に對しては二百麻毎に二十麻の税率を加増す獨逸國は素より財産税を有せざるも大戰に會して戦時財産増價税を新設せり一九一三年七月三日の財産増價税法に依る財産價格を原價とし之れと一九一九年六月末現在の財産價格との差額を増價と見做し増價五千麻以上のものに本税を課することとし税率は増價額一萬麻以下百分の十より超額累進して最高超過額に對する百分の百に達す是れ正に一時税にして且利得課税の系統に屬すべし米國は各州に古くより眞實上の財産税 (Property tax) を存せり初めは不動産のみに對する財産税なりしが後ち動産にも課することとなり其税率は財産價格の千分率とす例へばカリフォルニア州の如き八百弗に付八十仙又は六十仙と規定せり而かも不完全なる配賦税にして各税區、各税團及各納税人間の不公平甚しく特に動産 (Personal Property) は殆んど全く脱税せられ全収入の九割八分は不動産税より生じ動産税より生ずるものは僅に二歩に過ぎざるの事實なり「セリクマン」博士の如き口を極めて本税の改廢を主張し居れり匈國は大戰前財産税なかりしが一九一六年に新設せられ五萬克以上の財産總額に課税し税率は最低〇克一三六より最高千分の五に達す平均百分の二分一に當ると云ふ此税には特色あり當該財産より生ずべき所得に賦課せられたる所得税額を財産税より控除すること是れなり且つ所得税を負担せざる人は財産税の半額を免除す但し不課税品は什器、衣服

家具、美術品、書物等に限定せらる伊國も大戰前は財産税なかりしが一九一九年十一月には一回限りの戦時財産増價税を新設し法人、個人に對し戦時中に増加せる財産増價額百分の五以上に對し百分の十乃至六十の累進税を課することとなせり是は性質上一時的の利得課税に過ぎざるも次いで一九二〇年一月に至り非常財産税を設定せり是は眞實上の財産税なるが一時税にして五萬利以上の財産總額に課税し税率は百分の四五より五〇の累進率にして之に付き三年間の分納を許るせり和蘭は古昔より一種の財産税ありしが一八九二年に至り補充的財産税を採用せり一萬三千「ケルアン」以下の財産總額を無税とし税率は最低の二「ケルアン」税より最高二十萬「ケルアン」以下に對する二三七「ケルアン」五〇税に累進し二十萬「ケルアン」以上は千「ケルアン」毎に二「ケルアン」税を附加す英例兩國は一つの財産税なく大戰に際しても一時的財産税すら之を設けざりき

## 第八章 支出課税論

支出課税 (Aufwandssteuer) とは個人經濟の消費的支出特に一定物件及勞力の消費及使用に賦課する税類の總稱にして物件又は行爲を課税の客體とするも課税が眞に目指す所の税源は依て支出せらるる所得其物にあり言ふ迄もなく此支出課税の理據とする所は個人經濟の一定目的に對する消費的支出と其の



所得との間に一定の關係存在すと解するに基くものなれば支出課税は消費的支出の機會に於て其所得に課せんとし又課せざるべからざるものなり茲に於てか知る常收課税及利得課税は所得の發生又は形成に課し所有課税は古所得の蓄積(即ち財産の所有)に課するものなるに支出課税は所得の支出に課するものなるを是れ支出課税の位地たり且つ特色たりとする所なり

課税の方法は二種に大別することを得べし一は直接に消費者自身に賦課するものにして他の一は間接に生産者又は販賣者に賦課し彼等をして價格の附加に由り消費者に轉嫁せしむるものなり前者は直接消費税又は使用税(*gebrauchssteuer*)と云ひ後者は間接消費税又は消費税(*Verbrauchssteuer*)と稱す支出課税中消費税及使用税の區別は大體此の理由に基くものなり

然れども課税の客體とせらるゝものは頗る雜多なり生活食用品あり普通日用品あり飲料品あり奢侈品あり又た娯樂行為あり之に對する徵税の方法は千種萬様なり現在は各國皆な此等の品名又は行為毎に特別の課税を爲し居れり故に特別支出税の制度なりと稱し得べし而かも此等特別支出税の發達は甚著

にして大戰前の如きは實に本税を以て各國歳入總額に對する六七割の要部を占めたり戰時以來直接税の増徴し新設せられたる爲め戰後財政上の位地稍々低落せるも尙ほ優に各國歳入總額の半部を占め居れること疑なき所なり特に各國の思想は奢侈税の擴張に傾き社會主義的學說も倫理經濟學者も一致して之を提唱し財政家の共鳴と相俟つて各國何れも奢侈税の新設及増徴を企圖せざるものなきに至り課税の種類も戰後著しく増加し益々複雑を極むるの狀態に在り之と同時に特別支出税に代はるべき一般支出税の新設論頗る勢力を得るに至れり

一般支出税論は大戰中より獨米の學者之を疾呼し其の論據とする所は米人「モリツ、リフマン」氏及び獨入「ピアマン」教授の説に依れば資産及所得に對する直接の課税は自ら制限ありて今や極度に達せり到底之を以て戰費及戰債の負擔に應じ得るものにあらず彼の米國南北戰爭の際米國が實行したる生産及商業税に倣ひ之を合理的に擴張して一般の消費に對する課税を爲すこととせば財政上の需要を支辨し得るのみならず負擔を一般に平分することとせ



と云ふに在りて其方法としては第一的必要の食料品及輸出品には多少の斟酌を加ふるも敢て免除せず其他苟くも販賣を目的とする一切の商品は必需品と奢侈品とを問はず原料品、半製品と精製品とを別たず總て皆な課税の範囲に入れ課税の機會は生産、製造及輸入等便宜の時點に於てし其税率は數量又は價格を標準とし印紙帖用に依りて之を徵收するものとす此説は先づ獨逸の實行する所となり一般賣上税 (Waren Umsatzsteuer) として一九一八年八月一日より施行せられ佛國亦之に倣ひ一九一七年十二月の法律を以て支出税 (Impôt sur le chiffre d'affaires) を新設し總ての商品小賣價格に課せり米國も消費税として一九一七年七月に新設せるものを一九一九年四月に擴張して廣汎なる奢侈消費税と爲し次いで伊國も一九一九年十一月の大租税法に依り廣汎なる日用品及奢侈品賣上税を實施せり其中に就き獨逸の新制は營業者年税にして五ヶ年間施行の一時税に過ぎず米國の改正消費税は主として奢侈品の生産及販賣税なり佛伊兩國の新賣上税は奢侈品以外にも亘れる廣汎のものなるが佛國の制は輕微の税率にして略ぼ印紙税の如く伊國の制は尙ほ統一せざる消費税なり且つ四

國の制度何れも特別支出税に代はれる統一支出税にはあらず其上に加設せられたるものなり是れ果して今後永く此儘に繼續せらるべきか將た特別支出税と如何に之を調節するに至るべきや素より斷言し難しと雖も大勢が一般支出税制に向ひ且つ特に廣汎なる奢侈税の設定に努むるに存するは疑ふべからず更らに最も驚くべきは專賣制の擴張に在り同國は從來既に煙草、鹽及規那鹽の專賣制を有せしに大戰以後先づ燐寸及骨牌を專賣し次いで一九一九年十月の大改革に依り新に珈琲、茶、砂糖、石油、變性酒精、爆發物、電球又水銀の專賣制を加ふるに至り世界第一の專賣國と稱せらるゝことゝなれり

支出課税就中消費税に關しては利弊の論あり

其の利點として數へらるもの左の如し

- 一、納税者は概して大企業者なるを以て能く稅務との交渉に熟し監視を受くるの煩少なく且つ課税亦た比較的容易なり
- 二、課税は概して分割的にして其の物品が必需品にあらざる限り消費者に於て或程度迄負擔を避け負擔額を伸縮し得るの便あり



三、税種の選擇に依り下層社會に重課の虞ある必需品又は生計費に課税せざることを得又た品質に従ひ税率に差等を附するに依り幾分か負擔力に應ぜしむるの課税を爲すことを得るの利あり

四、課税は概して貨物價格の一部を成すが故に人をして租税としての苦痛を感ぜざらしむるの利あり

五、富力の増進、人口の増加に伴ひ自然に収入を増加し得るの利あり之に對し本税の缺點として挙げらるるもの左の如し

一、收入甚だ不確なり災害又は恐慌等の場合消費物の生産高を減少すること多く爲めに収入の激減を來し豫算を不安の狀に置くの缺點あり

二、脱税の弊多くして多大の煩累と徴收費を要せしむるの不利あり日夜税吏をして絶えず監視するの要あるは實に本税を以て最とす

三、同種の營業者をして課税の爲め一方は偶然に利益し他方は損失を生ずと云ふ不公平を感ぜしむ大企業者は精巧の機械を使用するが故に此課税の爲め却て利益し小工業者は然る能はずして益々大企業の爲めに壓迫せら

るゝの弊を助長す

四、課税の爲め消費力を抑制するが故に人をして必需品又は有用品に對する消費を爲すを得ざらしむ

五、課税は多く中流以下の負擔に屬する多量的の有用品又は必需品に行はれ易すぎが故に中下層の負擔を比較的過重ならしめ逆進税の傾向避くべからざるの缺點あり

要するに支出課税は間接税の代表税なるを以て間接税に屬する總ての缺點を有し負擔力主義の租税として不適當なること何としても辯護し得ざるなり唯だ努めて其缺點及弊害を救ふの方法を講ずるあるのみ蓋し各國の財政上實際問題として到底消費課税を廢止すること能はざればなり(附録第十一表参照)

## 第九章 消費税

消費税は支出課税の一系にして個人經濟が消費物の消耗及娛樂行爲に於て表現する所得を税源とする課税の謂なり其種類は多數にして各國亦同一なら



ざるも大體に於て食料其他日用品税、飲料品税、奢侈品税及び娛樂税の數種となすことを得べし

消費税に關しては經濟上、財政上及社會正義上要求すべき數個の條件あり、其  
一は課税物件として成るべく生活及生産に必須なる材料的物品を採らざること  
と是れなり何となれば生活必需品の課税は下級社會に對し不公平なる負擔を  
強ゆるに均しく生産要材の課税は一般の産業を阻害し税源の成生を挫折せし  
むる所以なればなり其、二は而かも少收入を避くる爲め成るべく多量消費品を  
課税物件とせざるべからず然かするには一般國民の愛好して最下層階級にま  
で普及せる贅澤品を選択すること最も可なり「ボルテア」氏曰はく最も必要な  
贅澤ありと是れ最下階級にも一定の贅澤消費存すること疑ふべからざるを云  
ふなり其、三に課税すべき物品は其品種の餘りに雜多ならず成るべく品種の少  
數なるを可とす而して品種相異なるものに關しては擔税力の不同に注意するこ  
となり即ち精良品は概して富者に消費せらるゝが故に高課すべく粗劣品は概  
して貧者に消費せらるゝが故に輕課すべし若し此區別を爲さざるときは逆進

課税となるの虞なきを保せず其、四は成るべく代用品なき物品に課税すること  
とし若し代用品存するときは同率の課税を之に及すべきこと是れなり然らざ  
るときは課税の目的を達する能はざるに至らん其、五に課税物件は成るべく  
各所に散在せず少數者の手に集收せるものなるを要す其他課税品の生産、移轉  
消費を著しく防害せず圓滿に輕易に課税するに適する方法を採るを要すべき  
は多言を俟たざるなり

消費税の性質及課税條件は以上の如くなるが課税の方法は間接の賦課に依  
り概して物件の生産者又は販賣者に對するものにして略ぼ左の五種に分つを  
得べし

#### 第一、生産課税法 (Produktions steuern)

此方法は飲料品又は日用品が其の生産手續中に存する間に於て賦課する方  
法にして原料課税、製造課税、成品課税の三種あり原料課税 (Rohstoff's steuern) は生  
産用原料の分量、歩留又は耕地面積に從て税額を定むるものにして消費税の名  
に對し其生産手續中餘りに早き時機に於て測定する粗なる方法と稱すべく從



て目的の消費者に租税を轉嫁せしむるに適せず生産者自ら負擔したるまゝ租税及租税の利息を回收し得ざるの恐あり且つ其の負擔は原料の歩留技術の巧拙並に規模の大小に依り頗る不公平を見るべし歩留とは一定の原料より製出せらるべき成品の歩合にして原料の良否及技術の巧拙に従つて異同あり使用原料より成品歩合を推定し又は成品量より使用原料高を推定するは共に往々不公平を來さん但し推定歩留により課税するは場合に依り技術を獎勵するの效あることあり何となれば生産者は法律上の推定歩留より以上の成品量を得て租税の負擔を軽減せんと力むるに由るなり然れども結局課税の不公平なるは免るべからず之に反して製造課税 (Fabrikationssteuer) は容器又は半成原料高に應じ製造中の標準に従つて課税するものにして原料課税よりも稍々消費に接近すること勿論なるが未だ製造成品の技術的結果をも見るに至らず従つて尙ほ企業規模の大小等による成功の差違あるも之を斟酌するに適せず且つ常時煩雜の監視を加ふるにあらざれば代用品の混入を防ぐを得ざるの虞あり又た多少税金の利息を損せしむ到底不公平たるを免れず成品課税 (Fabrikatsteuer)

(Steuer) に至りては生産課税法中最も發達せるものに屬す生産手續最終の成果に付き其の品位及價格を斟酌して一定量毎に課税するを通例とす此の方法は其生産者の數少くして各所に散在せず従つて製造場の監督容易なる場合に於て適當なる課税法とす然れども眞の消費迄には尙ほ多くの距離を存し税金の利息に相當する負擔を加ふる缺點を避くるを得ず且つ物品に依りては製造終了より實際消費に至るまでの間に著しく減耗し又は損敗することあるを以て益々税金外の負擔を多からしむるの傾きあり

## 第二、流通課税法 (Umlaufssteuer)

此方法は生産後物品が移送販賣せらるゝ時點に於て其の數量又は價格を標準として課するものにして最も消費に接近せる時機に於て負擔力を測定す之を分てば搬出課税及販賣課税の二法となる搬出課税 (Transportsteuer) とは製産場より消費場に向て搬出し又は搬出後一定の場所に倉入する際に課税するの謂なり搬出税、倉入税及入市税と稱するもの即ち是なり關税の如きも概して此の種類に屬せり販賣課税 (Handelssteuer) は販賣者又は小賣業者を納税義務者と



して課するものにして消費に最も近き時期に於て消費者の負擔に歸せしめんとするものなるも監督頗る困難にして徵稅費亦た甚だ多きの缺點あり

### 第三、豫約課稅法 (abfindungen)

此課稅法は一定の期間に於ける生産又は販賣高の總額を推定し以て個々の計算及監督に要する費用と煩累とを省略し其の總額に付租稅を一度に前拂せしむるものなり實際の精査に課するよりも粗にして遁脫の虞あり然れども敏活迅速の商品に關する場合の如きは之を用ゆるを便とすることあり

### 第四、專賣課稅 (monopol, Steuer monopol)

專賣には單に加工又は販賣のみを國家の獨占する部分專賣 (Teilmonopol) と製産及販賣を國家の獨占する完全專賣 (Vollmonopol) との二種ありと雖も其の收入行爲より云へば國家の企業收入に屬し學者に依り之を私經濟收入に屬せしむ又た學者に依りては總收入より企業費を控除せる純益を以て國家の獨占に基く強制收入なりとし之を租稅に屬せしむ余輩は專賣を以て國家が租稅賦課の一手段として課稅物件に關する企業其者を自ら引受け企業費を以て收稅費と

し純益を租稅とするものなるが故に企業費及純益を一體として之を租稅と看做さんとす

此の專賣課稅に於ては(第一)に國家の經費科目を増加するも企業利潤の全體を國庫に收むるが故に國庫の收入額は歩合租稅によるよりも巨大なるべく(第二)に官吏の勞務及會計法上の手續甚だ敏活を缺くと雖も此は官業たるが爲めと云ふよりは大企業たるが爲めと云ふの適當なるものにして之に對しては大體に於て生産費の節約と云ふ利益を以て應ふるを得べし(第三)に個人の企業を減じ他の租稅收入を失ふも他の租稅收入減は專賣益金の多に比すれば概して論ずるに足らず(第四)に個人企業の場合の如く競争による生産過多又は産額の不同に基く企業の盛衰は少なく從て一定の勞力は安全に且つ永く需要せらるべく(第五)に消費需要の變化に對しては一々適應せしむるの困難なる事情あるも製品の精撰に依り消費者をして不當に高價なる供給に接せしむるの恐れ尠なし(第六)に原料供給の民業には確實完全の價格を保證して其の産業に健全なる發達を遂げしむるの利あるのみならず(第七)賣下價格の減免に依り特種産業



用慈惠用醫藥用其他公益の目的用に對し特惠を與ふることを得べし(第八)に企業の獨占に陥り易すぎ又は期節若くは交通不便の爲め價格の變動又は差異甚しき一般の需要品は專賣の爲め投機相場の動機を避け又は價格の不均一を免るゝを得べし要するに專賣課税は制度として財政上及經濟上得策なることを論を待たざるも謂ゆる此等の利益は之を擧ぐることを得と云ふに止まりて各國の實際は必ずしも然りと云ふを得ず原料の買收製品の賣下に關し情實の纏綿することあり懶惰不改善の企業となることあり官吏の腐敗を來すことあり官權を不當に強大ならしむることあり弊害も實際に於ては決して少からず故に充分の注意及監督を加ふるの要あるは勿論なり

第五 免許課税法 (Lizenz abgaben)

此方法は一定の貨物に關する生産又は販賣の特權を一定の資格ある個人に免許することゝし之に對し年々賦課する所の料金にして一面は手数料の如く他の一面は營業税の如き形を有するものなり消費課税の方法としては餘りに粗なるものにして到底主要の方法とするに適せず僅かに附從の方法として國

により採用するに過ぎず

消費税は種々均しからざる課税方法に依りて賦課せらるゝも結局は大體に於て其の實際に消費する者の所得より負擔せらるゝが故に各種の消費税が如何なる所得級のものに最も多く負擔せらるゝやは講究を要する所なりとす今茲に「ゲルロフ」(Carloff)氏の調査する所に依れば普國に於ては

四千麻—六千麻の所得級者 八百麻以下の所得級者

|      |      |      |
|------|------|------|
| 鹽    | 三、一  | 九、二  |
| 砂糖   | 一五、二 | 一五、六 |
| 珈琲   | 一三、三 | 一五、三 |
| 石油   | 六、五  | 一二、二 |
| フェット | 一、七  | 一、九  |
| 肉類   | 八、五  | 二、二  |
| 穀物   | 二三、七 | 三一、三 |
| 煙草   | 八、九  | 四、二  |



|    |      |     |
|----|------|-----|
| 火酒 | 七、九  | 一、九 |
| 麥酒 | 一一、二 | 六、二 |

之に依れば下層階級の高き消費は鹽、石油、穀物にして其の低き消費は肉類酒類に在るを知るに足る

更らに「ノエマン」(Nehmann)氏が七百三個の國際的豫算に依り調査せる結果に依れば各所得級者の消費稅負擔割合は左の如しと云ふ

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 一〇、〇〇〇麻以上の所得級者  | 百分の〇、八四 |
| 四、〇〇〇—一〇、〇〇〇麻の者 | 同 一、六四  |
| 二、〇〇〇—四、〇〇〇麻の者  | 同 二、五九  |
| 一、二〇〇—二、〇〇〇麻の者  | 同 二、九〇  |
| 八〇〇—一、二〇〇麻の者    | 同 三、七九  |
| 八〇〇麻以下の者        | 同 五、一八  |

亦た以て如何に小所得者の消費稅負擔が大なるやを知り得べきなり

### 第一節 必需品稅

必需品稅は生活及生産用品中第一的必需品(Ersten Lebensmittel)の消費に賦課する課稅にして穀粉食麩稅、肉類稅、食鹽稅、石油稅及石炭鐵稅の如き是に屬すべし

#### 第一、穀粉食麩稅

此稅は古く中歐諸國に行はれたる穀粉及屠肉稅(Mahl- und Schlachtsteuer)の一にして現今尙ほ之を存する國あるも殆んど其跡を絶つに至れるものなり惟ふに下流階級に於ける生計豫算中植物的食料品は六割以上を占むるが故に此等食料品の消費は決して擔稅力に一致するものにあらざること明かなり加ふるに本稅は間接的に賦課せらるゝが故に有ゆる缺點と弊害を伴ひ不公平に不同の所得級を壓迫し徵收に巨費を要し且つ工業及商業にも不利を來たしむ最悪なる人頭稅に外ならざるが故に其の今日に存在し能はざるや當然なりと云ふべし普國が久しく本稅を存したるは人の能く知る所なるが伊國は新なる試を企



てしも實績不良にして遂に一八八四年に廢止せり。埃國は尙ほ入市税の形に於て存せしむるが如く、獨逸の地方自治體は一九一〇年迄之を存せしが今は既に廢止せられたりと云ふ。

## 第二、肉類税

本税に對しても穀類税と同様の議論ありて略ほ同様の運命を有す蓋し肉類は一定の範圍に於ける必需的食料なり特に勞働階級に取りては一定の分量に於て勞働力の再生産上特別なる重要を感ずるものなり賦課上の不利も穀類税に均しく生産場は無數に廣布せられ品質に依る税率の等級は設けられず之れが徴收費は甚しく多きを要し往々收入の半を超ゆることあり其の課税方法は入市税に依るの外なく國税としては存在し得ず唯だ地方自治體の屠肉税として存するを得るのみ。

## 第三、食鹽税

食鹽は人體の生理的維持上重大なる要素にして生活上缺くべからざる第一位の必需品たるや争ふべからず故に食鹽の消費は毫も擔稅力に關係を有せざ

るのみならず食鹽の品性は總て一式なるが故に之に課税して各所得級に適當せしめんこと到底不可能なり此點は全然人頭税に類似せり従つて人頭税の如く逆進課税なり統計の示めす所に依れば下流階級は一般に家族數多く食鹽の消費は内進的及外進的に強し男女及長幼の別なく小兒も大人に劣ることなく全然其數に従ふものなり否な特に下流階級者の一人宛食鹽需要量は富者階級の一人當りに比して多大なるの事情あり彼等は芋類及食麩等植物的食料を常用するが爲めに生理上特に多くの食鹽を要せざるべからず到底富者が肉食美膳に飽き食鹽を要せざるの比にあらず平均的食鹽消費高は富者一家十基瓦を要するに過ぎざるに貧者の一家が二十基瓦を要することは調査統計の示めす所なり是れ下流階級者が個々一人若くは一家としても食鹽税に對し上流階級者より多大の負擔を受くる所以なりとす更らに全階級を以て之を對比すれば下流階級は全人口の大部分を爲すが故に全階級として食鹽税の負擔は上流階級に比し一層多大なる負擔を荷ふものなりと謂はざるを得ず之を更らに都鄙に分つて考ふるときは肉食生活の都會は鹽税の負擔甚少なく植物生活の村落



は其負擔著しく多大にして利害の關係同一にあらざるを知るに足るべし且つ夫れ食鹽税は農業及工業上に至大の關係あるを知らざるべからず肥料用に於て選種用に於て飼畜用に於て肉類漬に於て曹達原料用に於て此課税が大なる障害を此等の發達に與ふるや明かなりとす唯だ食鹽税は人頭税と均しく何人も其の負擔を避くること能はざるが故に財政上の收入は確實にして能く他の不況なる租税の缺陷を補ふの効あり之が爲め財政家は容易に之を捨つる能はず民主共和の佛國、米國及瑞西に於てすら今尙ほ之を存し其他の諸國も種々の方法に依りて保存しつゝある狀勢なりとす

食鹽税は主として三様の形式に於て行はる第一は生産課税の形式にして生産を自由にして生産者に課税するものなり獨逸及佛國の如き是れなり第二は關税の形式にして國內に食鹽の生産せられざる丁抹、那威、西班牙、葡萄牙、及米國の如き是れなり第三は政府專賣の形式にして埃國、匈牙利、塞維也、羅尼、希臘、土耳其、伊國、瑞西、印度、支那及本邦の如き是れなり專賣制は行はれ易き事情あり食鹽の生産は簡單にして數所に集業するに適し且つ巨費を要せざるに依る、但し專

賣にも方法種々あり政府に生産のみを保持し移轉販賣を自由にするあり又た生産を自由にして政府に販賣を獨占するあり乃至生産及販賣とも兩ら政府に獨占するあり何れにするも政府に販賣を保持すれば廉價を以て公衆に販賣し公衆をして充分に必要な生活手段を得せしめ得べく又た然かせざるべからず又た農業用、飼畜用及工業用に對しては特に割引の價格を以て供給し之を助長することを得べく又た然かせざるべからず然れども其の代はりには專賣に對する財政上の收入期待は殆んど之を拋棄せざるべからず財政の目的を拋棄せずして一般の廉賣及特別の割引を行はんことは到底至難なりとす課税を存せざる英國の人口一人宛食鹽消費高が二十基瓦にして課税又は專賣の獨佛埃匈諸國が一人平均七乃至九基瓦なるに徴するも食鹽に關して財政上の目的と經濟上の目的とを同時に達せんとするの到底不可能なるを知るに足らん而して既に財政上の目的を拋棄するに於ては專賣制も租税的專賣の系統に屬せざることならん

#### 第四、石油税



石油は一八一五年「ペンシルバニア」に於て發見せられ現に人類の光熱的需要を充足するに使用せられ近時は動力工業の補助材料として重大の地位を占むるに至れり故に之に課税するは理據極めて薄弱なるを感ず特に石油の燈火用は主として下流階級及村落に行はれ上流階級及都會は主として瓦斯及び電氣を使用し而かも此等に關する消費税の設なきに石油に對して課税を存するは逆進課税の最も甚しきものと云はざるを得ず唯だ各國財政の需要、課税の比較的なる容易及其の有する豊收性に依り此の根本觀念を裏切られんとす現に日本、埃國及露國は石油製造税を實施し居れり外國石油の壓迫壟斷に對する爲め石油を政府の專賣と爲すべしとの論は獨塊に於て盛に議せられつつあり斯る事情ある場合に於ては課税よりも專賣の優れるや論を俟たず石油の課税は縱令へ瓦斯及電氣に課税ある場合と雖も之を廢止するを至當とす

#### 第五、石炭及鐵税

石炭及鐵は共に生産の基礎を成し他を以て殆んど代ゆべからざる必要品にして生活上の第一必需品に準ずべきものとす従つて之に課税する如きは毫も

理據なき所なりと雖も世界大戰に際しては財政上の原理の如き全然捨て、顧るの違なく獨、埃、伊の諸國に於て石炭税を設定したるを見る其理由は當時此等基礎品の價格暴騰し居れるが故に課税の負擔は極めて輕微にして且つ多くは他國の負擔に轉嫁すと云ふに在り

以上の必需品税に關し各國の現行例を見るに我國は食鹽專賣及石油消費税の二種を存せり食鹽專賣は明治三十八年一月法律を以て創設せらる、販賣專賣にして各地海鹽の生産者(製鹽高約九億斤)より毎前年末豫告の等級附賠償價格を以て鑑定の上之を買上げ又た外鹽及植民地鹽の輸入(約一億斤)を政府に獨占す其賣渡價格は右賠償價格の上に百斤當り一圓四十八錢(一石二圓五十錢)以内を加算したるものとす但し輸出鹽、農工礦漁用の特別用途鹽は殆んど賠償價格を以て賣下ぐ、純益金は一時年額千萬圓を算せしが其後賠償價格は騰貴し經費亦増高し特別鹽の需要も増進し收支相償はずして最近は年々多少の損失を醸し財政上の役立を爲さざるに至れり然れども戰後一般物價數倍の騰貴に拘らず獨り食鹽の廉價なるを得たるは專賣の効果なりと云はざる可らず石油法は明治三十七年非常特別税法を以て創設せられ其後明治四十一年三月石油消費税法に依りて獨立の永久税となれり税率は一石(約四十五瓦)に付一圓の從量税なり内油約三千三百萬瓦、外油約七千萬瓦總額計一億瓦に課せらる、近時瓦斯及電氣の使用は地方にまで普及し石油の燈火需要減少せるも各種動力用、工業用、道路用、害蟲驅除用、軍艦用、飛行機用の需要は



著しく増加せり而かも本邦石油の産額は依然發達せず而して一方瓦斯電氣に別段の消費なし本法は廢止すべき運命に在り

英國は本節必需品税に該當する一の租税をも有せず佛國は食鹽税、石油税を有せり食鹽税は百基(約一石一斗)に付十法を課し戰前約年額千萬法を擧げたりしが戰時戰後に増徴を爲せり石油税は石油關稅の權衡税として設け百基に付三十法の税率なりしが戰後之れ亦た増率せられたり米國も亦た本節の必需品税に該當するものを有せず然れども一九一七年十月戰時特別税法に依り人造牛酪税を設けたり獨逸は鹽税及石炭税を有せず食鹽税は一八六六年十月法律を以て從來の國家專賣制を改易したるものにして税率は百基に付六麻とし課税方法は製鹽所を制限し製鹽所より官の鹽倉庫に收容し庫出の際徴税するものなり課税の免除は輸出鹽、醫藥用及曹達製造用鹽、一定魚類漬用鹽、輸物漬鹽、工業用鹽、政府又は其許可を経て災害救助及慈善機關に使用する食鹽に及ぶ其收入は戰前年額五千三百萬麻なりしも戰後は激變せり石炭税は石炭賣上税と稱し一九一六年度以後行はる、埃國も亦た之に倣ひ石炭税を起せり伊國は穀物肉類入市税、食鹽專賣、石油專賣及石炭專賣案を有す伊國の入市税は國税にして一九〇二年一月の法律を以て漸減方針を立てたるも今尙ほ各種飲料入市税の外穀物、肉類、乾茶等の入市税を存せり石油專賣は戰前の石油税の改造なり一八九四年石油税を設定し精製及輸入油に課し其税率は百基に付十利にして戰前の年額僅に十二萬利を收入せしは一九一九年の大租税法に依り各種新專賣制と共に石油專賣を行ふこととなれり石炭も同上新專賣制度中に屬せし

めたるも反對多く政府は遂に石炭專賣案を拋棄せり石炭税は別に存せず埃國は屠肉税、食麵入市税、食鹽專賣、石油税及石炭税(戰時)を存せしも戰後の變化甚しきは言を俟たず地方自治體に於て英國は全く此種の一種の税を留めず佛國は地方入市税として獸肉、魚介類、菓實の食用品税、石炭、コークス、堅薪入市税を存し獨逸も久しく地方税として穀粉、粉製、品、肉類、フェット、燃料(石油を含む)の課税あり埃國及伊國の地方自治體は入市税として肉類、穀類、燃料、バター及食麵等の課税を存せり我地方税には本節の諸税なし但し雜種税中屠畜税及漁業税の如きは職業税たると同時に又た消費税たる性質を帯べるものと認め得べし

### 第二節 飲料品税

飲料品税は各國消費税中主要の税目にして各種の飲料を以て課税の物件と爲すものなり狹義の飲料税は専ら酒精飲料品(Gestigten Getränke)に對する課税にして火酒税、米酒税、麥酒税、葡萄酒税其他の酒精含有飲料税を指稱するも廣義の飲料税は右の外非酒精飲料たる純生菓實酒税及び清涼飲料税をも包含す但し飲料税中の大宗として租税論上最も重要な位地を占むるものは素より酒精飲料税なりとす



元來、酒精飲料品は適度の使用に於て一定の好果を勞働力の上、消化力の上及び營養補充の上に與ふと云へ得るものなるも到底必要的の生活手段に屬すべきものに非ざるや論なし故に個人經濟の此等飲料に向けらるる消費が一定の擔稅力を表示するに足るべきは疑を容れず課稅の基礎は先づ此の點に存せり加ふるに酒精飲料品の消費は其の適度を得ること容易ならず使用に従つて益々飲量を増進し知らず識らずの間に過度に使用するの習癖を作り友を呼び人に強ひ甚しきは健康を害し、精神を昏亂し、貧困を招き罪惡を犯さしむるの傾向あるが故に過度の使用を抑制するの必要ありと認めらる。高き稅率の賦課が反對せられざる所以は主として此點に存せり然るに此の高き稅率に拘らず酒精飲料品の消費は増進性と擴大性を有し人口の増加と共に愈々發達し國民全般に普及し謂ゆる國民飲料 (Volkstrank) を成し抑制的高稅を加へられつつ各國の財政上に有力の財源を供し益々其收入を増加するが故に他諸稅の缺陷を補つて膨脹限り無き財政の需要を充たすに最も屈強の課稅なりと認めらる。最近の統計に依れば各國民の酒精消費量及び消費稅負擔の關係は左の如し

|    | 一人當り酒精量 | 酒類稅一人當り負擔 | 酒類稅收入額        |
|----|---------|-----------|---------------|
| 英國 | 一〇、八四   | 一四、〇      | 三一、五一八(千磅)    |
| 佛國 | 二二、四二   | 八、八       | 四二九、九〇九(千法)   |
| 和蘭 | 四、二〇    | 八、二       | 二三、七〇〇(千グルデン) |
| 伊國 | 一四、一三   | 四、一       | 一八三、五〇〇(千利)   |
| 獨逸 | 九、五四    | 四、二       | 三一二、二〇三(千麻)   |
| 露國 | 二、六五    | 四、〇       | 二四一、五〇〇(千留)   |
| 奧國 | 九、〇〇    | 四、二       | 九四、〇〇〇(千克)    |
| 米國 | 六、四〇    | 四、五       | 六九、四〇〇(千弗)    |
| 日本 | 二、五〇    | 四、〇       | 一二〇、〇〇〇(千圓)   |

(備考) 戰前統計にして外國の分は、コンラッド氏及フェルデス氏書に依る斯くて酒精飲料稅は各國消費稅中に於て何れも約五割若くは六割の要位を占め内國消費稅を代表するの概あるものなり(附錄第十一表參照)

然れども各國民の嗜好は相同じからず従つて其の國民飲料とするもの各々



特色を有せり例へば火酒を國民飲料とするものは「スカンデナ」半島諸國、東普魯西「ガリシヤ」及露國にして麥酒を國民飲料とするものは英國、巴威、一部の埃國及米國なり而して葡萄酒を國民飲料とするものは佛國、伊國、西班牙、一部獨逸及匈牙利の如き是れなり之に含有する酒精分の割合は素より一樣ならざるも火酒は百分の三五乃至六五にして最も強く葡萄酒は佛國の如き平均百分の一〇を含む往々百分の一五を見るが故に火酒に次げる強度と云ふべく麥酒は獨逸に於て平均百分の三五にして最も稀弱なりと稱し得べし日本の國民飲料は清酒にして其の酒精分は平均百分の一五と稱せらるるも二十度に達するもの甚だ少しとせず火酒の下、葡萄酒の上に在りとするを得べし此等酒精分の強弱に従ひ人體害を與ふるに異同あるが故に之に課する飲料税として火酒に最も高く、日本酒及葡萄酒は之に次ぎ麥酒は最も低率を課するを適當なりとす特に麥酒の元母たる麥芽は營養補充の效能大なるものあるが故に人の酒欲を之に轉回せしめんが爲め火酒等に高課すると反對に之れに特別の低率を課すべき理由ありと稱せらる

非酒精飲料品に關しては衛生に害あることなく婦人及小兒の特に嗜好するもの多きが故に課税すべからずとの論頗る有力なるが敢て生活上の必需品とは稱し難く寧ろ奢侈用品に近似するもの多く之れに支出する消費が一定の負擔力を表示すること疑なきを以て他諸税との權衡上成るべく之れに課税するの至當なるを見る

飲料品に關する課税の方法は原料課税、容器課税、製造課税、搬出課税、入市課税及小賣課税等種々あるも各飲料品に關し各國の制度著しく相異なるものあるを以て左に順序を追ひ税目を掲げて之を詳説せんとす

### 第一、火酒税

火酒は酒精飲料品中最も重要な位地を有し能く一般に普及し居れり貧民階級の飲料としては僅少の擔税力を表示するに過ぎざるも其の高級酒精分を有する一點のみを以てしても課税の物件たるに適せり特に其の品性は多種ならざるを以て種々に分類して課税を異にするの煩なく課税上に便利なり然れども之を製造する原料品は極めて多種にして而かも農業に關係する所大なるを



以て課税の方法に依りては農業の發達を阻害するの弊なしとせず蓋し火酒の原料は糖分又は澱粉を含有するもの一切にして糖分的原料は醱酵に依りて酒精に變じ澱粉原料は先づ砂糖となり次に酒精に變ず而して工場的生産に於ては概して「ウルツ」(wurz)即ち澱粉原料を使用し之を舂碎し麥芽に依りて醱酵せしめ糖分を分離し蒸餾して雜物を去り酒精を取得するを例とするも農村多數の小製造所に於ては諸種の原料を使用し分密蒸餾の方法備はずして少量の酒精分を得るに過ぎず是れ課税の方法如何に依りては多數の農業經濟に至大の關係を有する所以なりとす

課税方法中原料課税は最も不適當なり火酒の原料課税は其の原料の種類多くして頗る不公平なるのみならず取締に巨費を要し農民に堪ゆべからざる煩累を與へ殆んど實行すべからず製造課税は主として容器に依るものなるが小製造者と大工場と製造方法の精粗著しく相異なるものあるに單に半製品を容るゝ容器の積量を標準として課税するは不公平の甚しきものなれば決して適當にあらず成品課税に至りては英佛及獨逸の採れる所にして前者に優ること

明かなるも監督を嚴重にするにあらざれば密賣又は自用消費大に行はれ財政上に受くる損害少しとせず之に比すれば專賣制は瑞西露國其他の採用せる所なるが寧ろ最も優れるが如し之に依れば政府自ら其工場に於て製造するを以て原料農業の監督及保護に關し種々の便宜あるのみならず密賣を取締することと充分に達し得べく收入の一部を割きて酒精毒制限の道を講ずることとも容易となり收入額も課税の場合に比すれば多大なること素より論を俟たず特に最も有益なるは政府經營の下に製造を集中し事業を統一し生産を完備するが故に生産費を減少し品性を精純にして純粹の酒精を販賣し衛生上の害毒を少からしむること是れなり然れども官業の結果往々需要の激變を察せず爲めに過剰生産を來たし意外の損失を財政上に醸すことあるのみならず延いて原料農業に對し一時大打撃を與ふるの虞なしとせず故に特別の注意を要すべきは勿論なりとす

## 第二、米酒税

米酒税は米穀を原料とし麴より醸造する日本酒の課税にして清酒税濁酒税



白酒税味淋税及焼酎税等を包含す此等の酒税は明治三十一年迄皆な其特銘に従つて税額を異にする従量税なりしが同年法律を以て酒精含有量の標準を採用し各種銘酒に付一定量以上の含有酒精分に對し増加税を設けたれば著しく酒精税の實質を具ふるに至りしも未だ徹底せる酒精分税にあらず又其の課税方法も容器の積量に依り酒類の造石數を査定し一石に付幾何の従量税にして完全なる成品課税にあらず實際に於ては寧ろ容器課税に近きの感なしとせず而かも非常に嚴重なる監督を要し爲に勞費を投じながら尙ほ補税を免るゝ能はず是に於てか寧ろ之を搬出課税又は專賣制に改めんとの論あり搬出課税は既に石油税砂糖税及織物税等に於て實行し居れる所にして成品課税よりも更に消費の時點に接近するが故に消費税として適當なり之に對し缺減石數の増加すること及び監督費用の増加すること等の難點あり國庫實收入の減少を來さんとて未だ實行せられず專賣制に至つては製造方法の改革せられざる限り到底實行すべからざる缺點あり第一は清酒の保存困難なること第二は現在の課税收入よりも多額の實收入を得るの見込確實ならず第三に全國二萬有餘

の營業資本を買収するは財政上巨費を要するのみならず其上に之を集中統一する新資本を投せざるべからざること等其主要なるものなり

### 第三、葡萄酒税

葡萄酒は其の使用一般に必要なものにあらず唯だ病患老衰及疲勞等に際し健康を促進し又は其他の場合に於て勞働力を刺激するの效果あるに過ぎず此等の場合を除けば一般に葡萄酒の消費は自由所得の支出にして擔税力を表示するものなり然れども課税の方法は困難なるの缺點あり生産課税に在りては生産の場所多數にして多數の生産者に依り生産せらるゝが故に監視非常に困難にして巨費を要す搬出課税に在りては煩累甚しく多くの書類を要し且つ嚴重なる監督を避くべからず庫入課税に在りては少くとも一部分の生産者を免除せざるべからずして租税の一般主義を破らざるべからず小賣課税とせんか卸賣を無税とするの結果最も支拂力ある商人を徵税より逸せしめざるべからず入市税とせんか都市と村落と間に於ける種々なる煩累避け難きのみならず入市税に附屬する他の經濟的不利あり但し生産課税に二法あり一は葡萄園



の面積を標準とするものにして他の一は實際に生産せる葡萄酒の分量を標準とするものなり兎に角く課税方法の困難大なるが爲め一、二の國に在りては種々の課税方法を混用するに出たり斯くて英國は關稅と免許稅とを以てし佛國も亦た流通課稅と小賣稅とを併課し匈牙利國は生産課稅と小賣稅とを併用せる如き是れなり且つ夫れ葡萄酒稅の實行は一大困難を有す課稅が到底其各種多様の品性に應じて適當の等級率を設くる能はず概して擔稅力多き消費を課稅より逸して逆進課稅に變し易すきこと是れなり故に或國の如きは國內生産の葡萄酒を一切無稅とし又或る國獨逸は奢侈葡萄酒三鞭酒のみに特別稅を設くることゝ爲せり更らに又た葡萄酒稅は似非葡萄酒及代用葡萄酒例へば菓實酒、人造酒の如しを出現せしめ勢ひ此等にまで課稅せざるべからざるに至る、以上此等の缺點を理由として佛人「ボリュエ」氏は本稅の存在に反對の態度を表示せるが根本に於て葡萄酒の如きは餘りに下流階級の消費するものにあらず大體上流階級の嗜好品に外ならざるが故に租稅公正の本義に照らし菓實酒等と共に課稅より逸せしむべきにあらず

#### 第四、麥酒稅

麥酒稅の理據は種々あり單に上記の酒精飲料既に課稅せらると云ふのみにあらず麥酒消費者の擔稅力は火酒消費者の夫れよりも概して大なるの事實は其第一理由なり何となれば火酒消費者は貧民階級に最も多きを見ればなり然れども亦た麥酒が各國の國民飲料にして勞働者に取り一定の程度まで必需品たり従つて奢侈品にあらず否な却て滋養力をも有するものなることを閑却すべからず且つ麥酒に於ける酒精含有量の低輕なるは既述の如くなれば此等の事情に照らし麥酒は概して課稅上寛大の待遇を受くるに適當すること勿論なり第二の理由は課稅の容易なるに在り昔時麥酒の生産は家庭内に行はれしが現代に於ては概して大工場に集中して生産せらるゝに至り課稅上の便宜同日の論にあらず第三の理由は麥酒の生産に使用せらるべき原料の種類が火酒原料の如く多數ならずして監督の容易なるに在り加ふるに其成品の品性は葡萄酒の如く多種ならずして稅率の適用頗る簡單なるの利點あり

麥酒稅の課稅方法に關しては先づ麥酒の製法より述べざるべからず製法の



技術は先づ麥芽 *malt* (穀類殊に大麥を發芽せしめたるもの) を細碎し之に熱湯を注加して攪拌し次に通例忽布 (*Hopfen*) を投じて之を煮沸し然る後に醱酵せしむ醱酵の歩合は種々一定せざるも概して麥芽百斤に付平均一石の麥酒を製出するを得と云ふ而して忽布課税は既に甚だ不公平なるのみならず消費税の目的に照らし適當の方法にあらず嘗て英國は一八一六年前此課税法を採りたるも今や全く之を改めたり那威の麥酒税は今尚ほ此の形を存すと稱せらる麥芽税は均しく原料課税なるも他の原料課税に比すれば一般的にして且つ比較的公平なりとせらる何んとなれば麥芽は麥酒の製造に對し最も多量且つ重要な要素にして之が代用品たるもの縦令へ他に一、二種ありと雖も何れも頗る劣等にして殆んど用に堪へざればなり此麥芽税は麥が麥芽に變質するときの生産手續中に課税するものにして粉砕税即ち狹義の麥芽税と麥漬税(單に麥を湯に漬したる有様に課す)との二方法あり前者は石臼に於て擣碎したる麥芽の時に課し巴威獨逸及ウルテンベルヒ等に行はる兩者の間には別に論ずべき程の優劣なきも皆な原料課税にして之に依りて製出せらるべき麥酒の品性及強弱

は如何に原料の種別に従ひ税率を區別するも原料の重量に正比例を爲すものにあらざれば決して完全の方法にあらず唯だ専ら便利にして簡單なりと云ふに過ぎず從て税率の低下なる間のみ辯護し得るに止まる次ぎは容器課税の釜税なるが釜税は麥芽の煮沸に使用する桶釜の容積に従ふ課税にして往々重複使用の詐術を防ぐこと困難なるのみならず餘りに機械的なるは論を俟たず然れども佛國は釜税和蘭及白耳義は煮桶税なりと云ふ麥酒槽課税は製品課税なり故に消費税の性質としては比較的適當の方法にして且つ又た簡單なるの便ありと雖も釜税の如く従量課税にして劣位の麥酒に高く課税するの缺點あるを免れず然れども米國の麥酒税は之に依れり麥液税は之に反して素より半製品税なり其方法は一面には煮釜に於て攪拌したる麥粥 (*Bier wivve*) の量に對し冷却舟の容積を以て算定し他面には其元質即ち糖分に對し「サカロメートル器に依りて測定を行ひ以て一定の容積及糖分を標準として課税するものなるが故に學術上頗る完全なりとせられ英國及澳伊諸國も此方法に依れり

### 第五、衛生飲料税



衛生飲料税即ち非酒精飲料税は各種菓實酒税及釐質飲料税の類にして酒精飲料税の如く特別の重要を置くに足らず酒精飲料税との權衡上より見る場合に於ては此等は寧ろ無税となし聊かにも酒欲を之に轉ぜしむるを以て至當なりとするも此種の飲料は又た他面より見て一種の奢侈的嗜好品に外ならざるを以て奢侈品税を設くる如き場合に於ては其權衡上に於て之れに課税するの適當なるを否定すべからず從て此等に關する各國の實例は甚だ區々たり

各國の立法例を略述せんに先つ我日本の飲料税は酒造税、酒精税、麥酒税の三種にして酒造税は其淵源古く、免許税より營業税となり明治十一年に造石税となり明治三十一年二月の法律を以て酒精分的製造課税の現行制度となれるものなり酒精分二十三度以下の清酒は一石三十三圓とし之に準して濁酒、白酒、味淋及燒酎の從量課税を定め一定酒精度以上のものは一石に付酒精分一度毎に一圓五十錢の割合を加徴す酒精分は明治三十四年の法律を以て定められ酒精及酒精含有混成酒の製品課税にして一石に付酒精分一度一圓五十錢の割合を以て課税す但し葡萄酒及菓實酒には課税せず麥酒税は明治三十四年の法律を以て新設せられ成品課税にして製造石數に依る一石十八圓の從量税なり

外國の飲料品に對する消費税の立法例は課税制と專賣制との二種あること既述の如

し英國は課税制にして飲料税としては火酒税、麥酒税の二税あり火酒税は製品課税にして尋常酒精分の一瓦に付十一志の税率を課し麥酒税は其元液税にして「パレル」毎に七志六片を課し輸出には奨勵法を設けらる此の二税の外英國には二酒の醸造蒸餾業、販賣業、小賣業に關する免許料あり戰後は火酒税率を二磅十志に高め麥酒税率を元液三六瓦に付三磅十志に改正せりと云ふ

佛國の飲料税は葡萄酒税、火酒税、麥酒税及清涼飲料税の四種なり葡萄酒税は流通課税とし生葡萄酒「ヘクトリートル」に付一法五十仙、橋子酒八十仙、人造のものは酒精分に依り四十仙乃至六十仙とし火酒税は成品税として「ヘクトリートル」に付二百二十法、移入税として市の大小に依り七法五十仙乃至三十仙、變性酒精二十五仙、十五度以上の「ベルモット」及び「リコール」は半税とし自用醸造は總て無税とす麥酒税は麥芽液「ヘクトリートル」に付二十五仙の製造税あるのみ輸出には戻税の奨勵あり以上は戰前の制度にして戰後は數度増率の結果孰れも皆數倍せり清涼飲料税は戰時中一九一六年十二月法律に依り新設せられたり

獨逸は火酒税(戰後專賣)麥酒税、三鞭酒税、葡萄酒税及清涼飲料税の五種あり、火酒税は消費税として酒精「リトル」に付一麻〇五乃至一麻二五、蒸餾税として蒸餾高の多少に依り「ヘクトリートル」に付四麻乃至十四麻を課し搬入税として「ド、チエントネル」に付二百七十五麻乃至四百麻に至る複雑の高税を課したりしが一九一八年十月法律に依り專賣制となり益金率を「ヘクトリートル」に付八百麻と定む次ぎに麥酒税は原料使用高に依



リ「ド、チエントネル」に付十四麻はリ二十麻に至る等級税を課し一年間百五十「ド、チエントネル」未満の小醸造は毎「ド、チエントネル」十二麻税とし自用醸造は年額を五「ド、チエントネル」以下に制限し「ド、チエントネル」に付四麻の低率を課し居たりしが一九一八年十月法律に依り成り品課税となし製造量の多少に従ひ最低二千「ヘクタリター」に付十麻より最高超過六萬「ヘクタリター」に付十二麻五十片を課することとなせり三鞭酒税は葡萄を交へたる否と及價格の等級により一瓶十麻より一麻に下たるの等級税を課す瓶詰に課し生産者より徴收す戦後は三麻より六十布に至る増率を加へらる、葡萄酒税は一九一八年九月の新設にして賣價の二割税とす清涼飲料税も一九一八年九月の新設にして一方に付五布より二十麻の種類別税を課す

伊國は火酒税、麥酒税及礦質飲料税の三種なるも課税の方法としては尙入市税あり成り品税又は製造税あり頗る複雑を極む火酒税は入市税の外成り品税として原料の強弱に依り九等級に分ら「ヘクタリター」に付最下百二十「リ」より最高百八十「リ」に至る麥酒税は冷却舟に於ける麥芽液に課する製造税にして其税額は「ヘクタリター」に付一度毎に一利二十仙とし最低を八度と推定し最高を十六度として其割合の課税を行ふ但し戦後は一利二十仙を三利に増徴す礦質飲料税は總て「ヘクタリター」に付四「リ」を課税す而して戦後は別に酒類印紙税、礦水印紙税を新設し賣價に對し五參乃至五利に至る累進課税を設けたり

米國の飲料税は蒸餾酒税、麥酒税、葡萄酒税、礦質及清涼飲料水税の數種なり戦後の一九

一九九年二月増税の結果蒸餾酒税は「ブルーフ」瓦に付六弗四十仙となり麥酒税は一樽に付六弗、葡萄酒税は酒精分に依り「ワイン、ガロン」に付十六仙より六弗四十仙に至る税率を課し穀物飲料にも課税す清涼飲料税は賣價百分の十税又は一瓦に付二仙等種々に區別せらる

地方自治體に於ても飲料税を存するもの多し

英國の地方財政は飲料税を自有せざるも千八百八十八年の地方行政改革及び千八百九十六年地方農業税施行延期の結果地方財政の不足を補ふ爲め國庫は免許税及相續税の收入を半讓すると共に國家の麥酒及火酒税に對する地方附加税を許與したり其の税率は麥酒一「パール」に付三片、火酒一瓦に付六片と固定す其の收入は千九百三年に於て百三十萬磅示す

佛國の地方財政は入市税として多種の消費税を有し就中飲料税最も多きを占む此の飲料税は千八百九十七年十二月二十九日の衛生飲料税廢止法に依り衛生飲料に屬する葡萄酒、菓酒、麥酒及礦質飲料税を殆ど全廢したるが千九百一一年一月一日より實施之に代へて火酒税及酒精税は増率の上之を存せり巴里市の例に依るに酒精税は純酒精分「リットル」に付從來二百二十法なりしに更らに百五十六法二五を加徴することゝなれり是れ同市衛生飲料税の全廢による減收の補填に供せんが爲めなり

普國の地方自治體に於ては帝國法律に依り葡萄酒税、麥酒税及火酒税を設くることを得と規定せらる然れども其の税率は帝國法の定むる最高税率を超過すべからず其の現



行の制限は葡萄酒及麥酒に在りては國税の二割、火酒に在りては酒精五十度迄「リットル」に付八厘七三なり且つ此の最高限内に於ても國內産物の地方消費税は總べて各地を通じて同様に付同率の課税ならざるべからずと制限せらる。

我國の地方制度に於ては地方消費税を禁ずることなく又た之が課税制限率の規定を存することなし然れども事實に於て飲料税と稱すべきものなし單に用具又は業體に對する雜種税に於て幾分之に類するものありと云ふに過ぎず

### 第三節 常用品税

常用品税とは吾人の一家が日々の生活上に消費する各種常用品の課税にして其種類は雜多なるが食事を助け身邊を飾り居住を便にする程度のものにして絶對的必需品にはあらざれども去りとして概して不衛生的又は奢侈的用品にも屬せず略ぼ其中間に位し従つて課税上の取扱も之に適當するを要するものとす例へば醬油税、酢税、茶税、珈琲税、ココア税、チョコリ税、砂糖税、煙草税、織物税、紙税、藥品税、石鹼税、油税、蠟燭税、燐寸税、木材税、燈火器税、新聞税及曆税の如き之に屬すべし其中に就き各國の税制上廣く施行せられ財政上重要な位地を占むるも

のは砂糖税、煙草税、燐寸税、醬油税、酢税及織物税の數種に過ぎざるを以て主として此等の數種に關し左に之を説述する所あらんとす

#### 第一 煙草税

總ての消費物件中財政家が最も高税に適するものとして愛寵する所のものは煙草なりとす是れ他なし煙草の消費は廣汎にして國民富力の増進と共に其收入も増加すればなり加ふるに煙草の消費は概して男性壯老の嗜好する所にして決して生活上必要消費品にあらず寧ろ奢侈品に屬するものなるが故に之に課税する煙草税は人頭税の性質に類すと云ふべからず少家族よりも多家族(貧民)をして多く負擔せしむるものにあらざるが故に消費税一般に共通する非難は煙草税に於て大に之を避くるを得べく税率も能く消費の性質及價格に適應せしむるに難からず然れども煙草税は決して各人の擔税力に應じて公平に負擔せしむることを得ず何となれば同質同價の煙草は必ずしも同様の負擔力を有する個人に消費せられず又た其數量も一定せざればなり左れども斯くの如きは消費税一般の共通點にして獨り煙草税に限るにあらず



課税の方法は原料課税、製品課税、販賣課税及専賣課税の四種ありて行はる。原料税は耕作地面積に依るものと植付葉烟草の本數又は葉數に依るもの又は葉烟草の重量に依るものとあり其何れを問はず皆是れ烟草の品性及價格に適應せず且つ取締及監督上耕作者に對する煩苛と官民の勞費とを要すること多大なるが故に進歩せる方法にあらず之に反して製品課税は完成せる烟草が其製造所より自由取引に移らんとする時に於て成品烟草の價格に従ひ又は烟草の種類(葉卷、燻、喫、烟草等)に従ひ從量率若くは個數率を以て之に課し申告以外の製造を許さざるものなるが故に原料課税に優れるは云ふ迄もなし然れども此課税に在りては其初耕より搬出に至る迄の間常に堪へざる監督を要するのみならず其負擔は耕作及製造に關する事情によりて大小一様ならず特に個々小規模を以て各地に散在する生産及製造に取りては負擔甚だ重きに過ぐるの不公平あるを免れず販賣課税は其成品を消費者に販賣するに至りて課税するものなれば其の小販賣の散在せる場合に在りては通例行ふべからざる方法なり密賣に對する取締到底行届くこと能ざるに依る之に反して専賣制は烟草課税

法として最適當なり其理由は此方法が私業に依るよりも烟草の消費價格を低廉ならしむべし若くは良品の供給を爲し得べしと云ふにあらず主として完全に脱税を防ぎ得べきこと價格を一定し得べきこと原料品葉烟草の産地が數所に集合し居れるのみならず且つ之を整理すること竝に大規模の製造に集中するに適すること特に葉烟草耕作の農業に一定の價格保證を與へ小農の副業を保護し中間商人の瓜牙より之を救くひ得ること等を以て専賣制の優逸なる理據なりとす左れば各國の實際に徴するも烟草専賣制は最も有力なる趨勢を爲せり今や烟草課税に關する各國の採用せる方法を見るに大要左の如し

- 一、原料課税に依るものは獨逸(面積及重量税)及白耳義葉烟草葉數税)の二國
  - 二、成品課税に依るものは露國(印税及特許税)米國(帶紙印税)の二國
  - 三、輸入税の外課税せざるものは英國、丁抹、瑞典、那威、和蘭及瑞士同盟の五國
  - 四、専賣制に依れるものは佛、伊、埃、西、蘭、セルビア、ルーマニア、土耳其、請負制)及日本
- 本の九國とす



煙草專賣の缺點は品性の改良期し難きこと少くとも實際需要者の嗜好に對する注意を缺き寧ろ粗惡に劣下する傾向あること竝に多數の小賣者に對し政治的影響を及ぼし弊害尠からざることに存せり是れ必ずしも制度の罪にあらず寧ろ人の責任なるも實際問題としては特に此等に對して矯弊の方法を講ずるの必要あり

## 第二、砂糖税

砂糖は其の自ら含有する所の炭素に因り血中に於ける酸化作用に逢ひ人の體力體温を生ずる所以の滋養物なりと雖も人生の需用する此の滋養質は既に米穀其の他の尋常食物に於て多量に供給せらるるが故に今は唯だ文化人種の大部分に於ける享樂の用を充たすの手段たりと云ふを得べし是を以て之が課税は必ずしも鹽穀其他の生計品の課税せらるる場合の如く甚しき苦痛を人生に與るものにあらず、スタイン氏曰く砂糖課税の正當は何人も之を疑はずと是れ砂糖課税の成立する第一義なりとす

蓋し砂糖には甘蔗糖、甜菜糖、蘆粟の三種ありと雖ども蘆粟に屬するもの甚だ

少しと云ふ甘蔗糖は主として熱温帶地方殊に東南洋に製産せられ甜菜糖は寒冷地方殊に歐米に産出せられ共に其の原料菜を採汁し搾汁を煎沸し濾過し乾燥せしめて精製するものにして其の集散の途各定所あり其の製造も酒煙草の如く自家用に屬するもの多からず需用は社會各般に普遍し效用は生活及生産必須の原料要素にあらざるが故に能く消費課税上の條件に適合するものと云ふことを得べし

故を以て歐洲大陸の諸國は關稅によるもの、外特に國內消費税として砂糖に課税するもの頗る多し獨逸、佛蘭西、奧國、匈國、魯西亞、白耳義、和蘭、瑞典、丁抹の如き即ち之れなり惟ふに千八百六年奈翁一世の大陸閉鎖の結果東洋甘蔗糖の輸入挫折したるの時に當り獨逸の學者、ア、ス、マ、トク、グラ、フ氏が千七百四十七年の着手、千八百一年の實行に係る事業即ち甜菜中に糖分多しとの發明は一般の認知するところと爲り歐洲大陸中所在に甜菜糖製造所頻々として起り爾後三十年を経て著しく發達するに至りしかば佛蘭西は千八百三十七年七月十八日の法律により砂糖税を新定し獨逸は千八百四十一年六月八日獨逸關稅同盟條



約の改正により同九月一日より實施し、匈國は千八百四十九年十一月十二日より内國砂糖税を採用し、露國は千八百八十一年五月十二日の法律により砂糖消費税を設け、白耳義は千八百八十七年四月十六日の法律により和蘭は千八百六十五年七月二日の法律により瑞典は千八百九十三年五月十九日の勅令により丁抹は千八百七十三年乃至千八百七十七年三月二十四日の法律により砂糖に關する内國税を制定し今日尙ほ之を實行しつゝあり

砂糖課税の方法に關して前記歐洲各國が實際上採れる所の方法を見るに凡そ左の四種の一に外ならざるが如し

- 一、原料甜菜課税 例へば獨逸、瑞典の如し
  - 二、容器課税 例へば昔時の露國、奥國の如し
  - 三、半製品糖液課税 例へば白耳義の如し
  - 四、成品課税 殆んど流通課税にして例へば佛國、和蘭、英國、伊國及日本の如し
- 第一の原料課税法は官の檢量と器具の數とによりて原料の量を決定するものなるが故に課税の技術單純にして企業の取締も煩苛ならず第二の容器課税

法も砂糖分解器の容量に由て生産力を決定するものにして課税の技術極めて簡單なりとす従つて第一の方法は能く糖業者をして最少の原料を以て最大の砂糖を得んと力めしめ第二の方法は最小の分解器を以て最高の糖分を搾出せんと力めしむるの效力ありと雖も一は原料中糖分の異同あるに注意せず他も糖蜜より更に再製せらるべき砂糖を計算するを得ざるが故に兩者とも製品上の觀察に照らし負擔の平等を期するに由なく従て生産方法をして變廢せしむるに至ることあり是に於てか原料の品位に基く課税法又は直接に糖蜜税を起すべしとの論を主張するものあり然れども精密に原料の有する糖分を事前に測定するの手段なく殊に糖蜜税の如きは其の精糖を製作する方法一定せず發明及び進歩の途中にありて種々の試験を行ひつつある有様なれば容易に採用すべきものにあらず第三の糖液課税法は攝氏十五度に冷却せる糖液見本により「デンジメートル」を以て其の疎密を量定し以て之に課税する方法にして原料課税法に比し糖分に關する測定技術一步を進めたること勿論なりと雖も製糖技術上未だ充分の手續を経ざるものに課税するの點原料課税に異なるこ



となく従て第一の方法によれる缺點は之を免るゝ能はざるなり之に反して第四の製品課税法は既に製糖手續を完了し販賣の位地に存するものゝ價格又は數量によりて課税する方法にして經濟上の技術としては尤も正當且有利なりと云はざるべからず

### 第三、酢及醬油税

酢及醬油は單獨に嗜好せらるゝこと殆んどなく共に食品の補助的嗜好品にして素より米鹽の如く必需品にあらざると同時に又た奢侈品にも屬せしむるを得ず其の使用は酢の歐米に於けると醬油の本邦に於けると相均しく國民の各階級に普及し且つ男女老幼の差別も殆んど存せざるものなれば之れが課税は頗る人頭税に近き感あらしむ是れ此税が低率を要する所なりとす

酢税は各國概して之を存せず唯だ佛國に於て其の酸味に従ひ税率を區別せる成品課税を存せるを見る

醬油税は本邦特有の課税なり醬油の製法は小麥、大豆及食鹽を原料として醸造するに在りて課税法も自ら酒造税の夫れに類し醸造容器に依り造石數を査

定して賦課する成品課税なりとす税率も一石に付一圓七十五錢の輕率にして且つ自家用に對して一石未滿のものに限り更らに低率(半圓)の課税を爲すに止む

### 第四、織物税

織物税も亦た本邦特有の課税と稱して可なり伊國は戰時に際し奢侈織物税の新設を爲したるも本邦の織物税は絹綿一切の織物に對する恒久的の消費税にして他國に其例を見ざる所なり本邦は明治三十八年の非常特別税法に依り新設し次いで同四十三年に至り之を獨立せしめ爾來永久的の織物消費税となせるものなり其課税方法は製造場又は税關等より搬出するときに於て從價一割を課する流通課税なるも自家用織物には課税せざるの道を存せり然れども元來綿織物は絹織物と異り一般の必需品に屬すること明かにして其製造も全國各村落に散在し課税上の費用及煩累名狀すべからず且つ一面農家の副業として農民經濟を裨補するものなれば綿織物の課税は廢止すべきを至當とす

### 第五、點火具税



點火具税は燃火及燈火の用品に賦課する消費税にして其主要なるものは燐寸税、蠟燭税及瓦斯電氣燈火器税等なり此等の課税に關する各國の趨勢は一消一長甚だ區々たるも近時瓦斯電氣の燈火普及するに従ひ瓦斯電氣税又は之に代はるべき機械燈火税の著しく發達し來れるを見る本邦は未だ此等に關する一の課税を有せず

燐寸税は歐洲に於て古くより行はれ國に依りては單に燐寸に對するもののみならず燧石、燃火紙等にまで及すものあり課税方法は概して本數に對する定額税なるが課税に依らずして專賣制を採れるものも少からず現今各國中英國、獨逸及露國は消費税にして伊國は戰後に專賣制を採り佛國、西班牙、葡萄牙、羅尼、塞爾也、希臘は皆な夙に專賣制なりとす

蠟燭税は現今之を實行し居れるもの甚だ少なし然れども佛國及獨逸は脂肪及蠟燭税を存せり其課税方法は佛國に於ては百基宛の從量税なるも獨逸に於ては箱及本數に依る從量税なり伊國は戰後に至り新專賣制中に之を含ましめたり

機械燈火税は近代の發達にして國に依りては瓦斯及電氣其者に課するものあるも多くは燈火器税として電球其他の器具に課せり但し又た兩者に併課するものあり佛國は戰後機械燈火税を新設し瓦斯及電氣に對し一立方「メートル」又は百「ワット」宛の從量税を課し別に器具税を有せず獨逸は瓦斯電氣税を設けずして單に電球、電氣ランプ及瓦斯燃器の個數又は燈線量に對する從量税に止む伊國は瓦斯及電氣税の外に電球及燈火器の專賣制を設けたり

#### 第六、賣藥税

賣藥税は各種の藥材及藥品の消費に課するものにして其の消費は廣く一般に普及し特に下流階級の最も多く消費するものなれば必要品として無税に置くを要するものもあるも醫術の發達及普及と共に眞正有效の賣藥は漸く減少し之に代はりて不純正の賣藥又は奢侈的の藥品多く流行するに至り眞偽の區別容易ならざるが故に多數に従ひ多少取締と抑制との意義を以て之に對する課税を認めたるの状態に在り現今獨立の名に於て賣藥税を課するものは英國、日本、米國、戰後の佛國及伊國等なり日本の賣藥税は賣藥營業税として既述せるも



の、外に賣藥印紙税なるものありて販賣定價に對する歩合税(一割)を課するものなり英國の賣藥税も古くより存し其課税方法は藥價に従ひ處方書に課する印紙税なりとす伊國は戰前より「キニーネ」藥品の專賣制を行ひ居たりしが戰後は爆發原料水銀及其他の各種藥品にまで專賣制を擴張せり  
第七、他の常用品税

以上列記の外に於て現今又は最近まで各國の實施し居れる常用品税尙ほ甚だ少からざるも其の稍記述するに足るものは珈琲税「ココア」税「チョコリン」税「石鹼」税「紙税」「曆税」新聞紙税及廣告税の數種なりとす其中に就き珈琲「ココア」「チョコリン」税は一八六〇年後英國印紙税一八七三年後佛國及伊國之を存せり但し伊國は遂に茶と共に政府の專賣となせり石鹼税は英國佛國及和蘭に行はれたることあるも皆な一時税にして戰時に限りて施行せられ現今は既に皆な之を廢止せり但し奢侈品税に屬すべき化粧石鹼の如きは奢侈品税中に網羅せられて現存するものあり紙税も英國に於て一時税として行はれしが現今は廢止せられ獨逸は今尙ほ之を存し戰後は著しき増率をなり曆税に至りては昔時各國に行は

はれたるも現今は全く其形を減せり新聞紙税は往時英佛澳普等に行はれしが此亦た全く廢止せられたり廣告税に至りては嘗て英國及埃國に行はれ近く獨逸に於て之を計畫せしが成立せず現に本税を存するものは佛國にして紙上廣告及屋外廣告に亘り頗る大規模の課税を爲し居れり

外國の常用品消費税に關する立法例は既に其の梗概を示したるが如く各國區々たりと雖も茲に其の内容に關し稍々詳しく説述すべし

英國の常用品消費税は砂糖税「サツカリ」税、煙草税、其製造販賣免許税、賣藥税、燐寸税、及珈琲、コ、ア、チヨリ、税なりとす(1)砂糖税は千九百一年の戰時に設定したる葡萄酒税にして關税と均しく固體、流體の差別に依り「オンス」に付二志九片及二志の二級を存するのみ其の收入は十二萬磅に過ぎず(2)「サツカリ」税は砂糖税の權衡税として前者と同時に設定したるものにして「オンス」に付一志三片を税率とす其收入僅に一萬三千八百磅に過ぎず(3)其他砂糖「サツカリ」製造業免許税一磅、煙草販賣免許税五磅、同製造業免許税五志五片乃至卅一志十片、煙草小賣商三志三片等の免許税あり(4)賣藥税は藥價に従ひ一片半乃至三志の印税を處方書に貼用せしむるものにして印紙税に屬するも豫算上は獨立して收入三十二萬五千磅を掲上す(5)燐寸税は一九一六年の新設に係り一萬本に付輸入品三志六片、内國製三志四片とす(6)珈琲「コ、ア」「チヨリ」税は一九一六年の新税にして税率は一瓦四片又は八片とし印紙を貼用せしむ



佛國の常用品消費税は砂糖税、脂油及蠟燭税、爆發原料税、廣告税、煙草專賣、燐寸專賣、火藥及硝石專賣、賣藥税「チョコリ」(珈琲税等なり) (1) 砂糖税は千九百三年一月廿八日の法律に依り實際上原料課税の推定法を採り粗糖百基(二百英斤)に付二十五法、精糖二十七法、カンデス糖二十八法九十八仙内國葡萄酒五法六十仙を課す其の消費税收入は千九百八年に於て一億五千七百十萬法を算す (2) 脂油及蠟燭税は石油關稅の權衡税として設けられ百基に付三十法の税率とす (3) 爆發原料税は千八百九十九年一月十四日の勅令に依るものにして一基約一升に付一法五十仙を課す (4) 廣告税は千八百九十四年に起り官公告、轉居廣告を除くの外一切の廣告に對し一定の印紙税を課す税額は土地の廣狹及び廣告期間の長短に従ひ一回一平方メートル毎に一法半、二法及二法半に區別す次に自廣告は一件六仙乃至二十四仙とす (5) 煙草專賣は千八百九十二年十二月二十六日の法律を以て施行し政府自ら製造及販賣を行ふ耕作は廿五縣及「アルゼリー」に限りて許可し全國總需要の五分の四を自國內の供給に待たしむ政府之を收納して製造し政府の販賣所に於て全國一律の定價に依り販賣す其の定價は普通煙草一基(二英斤)に付十二法五十仙奢侈煙草、葉卷、紙卷煙草の定價は勅令に依り細定す更に第三種として特別販賣の煙草あり低價を以て陸海軍の下士兵卒關稅看守及一定地域内の人民に限り賣渡すものなり其の收入は千九百六年に於て總入四億四千六百二十五萬法を示めし純益三億七千五萬法を擧ぐ (6) 燐寸專賣は千八百九十年二月一日請負を廢して直營と爲し政府の製作せる燐寸を元賣捌所に賣下げ勅令を以て價格を定む其の賣下價格は五百基迄は一割四歩の割引を以て、其

以上は一割六歩の割引を以てし法令指定の定價に依り小賣せしむ其の收入は千九百八年に於て總入三千八百七十五萬法を示めし純益は二千六百十五萬法を擧ぐ其歩合は約六割に該當す (7) 火藥及硝石專賣は軍事及警察の目的を主とせるが故に軍務省之を製造せるも財務省に於て之を販賣す外國の火藥は特命の銃砲會社を除くの外は其の輸入を禁止す專賣價格は鑛業火藥一基に付一法五十仙より五法五十仙迄、狩獵火藥一基に付十二法より三十二法五十仙迄の定價を以てす其の收入は千九百八年に於て總入千八百七十五萬法を示めせるも純益に關しては明かならず (8) 大戰後各税大增徴の外賣藥税、殖民

地產物税、機械燈火税「チョコリ」(珈琲代用品税を新設増徴す) 獨逸の常用品消費税は帝國の煙草税、砂糖税、鹽税、燈火器及燃火品税等なり (1) 煙草税は千九百九年の改正を以て葉煙草税と紙卷煙草税とに區別し、葉煙草税は原料課税にして四「アール」以上の大面積なるときは普通葉煙草の重量「ド、チエントネル」(二百英斤)に付五十七法、紙卷製原料葉煙草の重量「ド、チエントネル」に付四十五法を課し四「アール」以上の大面積なるときは葉煙草栽培地一平方メートルに付五法七を課す但し税額五十法を下だるを得ず紙卷煙草に關しては一本賣のもの千本に付二法乃至十五法、一斤賣のもの毎斤八十法乃至七法を課し外に包紙千枚に付一法を課せしが戰後何れも大增徴を行ひ年額七億五千萬法の收入を見込たり(一九〇七年二千二百萬法に過ぎず) (2) 砂糖税は萬國會議締約後千九百三年一月六日の改正に依り簡單なる成品課税となしたり甜菜及甜菜生産物の精製より生ずる固體及液體の砂糖を市場に移出する際に工場主より徴收する



ものにして其の税額は一基(二斤)に付十四麻の定額とす輸出、自由倉庫入庫中、家畜飼養用及其他製造の原料用の場合を免税す其の収入は千九百七年に於て一億三千八百六十萬麻を算せしも戦後は大增徴を爲せり(3)燈火器及燃火品税は千九百九年石油關稅の權衡として新設したる電氣瓦斯の燈火設備及燐寸燃火材の課税なり燈火器税は瓦斯及電燈の玉又は「ランプ」の包装に對し課税封紙を帖用せしめ其の製造所より市場に移出せらるゝ迄に徴收し燃火品税は燐寸葉幹又は蠟燭等が製造所又は保税倉庫を出づる際包装帖用の方法に依り徴收す燈火器税の税率は電氣白熱燈の玉(五扁より一扁迄)瓦斯燈及「ランプ」の個數(一個十扁)電氣「アーク」ランプ燈線の量(一基六十扁乃至一扁)等の標準に依り複雑の種類に分たれ燃火品税は燐寸、摺附木、燃火材、脂肪及蠟燭の一箱本數を標準とし一箱一扁より五扁迄の區別あり其収入は千九百十年に於て燈火器税千五百一萬三千麻、燃火品税千五百一萬麻を算せしが戦後大增徴を行ひ前税に於て年額五千二百萬麻を豫定せり伊國の常用品税は入市税、砂糖税、精油税、燐寸税、瓦斯及電氣税、煙草專賣、食鹽專賣及「キニ」ネ專賣、戦後新專賣なりとす(1)佛國の入市税は單に地方自治體税のみなるも伊國の入市税は今尙ほ國税として存するものあり千九百二年一月廿三日の法律を以て漸廢の主義を採り爾來國税及地方税より廢止せるもの少からざりしが各種飲料入市税の外肉類、米、乾茶類等に關する入市税を存せり其の税率は詳かならず(2)砂糖税は幾多の變遷を経たる製造課税なり其の税率は千八百九十四年以後製糖分の九十度以上又は以下なるとに依り七十利一五又は六十七利三〇を課す此の外に外糖は九十九利及八十八利の輸入

税を負擔し而して此の消費税収入は千九百二年に於て四千九百九十萬利を算せしが一九一九年新專賣に編入せらる(3)精油税は千八百九十四年の制定に係り内、國油の精製及輸入油に課す其の税率は百基に付十利なり收入は僅に十二萬五千利に過ぎざりしが、一九一九年新專賣制に編入せらる(4)燐寸税も同年の新設に係り税率は三十本乃至六十本まで一仙にして製品は函入とし税票を貼付し倉庫に積まざるべからず其の収入は千九百六年に於て九百萬利を算せしが一九一六年に專賣となれり(5)瓦斯及電氣税は石炭瓦斯一立方メートル毎に二仙、鑛油瓦斯一立方メートル毎に八仙を課し電氣百ワット毎に六十仙を課す但し自治體の街燈用に使用するもの並に燈火及暖室用以外に使用するものは共に無税とす其収入は千九百六年に於て九百五十萬利を算し有望なりと評せらる(6)煙草專賣は千八百八十四年一株式會社の委託管理より直營に移し千八百九十年五月一日の定率法に依りて各種の定價を法定し耕作地を制限し官の工場に於て製造し九歩乃至一割の手數料を附して販賣者に賣下げ法定の定價を以て消費者に賣渡さしむる等殆んど皆な佛國制に同じ其の収入は千九百六年に於て總收入二億四千七百七十五萬利にして其の純益は一億四千三百七十五萬利を擧ぐ(7)食鹽專賣は千八百六十五年六月十五日の法律を以て全國に普及せしめ私人の輸入を禁じ工業及農業用鹽は低價に賣渡し普通工業用は專賣行政の純生産費を以て賣渡すの定めなり且千八百九十五年七月二十一日の法律に依り無資の流行病者に限り食鹽無償給與の道を開けり其の収入は千九百六年に於て總收入千百萬利にして純益は六百二十萬利の少額なるに過ぎず(8)「キニ」ネ專



賣は千九百年十二月二十三日の法律に依り設定したるものにして其の目的は同國流行病たる「マラリヤ」に對する國民衛生の救済に存するを以て力めて其の價格を低價とし總ての人民殊に地方勞働者に低安の供給を爲せり其の收入は千九百六年に於て百八十七萬五千利の總收入を算し純益は極めて微々たりと云ふ(9)戰後大專賣は從來の專賣制の外に新一九一九年十一月二十四日の大租税法を以て設定せらる、珈琲、茶、砂糖、石油、他の油類、地臘、爆發物、電球及び水銀、等の採取販賣を政府獨占す此の外伊國は奢侈品賣上税、日用品賣上税を同時に新設したれば殆んど一般消費税と一般專賣税とを併施するに至れりと云ふべし

米國は煙草税、奢侈品消費税、特別免許税を有す煙草税は煙草製造者及輸入者に課するものにして葉巻煙草は千本に付一弗五十仙乃至十五弗を課し紙巻煙草には千本に付三弗乃至七弗二十仙を課し刻及嗅煙草は一封度に付十八仙とす一九一九年度の豫算は二億四千五百萬弗なりと云ふ奢侈的消費税は戰後大改正を受け殆んど一般消費税となれるも奢侈税として別に述べんとす特別免許税は各種職業免許税にして其中に煙草製造人等の免許税ありて消費税にも類する所あり

地方自治體に於ても常用品消費税を存するもの少からず英國の自治體は全く此種の租税を存せず佛國は入市税あり其の中衛生飲料税は千八百九十七年の改革後殆ど全廢せられたるも獸肉、魚介類、菓實等の食用品非鐵油入市税、石炭、コークス、堅薪の燃料入市税、枯草、藁、麥類の飼料入市税等は尙ほ之を存せり其の收入額

は約一億六千萬法に達すべしと云ふ獨逸に於ても尙ほ穀粉、粉製品、肉類、フエツト、肥料及び燃料(石油を含む)の地方消費税を存する所あり普國の千八百七十三年地方課税法は此等課税の新設又は増率を禁じたるも屠肉税の増率が千八百八十七年の法律を以て認められたるに依りて大勢を知り得べし奧國及伊國の地方自治體は國税と共に多數の入市税を存せり其の税目は肉類、穀類、魚介、石鹼、蠟、油類、燃料(石油は除く)麴類及「バター」等にあぶと云ふ  
我地方自治體に在りては常用品消費税に屬するもの殆ど無し但し雜種税、特別税中屠畜税、漁業税は行政上職業税たる直接課税に屬するものとせらるるに拘はらず其の課税方法より見れば頭數又は收獲高を標準とする定額税にして實質上消費税に類するものとするの適當なるやも知れず

### 第四節 奢侈及娛樂税

奢侈及娛樂税は奢侈的又は娛樂的の消費に由りて發現する最も不要なる所得を税源として賦課する租税にして經濟政策上、社會政策上及道德思想上より最も強く要求する最善の課税なるが從來は其課税物件の選擇に於て困難なると勞費多くして收入の微々たる雜多の小品にまで及さざるべからざるの不利



なると世の景況に従ひ収入に激變を生じ財政上期待し難き不安の財源たるもの多き等に依り財政政策上の要求甚だ之を歓迎せず地方團體の課税として小區域内に於て個々小規模の課税とするに委せられ採つて以て國税と爲し大なる統一的規模を以てするものは殆んど之れなかりしなり然るに大戰前後より各國の財政は頗る究迫を告げ財源の必要特に戦後に激大し折柄一般の奢侈及娛樂的消費頓に激増し他方生活必需品の缺乏に苦しむもの益々多きを見ると相對して階級的反感の激成甚しきものあり遂に各國の財政家をして大規模の課税を斷行するの必要を認めしむるに至れり而して其課税方法を見るに猶ほ未だ完全の統一制を樹立するに到らざるも何れも規模頗る廣汎にして從來の如き個々選拔的の煩累税にはあらず今ま左に之を奢侈品税と娛樂税とに區別して説述せんとす

### 第一、奢侈品税

奢侈品税は各種奢侈品の製造又は販賣に賦課するものにして間接税の性質を有するものなり而して其奢侈品の種類は各國素より區々にして一定すべか

らざるも其廣汎なるものは米國、獨逸及伊國にして之に依れば略は左記の品類を以て奢侈品と見做せるものなり

- 一、自動車、樂器、毛皮製品、遊戲具、寫真機、狩獵具、娛樂用小艇、石鹼、彫刻、繪畫、美術陶磁器の製造又は輸入
  - 二、絨氈、衣類等の販賣
  - 三、寶玉類、時計、望遠鏡類の販賣
  - 四、活動寫真、フィルム等の賃貸
  - 五、化粧品及賣藥の販賣
  - 六、骨董品、古印刷物の有償供給
  - 七、撞球臺、拳銃及附屬品の有償供給
  - 八、全部又は一部絹製の織物、打紐、細帶、靴下、手袋、リボン、其他裝飾品の販賣
- 獨逸は此等奢侈税の外に一般賣上價格税を設け佛國は支出税を有し伊國は又た別に日用品賣上印紙税を存す

### 第二、娛樂税



六八二  
娛樂税は主として娛樂場又は娛樂集會に於ける娛樂行爲に課する租税にして場所に課するものは間接税なるも入場者に課するものは直接税に屬すべし其の種類亦た各國區々たるも略ぼ左の數種を出てざるが如し

- 一、各種娛樂入場料税
- 二、娛樂場座席税
- 三、俱樂部會費税
- 四、競馬、競漕、競技券税
- 五、骨牌税

各國中娛樂税又は入場料及會費税の名を以て本税を有するものは英、米、佛、伊にして日本及獨逸は骨牌税を除くの外本税に屬する國税を存せず

以上奢侈及娛樂税の各國例を述べんに先づ本邦は骨牌税を除くの外一つも其國税を存せず英國は奢侈税なくして娛樂税及骨牌税あり其娛樂税は一九一六年四月財政法の新設せる所にして劇場、活動寫眞等各種興行場の入場券に對し入場料に應じ一片以上の差別税を課す骨牌印税は一組三片を課す米國は奢侈税、娛樂入場税及骨牌印税を有す奢侈税は消費税 (Excise tax) の名に於て一九一七年十月大増税法を以て之を新設し一九一九

年改良を如へ五種の類別をなし第一種(自働車馬車等)は價格百分の三乃至百分の十税とし第二種(絨氈衣類)は一定價格の超過額に對し一割税とし第三種(寶玉時計類)は價格百分の五第四種(フィルム)は貸貸收益百分の五第五種(化粧品藥品)は賣價二十五百分の一を課す入場料及會費税は一九一九年四月増徴し劇場、オペラ其他娛樂場入場券に對し入場料の一割を課し座席料に對し一割税を課し俱樂部會費一年十弗以上のものに一割税を課す骨牌印税は五十四枚以下入一包に付八錢を課す但し一九二二年整理時代に入り税率を輕減するの外消費税中の賣藥、化粧品、扇風器、運動器具、樂器を課税より除外せり佛國は奢侈税娛樂税競技税及骨牌税を有す奢侈税は一七年の新設にして課税物件を性質上又は絶對上の奢侈品と價格上又は相對的奢侈品とに大別し寫眞機、寶石類等二十六種の物品を前者に屬せしめ價格の一割税を徴し衣服家具類七十六種を後者に屬せしめ各一定價格の超過額に對し一割税を課す娛樂税は觀覽税と稱し各種興行物の席料に課す別に集會場税を存す競技税は一九一四年十月の新設にして競技券に對し百分の二税を課す骨牌税は四十五乃至一法半の印税なりしが戰後數回増徴す獨逸は奢侈税及骨牌印税を有す奢侈品税は一九一八年八月一般賣上税と俱に新設し五ヶ月間の期限を有するものにして貴金屬、寶石、時計(百麻以上)書畫、彫刻(二百麻以上)骨董品、古印刷物、寫眞器、樂器、玉突臺、拳銃、娛樂船車、絨氈類(三十麻以上)毛皮類の有償供給に對し對價の百分の十を課す骨牌印税は一九一九年に増率し一組に付三十扁以上五十扁を一麻以上三麻に改正す伊國は奢侈的織物税、奢侈品賣上税、日用品賣上印紙税、各種興行及觀覽場入場券印紙税、競技券印紙税



及骨牌專賣を施行す奢侈的雜物税は一九一九年十一月の新設に係り雜織物は一米突に付二利税を始とし全部又は一部絹製の糸、打細、靴下、手袋、リボン其の他裝飾品等に對し一米突に付五釐乃至四利税を、各種手袋には一封一利乃至三利税を課す、奢侈品、賣上、印紙税は其の種目を勅令に依り定むと爲し貴重品販賣印紙税、化粧品及賣業印紙税を總合したるものにして賣上價格の一割税とす日用品賣上税は一般消費税として後節に記述す觀覽入場券税は一九一七年五月戰利設定の活動寫眞入場券税を擴張して各種興行物に及ぼしたるものにして入場料百分の二の印税とす競技券税は競馬及競漕等の競技券に課するものにして一九一四年十月に新設し税率は百分の二とす骨牌專賣は舊骨牌税を改造したるものにして一九一七年一月其專賣制を開始せり

## 第五節 一般消費税

一般消費税は又た之を一般賣上税若くは一般支出税と稱し從來の酒類税、砂糖税等が何れも皆な特別消費税なるに對し一般的に國內一切の商品に對し其の賣買其他有償給付に於ける對價を標準として賦課する廣汎なる消費税にして總ての人民の消費的支出に對する課税なりと稱すべし本税設定の理據は財政上資産及企業の有基所得に對する課税既に極度に達して行詰れること素よ

り其要旨なりと雖も從來の特別消費税が個々亂雜に設定せられて一定の統一なく且つ其各税率の増昂を見るに從ひ此等諸税間竝に課税品と不課品との間甚だしき不公平を生じたることも正さに其一理由たるを失はず故に本來は特別消費税に代はりて一般統一的支出課税として現はるべきものなるも各國財政上の需要は斯の如き餘裕を有せず従つて從來の特別消費税は其儘に存し置き其上に本税を加設して恰も直接税に於て部分的収益税又は類別所得税の上一般所得税の存する如き形態を採り特別消費税の缺陷を補充する意味に於て租税體系上の位地を占むるに至れるものなり既に然り其税率は素より高きを得ず又た其一般と云ふも對人的の一般總合にあらず但し佛國の支出税は直接税なりと稱すして對物的の一般に過ぎず唯だ法律上概括的に總ての商品に對し從價歩合の税率を規定するを以て足り極めて簡單なるの觀あるも實際の課税は頗る繁雜なるを知る果して永きに堪ゆるや否や斷言し難きも今後或は一層統一的の考案を出し來りて發展するに至るやも知れず

本税は嘗て米國が南北戰爭の際實施して財政上の貢獻尠からざりしとのこ



とにて世界大戦の際獨逸が逸早く之を採用し米國も參戰と同時に類似的の課税を新設し佛國及伊國も亦た相亞て之を實行せるに至れり

獨逸は一九一六年六月の法律を以て先づ商品賣上税 (Warenumsatzsteuer) を起し次いで一九一八年七月の法律を以て之を改擴し一般賣上税と爲したり此法律は期限付にして一九二三年十二月末日迄に限られたるが凡そ國內に於て對價を得て物品の引渡其他の給付を爲す獨立營業者(生産者を含む)に對する課税にして營業税に類せり一年間の賣上總額三千麻以上の營業者に課す税率は毎年賣上高の千分の五なりき更らに一九二〇年三月に至り之を百分の二、五に増率せり

米國は一九一七年十月に消費税 (Excise tax) の名を以て新税を起せしも其内容は奢侈品五類數十種の製造販賣消費税なれば前節の奢侈税に屬せしめ茲には其記述を省く

佛國は一九一七年十二月の法律を以て支出税 (Impôt sur édifice et affaires) を新設し總ての商品小賣價格百五十法を越ゆる金額の支出又は小賣價格十法を越ゆる金額の支出を證明する證書に對し印紙を以て百分の一税を課す

伊國は一九一九年十一月の勅令を以て既記奢侈税賣上税と共に日用品賣上税を新設し日用品の賣上に對し價格五利以上のものは皆な百分の二税を課せらるることとなれり

## 第十章 使用税

使用税 (Gebrauchssteuer) とは其狹義に依れば奢侈用物件の所有又は所有物件の奢侈的使用に依り個人經濟が表示する出費的所得を税源として物件の所有者に賦課する所の租税を謂ふ普通消費税の物件が短時に消耗せらるゝに反して此物件は長時に使用せらるゝが故に使用税と稱するのみ寧ろ享用税又は自用税と稱するを可とするやも知れず其は兎に角も本税は奢侈税の一種なり然れとも既述の消費的奢侈税と異なる所は彼れの間接税なるに反して此の直接税なるに在り彼れは物件の製造者又は販賣者に課するに反して此れは物件の所有者に課す故に彼れは間接奢侈税と稱すべく此れは直接奢侈税と稱せざるべからず

謂ゆる奢侈用物件の所有とは自用車馬、自用樂器、骨董品、寶金石類及之に類する物にして謂ゆる所有物件の奢侈的使用とは廣き居宅の自住、庭園、空地及之に類するものなり此等の所有及享用は皆な奢侈なり少くとも生産用にあらざる享用なるが故に之を所有し之を享用するだけ不要度多き所得の潜在又は消費せらるゝものあるを推定し得べし従つて負擔力主義の租税分配上之に課税す



るの理據は充分にして且つ税率の高きを課するに適するを知るべし。

然れども本税が有する缺點の一は其收税費の大なるに比して収入の甚だ微少なるに在り其の収入の稍々大なるものもありても變動多くして到底之を重要する確實の財源とするに適せず財政上の期待及信賴甚だ少なきものと云はざるを得ず缺點の二は同一の物件にして單に奢侈用のみならず職業用をも兼ねるもの多きが爲め課税上の區別頗る困難なることは是れなり例へば畜犬及車馬の使用税の如し此等は其數多くして比較的多くの収入を與ふるものなりと雖も所有者の奢侈用に使用する奢侈犬あり自用車馬あると同時に又た實に所有者の生業上資本として使用する經濟犬あり職業車馬あるを知らざるべからず之に對しては勿論課税上の區別を爲さざる可らず奢侈的自用には高税を課するも職業的自用には低率を課せざるべからず一は直接的支出課税なるも他は寧ろ間接的収益課税とも稱すべきものなり依て一方は高率を課し他方は低率を課するの結果果して如何ん奢侈用の需要を抑制するに伴ひ職業用の供給に價格を引上ぐるにあらざれば製造業者の收支引合はざるに至り遂には職業

用の需要を制限することならん是れ此課税が各地の職業状態に關係する所多くして單に奢侈的使用税として之に高率を課するの至難なると共に國税に適せざる所以なりとす

本邦の税制に於ては本税に屬すべきの國税殆んど一をも存せず強いて求るも僅に一の狩獵税を發見し得るに過ぎず多くは皆な地方税中に存せり國税の狩獵税は久しく手数料的公課なりしが明治二十八年の法律に依り次いて明治三十四年法律及四十三年法律の改正に依り略ぼ直接的支出課税の性質を帯ぶるに至れり本税は大體狩獵銃器の使用に賦課するものなるが狩獵者の所得税及収益税的資力の大小に依りて等級を設け從て銃器の使用に奢侈用及職業用の區別を附し税率を三級に差別し一等四十五圓、二等二十圓、三等五圓と爲せり納税資力の標準は甚だ妙ならざるも本税が大體直接の出費税にして奢侈税と職業税との區別を爲せるの意義あることは略ぼ之を認め得べし

之に反して諸外國に於ては初め此種の課税を國税として存し後ち漸次之を廢止し又は地方税と爲せるものあるも今尙ほ國税として保存するもの甚だ少



からず左に其概要を掲げんとす

一、現に國稅たるもの

居住稅 英、白、蘭

狩獵稅 英、佛

男僕稅 蘭、白、瑞西

犬稅 佛、「ヘッセン」、「バーデン」等

車稅 佛、獨

馬匹稅 佛

自働車稅 英、佛、獨、伊其他

自轉車稅 佛、伊

玉突臺稅 佛、ブレイメン、瑞西州

集會稅 佛、リュイベック

翼琴稅 米

鶯稅 「ヘッセン」國

二、嘗て國稅たりしも廢止又は地方稅たるもの

紋章稅

金銀具稅

帽子及手袋稅

袂時計稅

毛粉稅

要するに大國は漸次に之を地方稅に移せるも小國に在りては尙ほ皆な國稅として保存するの傾向ありとす

使用稅に關する各國の立法例を左に掲ぐるには必ずしも皆な國稅として現行せらるるものに限らず最近迄國稅として存在したるものをも包含せしめたり

英國の使用稅は住家稅、狩獵稅、男僕稅、車稅、賃馬車稅、紋章稅及犬稅之に屬すべし(1)住家稅(Inhabited House tax)は一八五一年の法律に依り再興せられ、住宅の居住者に賦課す年額二十磅未満の收益(家賃)に過ぎざる住家、無住の家屋には課稅せず庭園は賃貸價格に依り課



税す税率は純粹住家には貸賃價格百分の三七五を課し産業兼用住家は百分の二五を課す尙ほ二十磅以上賃價住家にて六十磅未滿迄は特別の低減率を設けたり(2)狩獵税は一年分三磅更らに短期の分は一磅乃至二磅を課す(3)男僕税は始め年齢により税率を異にせしが千八百六十九年後は皆一様に十五志とせり車税は千八百八十四年以後税率を統一し毎年車の大小に依り二磅乃至一磅一志となし(4)貸馬車税は一様に十五志とせり馬に關しては昔時課税ありたりしも千八百七十四年後育馬の必要より無税とせり(5)紋章税は主として馬車に附する紋章に賦課するものにして車の紋章には四十二志、他の紋章には二十一志を課せしが一八八八年後は地方税に變じたり(6)犬税に關しては始め組犬三十六志、風犬二十志、非獵犬八志の差別を設けしが千八百七十八年之を統一して一様に一頭七志半と定め幼犬及羊犬を無税とせり以上此等の收入は住家税を除き奢侈税として千九百八八年に十八萬磅を示めせしが狩獵税を除くの外は其の收入を市町村の財政に供與することゝなし獨り狩獵税のみ國庫の費用に充當す

佛國の使用税は其の豫算中雜類税の項下に集計せらる其の重要なものは特別車馬税、自働車税、玉突税、俱樂部税、自轉車税なりとす(1)特別車税は千八百七十二年に復興せられたる課税にして坐席の大小及地方別に依り四輪車に年額十法乃至六十法を課し二輪車に五法乃至四十法を課し農業用車を半税とし販賣用、公共及軍事用の車は無税とす(2)馬税は年額五法乃至廿五法にして農工業用、育飼用、販賣用並に乘馬用に課税す(2)自働車税は千八百九十八年の新制にして座數に應じ地方別に依り普通(二座)のもの二十法より

五十法迄を課し四座以上のもの五十法より九十法迄を課し尙ほ其の馬力に従ひ一馬力毎に五法を課す收入は千二百八十六萬法の巨額なるが其の百分の五は當該市町村の財政に供與す(3)玉突臺税は千八百七十一年後旅店及私有の玉突臺に課するものにして地方別に依り年額六法、十五法、三十法及六十法を課す巴里は六十法に該當す販賣用、製造者の玉突臺には課税せず其收入は百萬法に達す(4)俱樂部税は亦千八百七十一年の設定期に係り俱樂部員の出金及入會金を標準として百分の五、百分の十、百分の二十を課し外に尙ほ家賃の百分の二、四及八を課す但し學者、慈善、體育、及軍人俱樂部には課税せず其の收入は百三十萬法なりと云ふ(5)自轉車税は千八百九十八年の創設に係り其税率は一輪車六法二輪車十二法其以上は各五法を加ふ動力機を用ゆるものは各二倍税とす此の收入三百三十萬法を算するも其の四分の一は市町村の財政に供與す、販賣車、公共及軍事車は無税とす、此等奢侈税の收入總額は千九百六年に於て二千五百十二萬五千法を示めす此外に狩獵券印紙税として年額二十八法の奢侈税ありと雖も既に印紙税收入中に合記したるものなり

獨逸の使用税は帝國の自働車印税を最とし各邦の犬税、鷲税、馬税なりとす(1)帝國の自働車税は帝國印紙税中に存するものとし既述の印紙税中に入れり自働車使用に關する許可の有効期間一年なるが故に年税なり其税率は一車輪に付十麻、一車體に付馬力に依り二十五麻乃至五十麻を課し外に馬力に付車體に従ひ一馬力二麻乃至十麻を課す但し外人有の自働車には其の滞在使用日數に依り異なる税率を特定す(2)各邦には巴威倫



ウルテンブルク、ザクセン、バーデン、及ヘッセンに犬税あり然れども其の收入は國家と自治體に於て折半するを原則とし「ヘッセン」は國税を一犬五麻とし別に自治體の附加税を許せり普國は原則上自治體税とするも自治體税の存せざる犬に限り縣に於て國税として一頭五麻を課す(千八百九十五年七月三十日の法律)(3)各邦の鶯税は普國及「プレンメ」國に在りては市町村又は郡税に屬すと雖も「ヘッセン」國は千八百七十五年一月一日の法律に依り一頭八麻六十の國税とせり(4)各邦車馬税は「プレンメ」國に存し遊樂車馬に課するものなり

其の他伊國には佛國式の自働車税及自轉車税あり、米國は翼琴税、俱樂部會費税及幼年者使用税を有す翼琴税は樂器税にして價格百弗以上の物の所有に課す一八六六年に廢止せるが時々復興せしむ俱樂部會費税は會費年額の百分の一〇とす幼年者使用税は奴僕税にあらず幼年工保護の爲めにする使用税たるは疑なし工場經營者に課す税率は事業純益の一割とす

自治體の課税としては本邦に於ても府縣雜種税又は地方特別税として犬税、船車税、水車税、自轉車税、自働車税、雇人税、狩獵税、乘馬税、蓄音器税、補母車税、飼鳥税等あり、犬税は頭數及種類により、船税は西洋形船、日本形船の別及噸數又は石數により、車税は種類及噸數により水車税は馬力、白、機械により自轉車税は箇數、用途又は構造に依り自働車税は箇數、一人乗、二人乗以上の區別に依り雇人税は人毎に又は雇人の種類若は給金により、狩獵税は國税等級に依り又は銃の種類に依り乘馬税は頭數又は等級により、蓄音器税は臺數に依

り補母車税は輛數に依り飼鳥税は一羽毎に各地種々の税額を課す

# 第十一章 關稅

## 第一節 關稅の性質

關稅 (Zölle, Custom duty) は廣義に於ける消費税の一種にして租稅領土の限界を越ゆる貨物の消費に課せらるるものなり唯た其の徵收が取引行爲の際に行はるるを以て外形上行爲税に類すと雖も兩者の性質は全く相異れり何となれば關稅は行爲税の如く經濟上の取引行爲自身より生ずる利得に課するにあらざして消費即ち個人經濟の出費に於て現はるる所得に課するものなればなり是を以て關稅に關する評論は消費税に關する評論と其の主旨を同ふすべきものにして關稅論の目的も主として此の消費税たる性質に適すべき課稅方法を研究するに存す

然れども關稅は國內消費税に比すれば幾多の利益を有する消費税なり今其



の重要なものを列記せんに(第一)關稅の徵收は頗る簡單にして且つ監督を爲すに易すく從て僅少の徵收費を以て足るの利益あり此利益は殊に課稅物件が國內に於て自然又は法律の禁制により生産することを得ざる場合に於て尤も著しきを見る例へば普佛に於ける茶珈琲及米穀の如き自然に生産せざる例にして英國に於ける煙草の如きは法律の禁制に依り生産し得ざる舊例とす斯る場合に於て其の輸入品に關稅を課するは徵收上最も容易なるべきこと言を俟たず(第二)に關稅は國內の生産及取引に關して國內消費稅が常時の監視を要する如く産業に煩累を與ふることなし從て關稅を主とする租稅制度は租稅負擔者をして酷稅の感を去らしむるの利益あり(第三)に關稅は著しく徵收費を増加することなくして諸種の集量的商品に迄課稅の範圍を擴張するを得べく從て國庫の財政に對し豊富なる歲入を供給するの利益あり(第四)に關稅は幼稚なる國內産業に對する堤防となり外品の競争を避けて其成熟を遂げしむることを得るの利益あり然れども關稅には又た幾多の缺點あり(第一)は關稅の負擔が負擔力に適當すべき轉嫁を期し得ざるに在り此の缺點は間接課稅に共通する缺

點なりと雖も殊に關稅は物件の選擇に關し國庫收入上の理由より主として集量的物品を採り而かも其の用途に從て細かに稅率を區分するを得ず粗大なる從量稅に依るが故に富者の消費に對して重課し貧者の消費に對して輕課すと云ふ如き方策を試むるに最も適當せず否な集量的商品の多くは各人の日用品なるが故に之が課稅の結果は却て下級人民に重く富者に輕きの傾をして甚しからしむべきなり(第二)に國內生産の產物に對する國內消費稅と外國より輸入せらるる同種の產物に對する關稅と其の間に正當の權衡を得せしむることの困難あり殊に條約上の關稅協定が存する場合に於て最も然りとす(第三)に關稅は取締上嚴格なる規定を存するが爲めに詐欺密輸及收賄を生ずるの虞多し殊に單一の國定高稅率を有する關稅制度に於て然りとす(第四)に幼稚なる或る産業に對し關稅は外品の競争を避けしむる堤防たるの利益ありと雖も之が爲めには國內一般の消費及生産費の負擔を大ならしむるの缺點あり此の缺點は其の期間の長短に依りて甚しく相異れり故に若し他に幼稚産業開發の方法ありとせば先づ之れに依るべく關稅保護の如きは容易に採るべきことにあらず



此等の缺點あるのみならず關稅は往々國際上の修好を妨げ貨物の流通を阻害するものにして各國交通上最も大なる障害を爲すものなるが故に財政上若し之を廢止し得べくんば廢止するを可とすべし然れども各國の財政上國內消費稅が全歲入の二割乃至二割五歩を占むる現状の存續する間は之と權衡を採りて負擔の公正を維持し併せて亦殆ど同割合の收入を生ずる關稅が廢止の到底不可能なること推して知るべきなり國內産業保護の爲め外國品の輸入を抑制せんと欲せば必ずしも關稅を必要とするものにあらず輸入妨害の目的に供すべき一層屈強なる方法は他に幾多も求め得べきなり故に今日關稅が全く廢止せられざる所以の重因は經濟上の理由にあらずして財政上の理由にありと云はざるべからず是を以て現今に於ける關稅論は其の課稅の技術及行政に關して如何にせば適當なる消費稅を完成するを得るやに存することとなる。

關稅は何人が之を負擔すべきや換言すれば眞正且つ最終の關稅負擔者は外國の人なるべきや將た内國の人なるべきや又た此等の國に於て其の人は生産者たるべきや將た消費者たるべきやの問題は是れなり此の問題は豫め一般に且

つ一切の場合に對し適正の定論を爲すを得ず然れども關稅は他の消費稅と均しく轉嫁の作用によりて消費者の負擔に歸著すべき傾向を有すること大體の原則として言明するを得べし唯だ此の傾向は個々現實の場合に於て各別の事情に依り測知すべからざる變化に接することなきを保せず故に茲には普通の事情に於て輸入關稅は内國の消費者之を負擔し輸出關稅は外國の消費者之を負擔すべしと云ひ得るに過ぎず但し兩國内に於ける其時の需要供給の狀況によりて一時又は往々永く反對の現象を呈することあり例へば一國が從來の無稅品に對し新たに輸入關稅を施行し又は有稅品に増稅を課したる場合に於て外國人たる賣主が他の競争より自己の販路を護持せん爲めに故らに従前の價格又は低價を以て取引すること往々見る所なるが然るときは彼れ自ら輸入關稅の一部を負擔することとなるべく又た輸出關稅に關しても若し外國市場の狀況により競争を恐れて輸出品の價格を課稅丈引上ぐることを得ざるときは前の場合と均しく輸出國の生産者に於て自ら負擔すべきなり更らに著しき反對の現象は工業未だ盛ならざる國に於て頗る永く存續するあり此等の國に於



ては工業に必要な機械又は輸入の工業品に對し國內素より之が競争者を有せず需要の程度甚だ切なるを常とす故に之に課する關稅は其れ丈け輸入品の價格を騰貴せしめて其の關稅國の購買者之を負擔し而かも此等の國より輸出する輸出品は外國市場に於ける競争に當らんが爲め自國の輸出關稅又は外國の輸入關稅に對し輸出品の生産者亦た自ら之を負擔せざるべからず換言すれば此等工業幼稚國に於ては輸入稅輸出稅乃至外國の輸入稅ともに自國側の負擔に歸するの傾向ありとす唯夫れ此等の經過は統計上確的に看取するを得ざるも其の貿易品の價格の高低によりて察すれば略ぼ一斑を卜するに足るべし我國の歐洲貿易の如きは自國の輸入稅も自國の消費者負擔し彼國の輸入稅も自國の生産者之を負擔すと云ふ狀況に在り是れ我國に在りては彼れと競争に堪ゆるもの少く彼れに在りては國產又は他國品の多數が我れと競争すること多きによるなり

## 第二節 關稅の種類

關稅は徵稅の場所政策の差異賦課の標準及物件の性質によりて凡そ四種に分類することを得べし

### 第一 輸入稅輸出稅及通過稅

關稅は其の徵稅の場所によりて分類すれば大別に於て先づ内部關稅 (Binnen Zölle) 及外部關稅 (Aussen Zölle) の二種とするを得べし内部關稅とは國內に於ける適宜の地點(道路、橋梁、砦關又は送致中)に於て徵稅する消費稅の謂にして其の範圍は國領的の限界よりも少なるのみならず其の場所は強制の性質を有せず他の場所を通過するも之を脫稅と看做すことなし現今獨佛境に存する入市稅は實に之が遺物に屬せり之に反して外部關稅は一名を領域關稅 (Grenz Zölle) と稱し領域的現界に於て徵稅するものにして限界に於ける一定の場所以外より領域を踰越するものは之を脫稅と見做し相當の制裁を加ふ但し此の領域的限界には又た國民的領域と同盟領域と將た國內地方領域との別あり此の別に從ひ國境關稅 (Landes Grenz Zölle) 同盟關稅 (Verein Zölle) 國內關稅 (Inlands Zölle) 及地方關稅 (Lokale Zölle) の種類あるも國柄に依りては敢て重要な區別にあらず



外部關稅即ち領域關稅に關する重要なる他の區別は輸入關稅、輸出關稅及通過關稅の三種とすることは是なり其中に就き吾人現今の交通事情に於ては輸入關稅 (Einfuhr Zölle, Import tax) を以て尤も重要のものとせざるを得ず此の關稅は昔時消費關稅の稱あり領地境界内の消費を目的として境界外より送致せらるる消費物に對し領地境界に於て徵稅するものなるが今日吾人の文明諸國に於て單に關稅と云ふは此の輸入關稅を稱する者なり何となれば今日に於ける關稅は殆んど唯一的に此の輸入關稅を以て消費課稅の目的を達するに十分なればなり之に反して輸出關稅 (ausfuhr Zölle, Export duty) は消費物が内國を去りて境界外に送致せらるる時に徵收する關稅なり此の關稅は昔時甚だ盛に行はれ且つ保護政策とも密著の關係を有して其範圍頗る廣濶に且つ其稅率の如きも輸出禁制と稱すべき程に高く往々人爲を以て内國に於ける一定の商品の過剩を保持せんとしたることありき殊に舊商業政策は主として低價品の輸出を避けん爲め竝に既に發達せんとする産業の利益の爲め粗製品を國內に抑留せんとして粗製品の輸出に重稅を課したりき然るに今日に於ては文明諸國大抵皆

輸出關稅を廢止せり例へば英國が千八百四十二年獨逸が千八百七十三年和蘭が千八百七十七年佛國が千八百八十一年日本が明治三十二年を以て之を廢止したるが如き是れなり蓋し輸出稅は國內産業保護の政策より見るも自由貿易の主義より見るも共に均しく産業及通商の防害を爲すものとして排斥せざるべからざるものなればなり然れども尙ほ其の數甚だ少く且つ或る重要の爲め輸出關稅を保存する國なきにあらず例へば露國、葡國、西班牙、瑞西、希臘、芬蘭、ルマニヤ、英領印度、土耳其、埃及、ブラジル、チュニス、及支那の如き是なり是等は概して保護貿易上の政策にあらずして主として財政上の理由にあるや明かなり英國其他の諸國は最近に於て戰時の際石炭其他原料品及食料品の輸出稅を設けたるを見る否な戰時にあらずるも保護主義に依り石炭及他一定の原料品輸出稅を設けんとするの議論は歐洲一般に頗る盛なるものあり

通過關稅 (Durchfuhr Zölle, Transit duty) とは單に關稅領域を通過するに過ぎざる商品に課する關稅の謂にして中古の事情及内部關稅により發達したるものなり然るに近世殊に國際的交通事情の頻繁なるに至りては到底其の形を留む



べからず今や各國皆既に之を廢止せり關稅同盟の獨逸聯邦に在りては千八百六十一年に瑞西は千八百七十四年に、埃國は千八百七十八年に、希臘は千八百四十四年に之れを廢止し今は獨埃及び支那に於ける入市稅及釐金の如きを除くの外殆んど其の跡を絶つに至れり

以上の如き變遷なるが故に今日に於て關稅と稱するは主として輸入關稅の謂なり而して吾人が以下に論ぜんとする關稅の主義亦た専ら此の輸入關稅に關するものに外ならず

## 第二 財政關稅及保護關稅

財政關稅 (Finanz Zölle) とは、財政上の收入を主たる目的として課する關稅の謂にして又た之を租稅的關稅 (Steuer Zölle) と稱す即ち消費稅の一種として國庫收入上の目的を達する普通の關稅なり從て其の賦課及稅額の如き消費稅上の原則を適用せば足れり其一般の消費稅と異なる所は單に國境に於て徵收すると云ふに存し消費稅の補充と云ふを其の職分とす唯た夫れ財政關稅は消費稅と均しく主として財政上の目的に出づるものなるも或る關稅が果して財政上の

目的を主として設定せられたるや將た他の目的を以て設定せられたるやは立法者の主觀的認定に任すべきか吾人は客觀的に其の稅率と諸多の事情とによりて之を知らざるべからず吾人は左記の場合を以て財政關稅の表徴と爲さんとす

一 は國內に於て消費稅を課せらるゝ物件と同種又は代用競争を爲すべき物件の輸入に對し國內消費稅と同率又は相當する稅率を課する關稅なり

例へば本邦に於ける麥酒、煙草、酒類等の關稅の如き是れなり蓋し此等に在りては内外兩品の稅率殆んど同類なるが故に此の關稅あるが爲め特に内國産品を保護すと云ふべからず是れ單に内國消費稅收入を維持する國庫上の理由によりて内國品と競争すべき輸入外國品に同様の負擔を爲さしむるに過ぎざるを以てなり

二 は國內に於て生産せられず又は代用品なる物件の外國より輸入せらるるに對して課する關稅なり

斯の如き物件は嚴格の意義に於ては甚だ多からず英國の煙草の如き左なく



も歐洲諸國に於ける殖民地産物の如き其の好適例と稱するを得べし尙ほ相對的に然るものは國に依りて多々あらん精巧機器或化學成品藥材染塗料或原料品玻璃角皮類の如き是れなり斯の如き輸入税は單純なる財政上の意義に依るの外概して課税の理由なきなり

三 は奢侈及不衛生品の輸入に對して殊に重率を課する關稅なり

此の種の關稅は單純に國庫收入上の目的にはあらざるも租稅原理上の理由に於て存在するものなり世人は往々此等の課税を以て世の奢侈を矯め又は不衛生を防制し若くは正貨流出を抑止するの企圖ありと稱し甚しきは一種の保護關稅なりと論ずるものあるも吾人を以て之を見れば産業保護にあらざること論を俟たず又奢侈及不衛生の防制と云ふことも直接の目的なりと稱し得べからず何となれば此種の課税が高率なる所以は依て以て此等の欲望を抑制することあるも其は個人の經濟上に著しき苦痛を與へずと云ふの考案に外ならず換言すれば負擔力に適應せしむべき租稅の原則上當然の考案に基くものにして慾念を防壓するの目的は斯る課税によりて達せらるゝものにあざれば

なり正貨流出防止の目的も亦た甚だ疑はしきなり若し此等の輸入品に對する一國の需要切なるものありて課税に拘らず此等の輸入依然たりとするときは其課税丈け自國民の負擔を増加するのみにして必しも正貨の支拂を減ずるものにあざればなり其は兎に角も之を以て産業保護の關稅なりとするは誤れり

保護關稅 (Schutz Zölle) は之に反し國内産業の利益を主たる目的とし外國品の輸入を制限するを主たる方法として課する關稅なり財政關稅は國庫及課稅原則上適當なる收入たらしむるを以て優先の目的とするに保護關稅は經濟政策上保護主義の考案を以て第一の目的とするものなり勿論保護關稅の場合と雖も國庫は之れに依りて收入を得んとする考案を斷念するものにあらず否な貿易年々の増進が長足的なる國に於ける高率の保護關稅は益々多くの收入を國庫に與ふるが故に財政家も亦之を豫期して益々稅率を増加し保護政策家と握手して互に高率を歓迎するの觀なきにあらず唯だ此等の保護主義は收入よりも經濟政策上の目的に重を置き一を他の附隨又は影響とするに過ぎざるが故に



彼等は關稅の爲め外國品の輸入を防壓し其結果が有效に發現して關稅收入を減少するに至るも其の惜む所にあらざるべし然るに財政關稅の見地に於ては輸入の減少し關稅收入の減少するを成功なりとせざるべし勿論なり茲に至りて兩者の握手は全く反目に變せざるべからざるなり保護關稅が有する經濟政策上の目的と云ふは外國產物の輸入を抑制し内國市場に於ける同種物の價格を騰貴せしめ以て自國の産業を助長せんとするに存す此の場合に於て内國生産者は縱令へ尙ほ内國市場が外國品の輸入を需要するときと雖も其の商品價格が一般に騰貴する爲めに利益を得べく又た若し内國市場は既に内國品を以て全部の需要を蔽ふに充分なる場合なりとせんか此の場合に於ては保護關稅の爲め或は全く自國市場より外國品の輸入を拒絶し獨り自ら盛んなるを見るべし但し前の場合に於ては關稅の收入多かるべく後の場合に於ては其の收入減少すべきも若し之れと同種の内國產品が内國消費税を有するものなるときは其の關稅收入に失ふ所を内國消費税に於て償ふに足ることあり斯るときは國庫の收入に著しき影響なくして内國産業の發達を助長することを得べし我

が砂糖關稅と砂糖消費税との關係は殆んど之に類する感ありき然れども外國品に課する内國消費税の減收をも計算するときには多くの場合に於て國庫減收を免るゝこと能はざるべし殊に我が石油關稅と石油消費税との如きは關稅の高きに拘らず内國石油業發達せず而して一般の需要に對しては永く高價の消費を強ひながら外國油の輸入も増進せず關稅收入從て増加を見ずと云ふ有様なり況んや其の保護税を課せらるゝ物件が機械原料品又は生活品なるときは内國産業及生活上に至大の障害を與へ生産費を増加し輸出貿易の發達を阻害すること少なしとせず故に保護税を課すべき物件は精密の考慮を以て採擇し決して廣く且つ長く適用すべからず保護の期間短かくして永く低安の供給を與ふべき物件に限るを良策とし保護の期間長くして永く高價の供給に終る如き物件に適用するは最も惡策なりと云ふべし

保護關稅の税率は各生産部類の保護を必要とする程度によりて異同あり其の尤も單純なるものは(第一)謂ゆる單純的保護關稅 (Einfach Schutz Zölle) と稱するものなり此の關稅は之れと同率の課税なき内國生産物と競争すべき外國品の



輸入に賦課するものにして之を分てば(一)國內に於て全く國內消費税を課せざる産物の輸入に課する關稅及び(二)國內に於て課せらるゝ國內消費税よりも多額の率を課する所の關稅の二種となるべし此の二種は共に均しく産業保護の目的あること明かなればなり而して各何れの場合に於ても關稅の稅率が更らに進んで増進せられ自國市場より全く外國品の競争を拒絶するに至るときは之を(第二)禁止的又は拒絶的關稅(Prohibitive ausschliessungs Zölle)と稱す其の効果は實際上輸入の禁制と效果を同ふし内國生産者をして其の産物の販賣に關し殆ど獨占的地位を占取することを得せしむべきも他の國內産業殊に其共通原料及材料を要する産業の如きは大なる打撃を蒙り資本及勞力の吸収を保護産業のみに偏せしむるの恐なきを得ず

保護關稅を説明すべき根本の理由は通例國民經濟上の考案ならざるべからず此考案は應に發達せんとする有望にして幼稚なる産業を既に技倆上に老成せる外國産業の競争より庇護せん爲め姑く利益ある價格を保障し其間技術を改善し企業を擴張し將來永く産額を増加せしめんとするに在り故に一切の保

護關稅は教育的又は過渡的(Erzieherische, Transitorische)の關稅ならざるべからず換言すれば保護關稅は近き將來に低安豊富の供給を約して現在に於ける高價の消費を一般に強ゆるものなるが故に其の保護期間は成るべく短きを要するのみならず保護を要する生産部類が外國品の競争に堪へ得るに至り又は其の困難の原因を除却するに至るまでの間之を行ふに於て他に被害産業の顯著ならざる限り正當なるものにして保護關稅を永久的に存置せんことは根本に於て其の性質に反するものなり且つ多くの場合に於て農業保護の關稅と工業保護の關稅とは利害の衝突を免れず之が併行は八方主義の政治家が能く採る所の政策なるが斯の如きは國民全經濟上殆んど無効の政策にして徒らに一般の高價を導くと云ふに過ぎず要は立國の大本に従ふて其一を決するに在り

茲に又た一種の保護關稅あり社會上又は政治上の考案を目的とする關稅なり例へば内國産業が其引受けたる社會上の義務勞働者保護勞働者保險を盡さんが爲めに外國競争者よりも高度の生産費を直接又は間接に支出する場合に於て斯の如き生産費を要せざる輸入品の競争に堪へん爲め其の輸入品に高率



の關稅を課する如き又た往々純粹なる政治上の原因により或は政治上産業上の原因により外國の挑みたる攻撃に對する防禦手段として報復關稅又は對戰關稅 (Retorsions, Kampf Zölle) を設くる如きは是れなり一は往々にして永續的に存在することあるも他の一は全く一時的の關稅に過ぎず且つ此等の場合は全般の經濟上眞に保護助長の必要急なる産業を選択するにあらずして其勞働保護を爲さざる國の產物又は報復の效著しき輸入品を選択するに過ぎざるが故に經濟上の意義に於ける産業保護の關稅と稱するを得ざるが如し

終りに臨み一國が保護關稅を以て自國の生産を保護し外國生産品の競争を抑壓すると同時に外國も亦た其の抑壓に對する種々の政策を畫することあり例へば報復的關稅を設け間接に其の抵抗を試み又は輸出獎勵金を設けて直接に競争を助力し若くは輸出に對し相當の運賃低減を策すと云ふ如きは是れなり否を外國輸入品の抑壓は必ずしも輸入關稅にのみ頼るを要せず鐵道運賃に於て非買同盟に於て投資引上に於て幾多の手段方法あり外國に於て此等の施設あるときは一國の保護關稅は其の經過的であると永久的なるとを問はず效果の

全部又は一部を失ふべきものとす且つ斯くの如くして各國互に他國の輸出貨易を阻害するを事とする如き状態に導くは決して通商修好の國際本義に合するものにあらず要するに保護關稅は多くの場合に於て利よりも害なり少くとも其の適用は極めて狭く其の期間は極めて短きに限らざるべからず

### 第三、從價關稅及從量關稅

關稅は商品貨物に對する課稅標準の種類によりて從價關稅と從量關稅との二種となすことを得べし

從價關稅 (Wert Zölle) とは商品の申告價格を標準として比例的に賦課する所の關稅の謂にして歴史上極めて古く且つ古代及中世に於て常用せられたる方法なりとす此の制度に在りては義務商品の性質を適當に代表するところの價格に應じて課稅するが故に消費者の所得に課する消費税の性質として適當なるのみならず價格の變動に應じて國庫の收入も増減するが故に發達性の收入を國庫に與ふる確實の方法たるや疑を容れず勿論價格の低下に際すれば税金は減少するも輸入高増進すべく價格の高上に際すれば輸入高減少するも税金



は増加すべきなり然れども此の制度は技術上の缺點を有す蓋し其の價格は主として義務者の申告價格に依頼するものにして決して正當の對價を表示するものにあらず税關官廳は此の缺點を救ふべき方法に乏しく監督及其他の手續は徒らに煩を加ふるのみにして實効ありと云ふべからず此の場合に處する爲め官廳又は國庫をして不當に低廉なる申告價格に對し増價にて買上げしむべき先買權 (Vorverkaufrecht) を認むることあるも其の増價といふは多きも一割増に過ぎずして殆ど實行し得ることなし其の他甚だ費用多き方法によりて永久又は平均の市場價格を定むる爲めに調査局 (Ermittelungs Bureau) を設くる如き又は疑はしき場合に於て特別の鑑定を聴取する如き等の方法なきにあらざるも到底精適なる評價を爲し得るものにあらず之を充分に精確ならしめんとすれば費用巨大なるが爲めに税關官廳の數を制限し從て貿易上著しき不便を感ぜしめざるべからず此等の事情により從價關稅は理論として正當なる基礎を有するに拘らず漸次關稅制度外に驅逐せられんとするの傾向あり

從量關稅 (Mass-oder spezifischen zölle) とは商品の重量、尺度、斤量又は個數に從つ

て賦課する關稅の謂にして輕便簡易及低廉を以て徵收し、取引の煩累少なく、詐欺の動機を減じ多數の徵收所を設くるに適當なる方法なり然れども其の根本の原理は商品の性質に適當なる課稅ならざるべからざるが故に其の各個の單位に對する稅額の決定即ち稅率に關する立法は各品の價格に對する一定の歩合を算出して之を定めざるべからず例へば砂糖百斤の對價十圓なるるとき之に對する二割の關稅を課するが爲めに砂糖百斤に附四圓の稅額と定むる如き是れなり從量關稅の稅率は斯くの如く主として價格に基礎を置かざるべからざるものなるが故に若し其の價格變動するときは稅率は貨物の品性に相當せざるに至るの缺點あり此の故に成るべく時々之を改正するの要あると同時に物價に影響を及ぼすこと少なしとせざるなり且つ夫れ從量關稅を行ふべからざる商品あり例へば寶石、家具、其他裝飾品及美術品の如き是れなり是れ他なし此等の物は個々特別の品性を異にし價格の差異甚しきものなるが故に之を一括して重量又は個數に課稅するは消費稅たる性質を餘りに没却するものにして不公平の極なればなり



#### 第四 戻關稅及差別關稅

此の區別は性質の相反する分類にはあらずして關稅制度中に存する特別の種類なりとす

戻關稅 (Rückzölle, Drawbacks) とは商品輸出の際に於て其の商品が曩きに輸入の際に課せられたる輸入稅を戻し又は其の物の粗生原料が曩きに國內に於て若くは輸入の際に課せられたる國內消費稅又は輸入關稅を下戻するの謂にして關稅に關して云へば關稅の拂戻なりとす是れ輸出の獎勵を意味するが如きも其の實は積極の獎勵にはあらずして課稅の重複を避け又は之を無稅の位地に復したるに外ならず

差別關稅 (Unterscheidungs- oder Differenzial zölle) とは同種の商品に對して高低各種の差別的稅率を課する關稅の謂なり此の場合に於ける稅率差別の標準となるものは輸入方法の異同(例へば海と陸)原産地の差別、船舶國旗の異同、直輸入及間接輸入の別又は他國との通商條約上の關係の類にして之に依る區別と云ふは大體に於て左の如き差別稅率なり

一 減率關稅 (Zollabschläg, détaxes) 普通關稅より低下なるもの

二 増率關稅 (Zuschlägs zölle, Surtaxes) 普通關稅よりも高率なるもの

此等は尙平時に於ける差別關稅なるが此の外に一種の差別關稅あり例へば他國が我國民に對し關稅又は其の他の方法を以て特に不利益を與ふる場合に當り報復 (Retorsion) の理由により増率關稅を行ふことある如き是れなり此の増率關稅は一名を報復又は對戰關稅と稱し多くは各國の關稅法に於て此の權能を留保し居れり例へば獨逸は千八百七十九年七月十五日及千八百八十五年五月二十四日の帝國法律關稅法に於ける報復關稅の率又米國は相互主義の條款中に此の規定を存する如き是れなり獨逸に於ては定率表に對する百分の五十以下の増率權を聯邦參議院の決議を経たる勅令によりて行ふことを許せり此の勅令は事後帝國議會の承諾を要し若し議會の否決に遭ふときは効力を失ふものとせり二國より多き國の間に於ける報復關稅を稱して關稅戰爭 (Zoll krieg) と謂ふ



## 第三節 關稅定率表

關稅定率表 (Zolltarif) とは關稅商品、關稅單位及稅額を整列したる稅目及稅率の集記の謂にして課稅技術上の便宜の爲め關稅定率法なる法規中に録示するものなり此の記載に二種あり商品のイロハ順によりて集録するものをイロハ順定率表と稱し商品の實質によりて類集するものを組織的定率表と稱す然れども實際は此の兩方法を連結し主たる分類をイロハ順として再分類を性質別にするを便とす獨逸及瑞西の如き是れなり然れども稅目の小數なる場合に於ては直ちに性質別を採用するも可なりとす本邦の如きは先づ商品の種類によりて之を大別し各種に番號を附して其の位置を定め各種中の細別に關しては又性質により甲乙等の分類を爲せるのみなり要するに各國民の慣習に於て簡單明瞭且つ便利なる方法に従へば可なり

關稅定率表の變更は其の影響を國民經濟上及財政政策上に及ぼすこと廣大なるが故に屢々之を行ふべきものにあらざるも輒近廣く行はるゝ定率表は從

量稅率なるが故に商品の價格變動に伴ふこと能はず從て政府は一定の期間毎に之が改定を爲さざるべからず此の場合に於て政府が注意すべき事項は稅率の變更前に於て生産及取引上の便益を計るが爲め之れを一般に豫告するを至當とするも之が爲めに見越輸入の如き投機を獎勵し以て結局國內の産業及國庫の收入に損害を生ずるの危險あり茲を以て此の弊害を救はんと欲せば國內に於て之れと同率なる消費稅を起すか又は謂ゆる制止法 (Speer gesetz) と稱し投機を防制する爲めに新稅率施行期日前に於ても必要に應じ政府之を適用し又は輸入を禁絶する權利を留保することを要す例へば佛國千八百十四年の關稅法第三十四條及我關稅定率法第四條の如き是れなり

關稅定率表の制度は或は自主國定 (Autonomie) により或は條約協定 (Konvention) により又は國際相互主義 (Reciprocity) によりて行はる自主的の國定關稅とは一國が他國に顧念せず自國の自由なる考案によりて定め又之を變更し得るところの關稅を云ひ條約上の協定關稅とは國際法上の明約に基き通商條約又は關稅條約一國が他國と條約を締結して之を定め該條約の有効期間内對手國の産



物に對して定率表の變更及新關稅の賦課を爲さざる義務を負擔する制度を謂ふ協定稅率と稱するものは即ち是れなり相互關稅とは一國が條約上の義務とはせずして自國產物に輕稅を課する他國に對し自ら關稅率の輕減を行ふの制度を云ふなり

#### 第一 單一國定稅率制

國定稅率とは一國か他國の意に依らず自國の自由なる考案に依りて品目及稅率を定め又た自ら之を變更し得る眞の自主的關稅 (Autonomie) なるが一國の關稅率を此の自主關稅率一表のみを以て組立つるを單一國定稅率制と云ふ蓋し關稅の立法は素より一國の財政高權に屬するものなるが故に原則として自國の最も便利とする國定稅率を採らざるべからざるも單一の國定稅率は自由貿易主義の國にあらざる限り殆んど行ふべからず保護貿易主義の國に於ては勢ひ高度なる單調の稅率を以て他國の輸出品に妨害を與ふることゝなるが故に國際通商の本義に反するの嫌あるのみならず他國必ず之に報へんとするに至るべくして到底永く之を維持する能はず別に何等かの方法を以て減率關稅

を設けざるを得ざるに至らん是れ英國が獨り能く單一の國定稅率制を維持し米國が單一國定稅率制を持続する能はずして遂に互惠主義の特別稅率を認むるに至り其他の諸國が何れも皆な複率の關稅制を採れる所以なりとす

英國は自由貿易主義の國にして一つの保護關稅を有せず其の關稅は皆な財政關稅にして而かも其品種は大別七八類細別二十七八種に過ぎず稅率低きにあらざるも主として奢侈品及殖民地品のみなるを以て敢て自國產業の爲めに他國の產物を拒絶すと云ふ如きことなし故に何等他國より變更の交渉を受くるの虞あることなく能く單一國定稅率を存續し得るなり但し同國殖民地の發達するに伴ひ英本國の殖民地品關稅が多少の妨害と爲るに至り母子兩國の經濟を疎隔するの虞あるに鑑み最近遂に殖民地品に對する特惠關係率 (Preferential Tariff) を採用することゝなれり然れども此は英帝國內に於ける内部關稅に外ならずして之れが爲め英國の對外的單一國定稅率制には何等の變更を生ぜずと稱して可なり

#### 第二 最高及最低稅率制 (Maximal-u. Minimal Tariff)



此制度は形式上に於て自主的の國定關稅に屬すべし何んとなれば其稅率表は最高表と最低表との二率なるも共に均しく自國の立法に依りて之を定め形式上何等の協定稅率を存することなく之を變更することも全く自國の任意に屬するを以てなり然れども謂ゆる最高稅率表は普通一般の場合に適用する稅率なるに最低稅率表は特別の減率關稅にして其適用は自國の好意に依り又は既定若くは締結すべき條約に基き之を決定し多くは自國の產物に對し好意を表し又は低率を課する好意國の產物に對して一般的又は特別的に低稅を課する準備の爲め此最低稅率表を制定し置くに外ならず且つ實際に於て最も多く適用せらるゝは此最低稅率表にして最高稅率表は殆んど看板たるの關係に在り何となれば各國との條約は皆此の低稅適用の約束を包含せしめらるゝこと多ければなり此の複定關稅制度は一八九二年佛國關稅法が始めて採用したる所にしつて爾後露國、西班牙、獨逸及米國等相次いで皆之を採用するに至れり

此制度の利益は先づ國民議會に於て減額の程度を法定し行政官の功拙に依つて國運を賭するの危險を避くるに在り行政官は最高率にあらざれば最低率

に於て對手國の產物を遇するの條約を締結し得るのみ其以外の稅率を以て締結するを得ず然れども之れと同時に行政官の手腕を全く没せしむるのみならず場合に依り他の國際經濟上又は政治上の懸案と對し交換的讓歩を關稅に於て調攝するの有利なることあるも之を行はしむるを得ず且つ條約の際自國の包懷する減額程度を豫め對手國に知らしめ却て對手國をして特別協定を強ひ來らしむるか又は變法を促し來らしむるの虞なしとせず然れども斯くて既に取極めたる後は稅率の變更自由なる丈け協定稅率制度よりも有利なること疑を容れざるのみならず現行最も多く行はるゝ從量關係の場合に於ては特に變更を要すること多き丈けに此の國定制の利益愈々多きを見るべきなり

### 第三、普通及協定稅率制 (General, u. Konventionale Tarife)

普通稅率は特別の取極なき一切の國の商品に適用する一般的の稅率にして既述の自主的國定稅率を以て之に充て國に依りては此外に條約に依る既述の協定稅率表を設け特別の協定國商品に適用するの制度を採るものあり之を普通稅率及協定稅率の複定關稅制と稱す此場合に於ける普通稅率は高率にして



協定税率は低率なり高低の複率あるは最高及最低税率制に類似するも彼に在りては自主國定のみの複率なるに此に在りては自主國定と條約協定との複率なるを差違とす

協定税率は條約に依りて約定せらるゝに當り特に最低税率制の如く立法上の制限なく専ら行政官の手腕に任するものなるが故に行政官をして手腕を振はしむるの餘地あるのみならず往々之を國際政略上に利用するの機會を與ふることあり是れ此制度の利益點なりと雖も行政官が多數の外國を對手となし國別に税率を協定し行くに従ひ益々讓歩の品目及減率を増加し結局自國に不利なる協定を見るの危險あるのみならず既に協定に依れるに定まれる税率は條約の有効期間内自國の任意に自由なる變更を爲すことを得ず特に多くの場合の如く從量税率なる場合に於ては其不利最も甚しきを感じずんばあらず故に協定税率は概して先進國が後進國に向つて締結せしむる關稅にして多少の強壓を意味するものなるを例とす日本は明治四十四年の條約改正に依り從來の協定税率を著しく減少したるも尙ほ日英日獨及日佛間に協定税率を存し最

惠國條款に依りて他一般の條約國に均霑を與ふることとなりしを以て未だ完全なる自主關稅の制度と稱するを得ず然れども殘存の協定税率は僅々二十六種にして其條件亦た相互的なるを以て彼片務的にして品目多數(百四十四種)なりし彼の三十年條約に依る舊制の如くならず今後一般の大勢は佛國の例に倣ひ最高最低自主國定複率制を採用するに在りとす

#### 第四 最惠關稅制及互惠關稅制 (Meist begünstigungs, u. Reciprocität)

協定又は國定の低率關稅を適用するに當り之を一般條約國に平等許容するか又は特別條約國にのみ差別的に許容するかを別あり最惠國條款 (meistbegünstigungs klausel) を條約中に存せしむるときは其の條款を有する條約國は皆な一様に低率關稅の適用に均霑すべし之れに反して最惠國條款を條約中に挿入せず互惠的相互條件を以て低率關稅の適用を約するに止まるときは之を互惠關稅と云ふ互惠關稅は其低率を一般の他國に均霑せしめず單に特別の互惠國相互間及之れと同様同條件の特惠を自國に許容せる國のみに對し同品目及同條件に於て之を適用するものなり而して最惠均霑の關稅制度は我國始め各國一



般に採用せる所なるも米圍は之を採用せず互惠條約主義に依り互惠關稅のみを採用し居れり各國の經濟關係は東西兩洋に亘り著しく擴大せられ今後益々密接するに至るべきも今日の現狀に於ては尙ほ其地位に従ひ各國間の經濟關係頗る特種なるものあるが故に本邦の如きは平等均霑主義の最惠關稅制よりも互惠主義の關稅制を採るべき時代に在りと信せらる

#### 第四節 各國の關稅制度

我國の國定稅率法は明治四十三年四月の關稅定率法を以て完成し稅表は十七類に大別せられ稅率は五分乃至六割(飲食物及煙草は一割乃至三十五割)に相當する從量率とし免稅又は無稅として明示せるもの、外は一切の輸入品に關して課稅することとし且つ報復關稅の制度を明確に規定せり即ち本邦の船舶又は生産品に對し他國の其よりも不利益なる取扱を爲す邦國の生産品に對しては勅令を以て物品を指定し有稅品には本法所定稅率と同額以下の附加稅を課し無稅品には從價五割以下の輸入稅を課することを得となせり此れと同時に

に改正せられたる協定稅率は從來の片務的及多數的の稅率を一掃して約二十六種に關して日英、日獨及日佛の間に協定を存することとなり最惠國條款に依りて他の各國にも均露せしむるの條約なるが故に無條約國又は治外法權設定國を除くの外は皆な此の低率關稅を適用するものとなれり吾人は今後本邦と外國との條約改正に關して採るべき改正の方針は略ぼ左の如くなるべきを信ず

- 一、我國の位地及國勢に照らし原則上自由貿易主義を執り國際間自由經濟の發達を期すること

- 二、非衛生及奢侈品以外低率主義の國定關稅と互惠主義の特定關稅とを以て關稅制度とすること

- 三、最惠國條款の適用より關稅を除外すること

- 四、法律に於て從價率を定め勅令を以て之を從量率に換算し其換算改定を勅令に依り三ヶ年目に行ふこと、爲すこと

- 五、互惠主義の關稅率は法律として議會の協賛を経るの道を開くこと

左に重要各國の立法例を記せん各國關稅收入額に關しては附錄第十一表に



## 掲ぐ

## 第一、英國の關稅

英國關稅の特色は一の保護關稅を有せず、單純なる財政關稅に過ぎずと云ふ點に在り而かも輸入稅品目の數は甚だ僅少なり、嘗て千八百四十五年に入千五百五十二の有稅品目を存せしが千八百四十三年には四百六十六に減じ千八百六十二年には四十四に、千八百七十六年には二十五目に減じ其後大戰前迄は骨牌關稅(一打に付三志九片)を別とせば僅に七類の有稅品に過ぎざりき其の第一類は煙草及び煙草製造品、第二類茶、咖啡、チユリ、「コ、ア」第三類は酒精、酒精含有物、第四類は「サツカリ」及含糖物、第五類は葡萄酒、第六類は乾菓、第七類は麥酒是れなり而かも砂糖の外必要生活品と認むべきものの存せざるを知らるべし「トランスバール」戰爭中一時設定したる石炭輸出關稅(一噸一志)穀物關稅(「チエントネル」三片、製粉は五片)及蜀麥輸入關稅(一片半、粉は二片半)は千九百四年後之を廢止せり然るに既定關稅品に數度の増率をなせる外、大戰に入り一九一五年末に於て自動車活動「フィルム」時計及其材料、樂器の關稅を新設し一九一六年七月に於て食卓用飲料サイダー、ペリ、及機械點火器の關稅を新設し又一九一九年七月「チエンバール」減相の下に帝國内の統一の爲ゆ植民地品に對する廣汎なる特惠關稅を設定せり其稅率は普通定率の六分の五乃至三分の二を輕減せられたり

## 第二、米國の關稅

米國の關稅は始め千八百六十年代内戰の結果主として財政關稅として著しく増高せ

られたりと雖も其大部分は内國生産業者の爲め之を存するの利益なきを認め其後七十年代に至り之を廢止し(茶、咖啡)又は輕減したり(砂糖、香料、食鹽、石炭)故に残る所ものは産業保護關稅となれり九十年代の末に至り更に強度の保護關稅立法の爭論を生じ一八九〇年「マツキンレー」條例の結果粗糖關稅を廢し鐵、鋼及安價織物の關稅を輕減したるも毛織物、綿織物の關稅は勿論「リネル」錫、鐵板、其織製品、及羊毛、麻、及苧麻の如き一定の原料品關稅を高め又た併せて相互主義(報復關稅)の關稅政策をも斷行したり幾何もなく經濟事情の不況に遭遇し歳入の減少を來せしかば一八九四年砂糖關稅を再興したるも羊毛は之を無稅とせり然るに一八九七年更に新なる保護關稅は成れり是れ謂ゆる「デンカレー」關稅表なるものなり麻、羊等の原料品は再び有稅品となり鐵類關稅は依然として高く、砂糖は從價四割より引上げられて高き從量稅となる、次いて一九〇九年には保護主義更に濃厚なる「メイン」關稅を施行し從量稅制は全盛なりき然るに民主覺の「ウイールソン」大統領となるや一九一三年十月「アンダーウッド」關稅となり自由主義の從價制を恢復し無稅品數を増加せしが大戰後共和黨の「ハーデンカ」大統領となり一九二一年恒久的の新關稅法を制定し無稅品殆んど跡を絶ち有稅品は大半皆現行率を三倍するに至れり

## 第三、佛國の關稅

佛國は千八百六十年以後奈翁三世の時代に於て既存の高度なる保護關稅主義の制度に向つて大破壊を加へたりしが千八百七十一年後保護關稅主義の方針に強度を加へ戰後の財政需要と相待て關稅の引上を試みたり就中史上の色彩を放てるものは千八百八



十一年農業組合の運動に依り協定税率主義を改めて國定税率主義、農業的保護關稅の發  
 現したること是れなり(小麥は一八八五年に百基に付三法より一八八七年に五法、一八九  
 四年に七法となれり)其の完成は實に千八百九十二年一月一日の法律なりとす、其後大戦  
 前迄の稅表は概して此の法律に依れるものにして更らに千八百九十九年二月二十八日  
 一九〇五年十二月二十一日及び千九百零六年三月二十九日並に同年七月十三日の法律を  
 以て修補せられたりと雖も佛國が最高及び最低税率表の國定主義を保守することは依  
 然變更する所なかりき、而かも多數の歐洲諸國をして爾後相繼いで之に倣はしむるに至  
 れり此千八百九十二年の關稅則は最高最低二種の稅表より成れるが其の最低税率も内  
 國産業の保護を主として之を定め農産物の輸入は總べて最高税率を適用し且つ生糸乾  
 繭の如き原料品に迄之を及ぼせり後ち千八百九十七年十二月十三日の法律即ち謂ゆる  
 「ガテナ」法を以て政府は議會に穀物、葡萄酒、肉類關稅の増徴案を提出する場合に於て必要  
 ありと認むるときは提出と同時に單純勅令により之が徵收を爲すことを得べし但し議  
 會が其の税率に承認を與へざるときは拂戻を爲すことを要すと定めたり大戦後は國內  
 消費稅の増徴と相俟つて税率を増し一九一九年七月に至り關稅の追加稅を制定し更  
 らに一九二〇年六月には著しき増徴を行へり

第四、獨逸の關稅

建國の當初に至りては自由貿易の主義を繼承し千八百七十三年十月一日に於て穀物  
 輸入稅及濫獲輸出稅を廢し千八百七十七年一月一日に於ては鐵類、其粗製品、機關車、蒸汽

々鐵、機械類、軌鐵、車輛等の關稅を全廢し其他石油及木材の輸入稅も輕減を見たり斯くて  
 當時の關稅收入は各邦に對する收稅費の賠償金を差引き約七千五百萬麻を殘すの少額  
 なるに過ぎざりき

然るに千八百七十九年に入るや一は膨脹の國費に應ずる爲め、二には關稅政策上の見  
 地に變更を來たしたる爲め、同年七月十五日の關稅定率法を以て根本的に保護關稅の主  
 義政策を採用し、全然從來の方針を變革せり之が爲め從來自由なりし各種貨物に對し其  
 課稅を復舊増率することとなり先づ直に此の政策を鋼鐵、鐵粗製品、機械類、軌條、車輛、建築  
 及有用木材、馬、牛、羊、麥類、製粉類、毛織物等の關稅の上に現出し既定有稅品一般に増率を行  
 へり更らに千八百八十五年五月二十二日の法律及び千八百八十七年二月二十一日の法  
 律に依り益々同一主義の進歩を努めたるを見る

後千八百九十一年以降千八百九十四年に至るの間、英、伊、瑞、露諸國との通商條約に依り  
 氣勢を弱め麥類、製粉類、肉類、牛酪、鳥肉、鷄卵、牛、豚、葡萄、甘果に對する輸入稅の輕減を見たり  
 しが當時他の關係より不幸の状態に瀕したる獨逸の農業は勃然として産業保護の關稅  
 政策を要求し大同盟を結んで必成を期せんとせり是に於てか政府は關稅條約改正の期  
 に迫り千九百二年の議會に向つて農業保護の關稅定率法を提出し來れり此の法案は直  
 に協贊を経て千九百二年十二月三十日の法律とし之を公布し千九百零六年三月より實施  
 せり是れ實に大戦前現行の關稅定率法なりとす此の定率法の大綱は大戦に入るも將た  
 一九一八年十一月後の共和政府後も變更せられず唯だ戰時に處し必要上輸入稅を廢減



したるもの輸出を禁止したるもの少からず然れども一方財政上の要求絶大にして幾度か國內諸税の改革を爲すに至れる状況なりしかば關税も増徴せざる可らざることとなり一九一八年七月法律は麥酒、葡萄酒、珈琲、茶、火酒の關税率を増徴し一九二〇年三月法律は燃火器、燐寸、煙草等の關税引上を行ひ一九二一年十一月には多數の奢侈品關税に大增徴を行へり

第五、伊太利の關税(及航行税)

伊國の關税立法は千八百六十年代及七十年代の初に於て尙ほ自由貿易主義なりき一つの貨物關税も價格の三割以上に達するものあらざりき七十年代末に至り初めて保護關税主義の原則を認めたり所謂一八七八年五月三十日の關税表なるものは是なり同時に輸出關税と國內航行税とは大部分を擧げて廢止に歸せり後一八八三年に至り一、二の改正を關税表に加へ殊に酒精及殖民地品の課税を引上げたり此改革目的は國內産業に有害なる多數(五分の四)の輸出關税を廢止する事、間接税の引上と權衡を取りて輸入貨物の税金を増加する事、逋脱の防壓、多數の材料品を成品よりも酷遇せる税率表の改良等に在りき新關税表は後一八九五年八月八日の法律を以て完備し之に依りて新たに課税せられ及び増率せられたるは砂糖、コ、ア、パルメル、バラフィン、オレユム、石油、棉花及化學産物なりとす然れども特別重要な收入を與ふるものは穀物關税なりしなり

然るに大戦後は穀價騰貴の爲め一九一五年二月より穀物の關税を撤廢し輸出を禁止し其他之と同様の處置を採りたる品類頗る多かりしが一九一七年五月には肉桂、丁香、胡椒、茶等の關税を引上げ戦後特に一九二〇年六月の法律は一切の關税品に對して大增徴を行ひたり

第六、本邦の關税  
我邦に於て輸出入の貨物を點檢し之に關税(海關税と云ふ)を課するに至れるは嘉永六年米船浦賀に來りて通交を求めたるに濫觴す後安政四年八月和蘭と追加條約を結ぶに當り商船持渡の貨物は入札拂並に相對拂とも總代價の内より三割五分を税金として納付すべきを定めたり翌安政五年六月米國と修好通商條約を締結し之に付するに貿易章程の名を以てし船舶の出入、貨物の積卸に關する手續及船舶の出入に對する一定の手續料並に輸出入税を徴すべきことを定む而して其の税率は輸入品に在りては船舶の製造、修繕及叢裝に使用する諸品、鯨漁具、鹽漬食物、パン、粉、鳥獸、石炭、材木、米粃、蒸汽器械、トタン、鉛錫、生絹に從價五分を課し酒類には三割五分其の他規定なきものは總て從價二割を課するも金銀貨幣、同地金及自用の衣服、家具、書類は之を無税とす輸出品に在りては金銀貨幣及棹銅を除くの外總て從價五分の税を課せり次て締結せられたる關露英佛葡普瑞西諸國との條約に於ても大體之を標準としたり越て慶應二年五月英佛米蘭四國の代表者と議定したる改稅約書に於ては其の輸出入税率を總て五分に引下ぐることにし輸出入貨物の品類を四種に分ち第一種の物品には從價五分率を以て換算したる從量税を課し第四種の物品には原價を標準として五分を課することとし第二種政府の賣却に係る金銀銅の輸出品並に食料、石炭、金銀、穀物、同粉類、油糟、鹽、硝子及旅行用荷物等の輸入品を



無税とし第三種米麥、米麥粉、硝石の輸出及阿片の輸入は之を禁制せり其後伊、葡、白、丁瑞西等の條約も之に倣ひて改訂したりしが明治元年以後諸外國と締結したる條約も亦た之れに依れるものなり要するに斯くの如くして我關稅は其始め全然協定關稅を以て起れるものと云ふべし

然るに其後外國貿易漸く發達し船舶の出入亦た頻繁を加ふるに隨ひ種々の規定を設けたるが遂に整頓完備せる規則を制定するの必要に遭遇し政府は彼の貿易章程に違背せざるを旨とし且内國の回漕に關する從來の諸規則を取捨添削して二十三年九月法律第八十號を以て關稅法を制定し同時に勅令第二百三號を以て稅關規則を發布したり然れども既に改稅約書に於て五分率を標準とすべきを約束せるが故に我政府は如何なる必要あるも此制限を超過する關稅を課するを得ず斯くて稅權は法權と共に外國の束縛を受けて苟くも伸ぶることを得ず條約改正の論は期野に囂々たりしが改正の事業たるや蹉跎に次ぐに蹉跎を以てしたり然るに日清戰役の頃英國は初めて公正の主義と相互の利益とを基礎として條約を改正するに同意し同年八月を以て日英間の新通商航海條約を締結するに至れり而して此の新條約に附屬せる輸入稅目に於て從價率の輸入稅を定め其の稅率は概して一割とし最高一割五分最低五分とせり然れども實行し得る限りは從價稅を從量稅に換算することとを約し又た該稅目に掲げざる物品に對しては國定稅率を課し得ることを確保せり是れ實に明治二十七年七月十三日に成立を告げたる日英條約にして施行後十二箇年の效力を有するものとして三十二年七月十七日より施行せ

られたり日英條約成立に繼ぎて日米、日伊、日露、日獨、日佛、日澳の諸條約も成立し日佛條約のみは三十二年八月四日より他は總て日英條約と均き期日より施行せらるることとなり此中に就き協定稅則を存せしものは英、獨、佛、澳の四國に止まると雖も自餘の諸國も最惠國條款を有せる爲め最低の協定率に均霑することを得たり

政府は此等の條約締結に關し國定稅率の權利を保留し置きて明治三十年三月法律四號關稅定率法及附屬輸入稅表を制定し之を施行すると同時に當時尙ほ殘存せる輸出關稅の一切を三十二年七月十七日限り全廢することとなせり是に於て我關稅制度は各條約及追加約定によれる大別八十五種(小別百四十四種)の協定稅率と關稅定率法附屬輸入稅表によれる國定稅率とを以て組織せる複式制度となれり此の關稅定率法附屬輸入稅表は輸入品を有稅品無稅品及禁制品の三類に分ち有稅品は其の稅率を最低五分最高四割とし課稅品目の數凡そ五百種に上ぼれり輸入棉花は既に二十九年三月法律第五十七號を以て羊毛の輸入は同年法律第五十八號を以て夫々關稅免除の道を開き置きたるが新關稅定率法に於て穀類肥料等と共に無稅品部に之を併記せり

三十二年の條約は四十四年七月十七日(日佛のみは八月四日)を以て滿期となる、政府は關稅條約改定の期近くに從ひ協定稅率を全廢せんと欲し四十一年の交より關稅調査を開始し遂に四十二年末の議會に關稅定率法改正案を提出し協贊を経たる後四十二年四月法律第五十四號關稅定率法の名を以て之を公布し置き此法律を基礎として諸外國に對し條約改定の談判を開始せり然れども我が國定關稅は遂に單一制を貫徹すること



能はず先づ四十四年四月の日英改正條約に於て少許の協定關稅を加へられ次いで同六月二十四日日獨改正假條約に依りて更らに協定稅目を増加し日米、日西、日加及日瑞等の條約は別に協定稅目を増すことなく單に最惠國條款を記するに止まりしが日佛改正條約は八月二十一日の暫定條約として最惠條款の外に低率の協定稅目を設けたり此等の條約は日佛新條約の日附に從ひ結局四十四年九月一日より實施することとなるが茲に我關稅制度は再び國定稅率及び協定稅率の複式制度に歸れり然れども其の協定の概して相互的にして三十二年條約の如く片務にあらざりしこと及び其の品目の數に於て僅々二十六種に過ぎざること並に其稅率も前條約に比し大體に於て幾分の高きに上ばれることとを以て特長とす

## 第六篇 公債論

### 第一章 臨時的補填

公共團體は財政上の計畫に依るもの、外、往々他の政治及行政に附隨して生ずる各種の收入を有す政治上及行政上の收入又は偶。爾。的。收。入。と稱するもの即ち是れなり例へば戰時償金、戰利品代、罰金沒收金、不用財産賣拂代、寄贈、無主占有の金品の如き然りとす此等の收入は財政上の計畫を以て公共團體が收入するものにあらず唯だ政治上及行政上の事務に關連して偶爾的に取得し之を會計の整理上收入の一種とするに外ならざるが故に偶爾的收入と稱するのみ其中には戰時償金の如き其額頗る巨類に上ぼり數年の財政に大なる收入を與ふるものありと雖も償金は戰費の賠償に外ならざるが故に多くは戰後戰費の振替清算に充當し幾干もなく其の重要を失し各國の財政上永く特別の位地を有するものにあらず



偶爾的収入の外財政上の意義を有する臨時的補填手段あり準備基金各種融通資金及び公債の如き即ち是れなり本章は公債論の前提として専ら準備基金及各種融通資金に關して説述せんとす

準備基金の制度は歴史的に之を觀察すれば一般準備金特別行政準備金及び非常準備金の三種となすことを得べし昔時信用制度の發達せざる時代に於ては歐洲諸國何れも此の(一)一般準備金を積立て以て一般歲計上の收支不足を補填することを計れり然れども信用制度の發達せる現今に於ては他に適當なる融通の途あるに至れるのみならず實際に於ても豫算技術の熟達に伴ひ斯る需要を生ずること甚だ稀少なるに至れる爲め今は殆んど其跡を絶たんとせり今尙ほ此形を以て存するものは獨逸に於ける小邦の如きのみ獨逸のヘッセン國には平均準備金あり此の積立金は千九百四年後の設定に係り其の必要は該小邦が獨逸帝國に對する未納分擔金の増減より自國の歲計に著しき變化を來たさんことの障害を調節せん爲めなり英國に於ても古より各省豫備資金なるものありて國庫以外に存置し時々各省經費の不足を補充し後ち追加豫算の成立

を待つて其の戻入を受くるものなるが其の額は僅少なり單に歴史上の遺物として其儘まに放置し居れりと云ふべきに過ぎず我國に於ては國庫豫備金なる名稱あるも其は積立資金にあらずして單に豫算上の歲出科目に過ぎず故に豫備金と稱するよりも豫備費と稱するを當れりとす(二)特別行政準備金に關しても之を積立つるの必要は大に減ぜり然れども此の準備金は企業行政に關して往々必要を認めらる蓋し企業行政は民業會社の經營と均しく企業の固定資本及運轉資金を要し時々自から設備の改良維持修繕又は減價銷却の方法を講ぜざるべからず然らずんば時々不意に一般財政上の累を醸もすに至らん是を以て斯る企業行政は平素其の企業收益の一部を割きて民業會社の經營と均しく此等に要する資金を積立て一は以て事業の改良擴張を容易にし一は以て一般財政に對する突然の累を抑制し併せて此等事業當局者の責任及奮勵を促がすの要あり普國は千九百三年五月三日の法律に依り國有鐵道行政に關する平均準備金を設定したり我國の國有鐵道に於ても積立金の設けあり然れども甚だ微々として振はず其の實行亦た容易ならざるが如し(三)非常準備金の設定に關



しては理論の爭議尙ほ甚だ高く又た實際に於ても近く獨逸帝國及び本邦に於て之を存せしことあり獨逸帝國は獨佛戰役後佛國より獲得せる償金五十億法の一部を割きて戰時準備基金及び之れと關係深き廢兵恩給基金を設定せり此の戰時準備基金の金額は一億二千萬麻にして帝國廢兵基金の金額は初め五億六千百萬麻の巨額なりき此戰時準備基金は始めより他日の戰費に備ふる目的なりしかば之れを費消せざらんが爲めに正金の儘まスパンダー町のジュリュスタ塔内に埋藏し置き大戰前迄は儼として之を存したり獨逸の財政學者は之を以て帝國平和統一の守護神なりと讚謳せり我國に於ても戰時準備基金とする目的を以て清國償金より五千萬圓を割き明治三十年に軍艦水雷艇補充基金と稱するもの三千萬圓災害準備金と稱するもの千萬圓及び教育基金と稱するもの千萬圓を設定し此等の利子は各名稱の指示せる用途に充て元本は之を後時に保存するの計畫なりしなり然るに一たびは三十三年の北清事件に依り之を流用消費し後ち三十四年の増税を以て補填したりしが三十七年日露大戰役の起るに及んで忽ち復た之を消費し其後は全く其形を留めざるに至れり抑も獨逸

の一億二千萬麻約六千萬圓と云ひ我國の五千萬圓と云ひ果して能く之を以て戰費を充たすに足るべきか蓋現今の戰費は昔日と異なり我二十七八年の日清戰役に於ては戰期十一箇月に亘りて戰費二億五十萬圓を算し一箇月平均二千萬圓に過ぎざりしと雖も三十七八年の日露戰役は戰期約二十一箇月に涉たり最少計算に於て戰費約十五億を要し一箇月平均七千萬圓なるを示めせり更に世界大戰の實驗に徴するに交戰各一國は平均に於て戰費一日三千萬圓一ヶ月約九億圓を費消せり果して斯の如きものありとせば日獨の各準備金六、七千萬圓の少額は僅かに二日間を支ふるに過ぎず去りとて豫め二三箇月の戰費を蓄積すと云ふ如きは到底容易のことにあらず償金の如き臨時巨額の稀れなる收入ありたる場合と雖も甚だ容易ならざるなり況んや偶然の戰利金なき平時に於てをや縦令へ其他の餘裕ありて之を蓄積し得べしとするも死藏するは甚しき不經濟なり若之を利用せんとして確實なる有價證券に代へ置くこととすれば戰時の需要に際して之を賣出し正貨とせざるべからず斯の如きは金融設備の發達し信用制度の具備せる現今の文明時代に於て巨額の積立を爲さざるべ



からざる實際上の必要なのみならず戦時に至りて保有證券を賣出すに當り之れに應募するものある程ならば平素より資金を蓄積し置くの要なく寧ろ其の戦時に臨んで新たに公債の起募又は借入金爲すの優れるに若かず又た爲し能ふべきの理なりとす戦時の際多少不利の條件に遭遇するも其は素より忍ばざるべからず唯だ實際に於て出師準備の直前僅かに一、二週間の戦費は戦役の全局に對し住々勝敗の決を與ふることあるを以て之に相當する準備を積立て置くの要あるや否やに關しては其額も少く從て其不經濟の程度も少なき爲め賛成の聲多きが如し然れども少額の準備ならば豫め之を積立て置かざるも戦初に臨み銀行の一時借入金に依るを可とするの理由ともなる。獨逸は一億二千萬麻の正貨を戦時準備金として「スパンダー」に埋藏し置けるも其後之に對し同額の國庫紙幣を發行し居たり故に事實は既に消失したるものなり依つて大戰に際しては更らに基金を倍加することゝし紙幣の發行を三倍と爲し之を増加したるが斯の如くんば平素正貨を蓄積し置けるの實益毫も存せざることを事實的に立證せるものと云ふべし

我が五千萬圓の戦時準備基金も嘗て一時は其過半を外國の確實なる有價證券にて保有し何時にても正貨と爲し得るの用意を爲したることありしが外國證券は利率低下なると實際上内國債の募集を要することの急なるものありしとに依り忽にして外國證券は賣出されて内國債特別發行の金穴と化し多少不急の事業をも獎勵したるの痕跡なきにあらず斯て最後に日露戦役の爲め之を使用せんとして金庫を開ける時は其の三分の二を擧げて内國債證券に化し僅かに三分の一の現金ありたるのみなりき亦た以て設定目的の全然裏切られ、目的の日に臨んで殆ど役立つ能はざりしを知るに足るべし

我が國に於ては此の外に尙ほ各種の特別行政に關し各特別の資金あり其の種類及び數額は多大なりと雖も何れも皆な各特別行政の積立基金又は各事業の据置及運轉資金にして各特別の目的及用途に常時繰返へし使用するものなれば永く他に流用するの餘地あるものにあらず否な此等特別企業の設備改良擴張修繕等にすら使用することを得ず換言すれば準備金にあらずして不斷の作業資金なりとす唯だ僅かに非常の際に於て一時之を流用し非常費に對する



融通的の現金と爲し得ることの外は餘りに多くの期待を之に懸くる能はざるなり然れども預金部資金に至つては平時並に戦時に於て一層有効に融通的補填手段たるべき事情を備ふるものと云ふべし預金部は大藏省に在り明治十八年大政官布告により郵便貯金各官廳の成規積立金及社寺教會會社其他人民の共有積立金の預入を受け之を利殖運用し純益を繰越し蓄積するものなるが主として郵便貯金の激増に因り其資金は十數億圓を數ふるに至り公債の特別引受其他財政上に尠からざる援助を爲しつゝあり

## 第二章 公債論之位置

財政學上公債論の位置に關しては三説あり其の一説は財政學の分科を決するに當り經費論收入論及財務行政論の三科の外別に收入論の次に收支適合論なるものを設け其の科に於て公債其他財政補填の手段を論ぜんとするもの(エヘベルヒ氏等)にして他の一は經費論財源論の二科の外に財政整理論なるものを置き更らに此の第三科を再分して實質的整理論と形式的整理論となし其

の形式的整理論に於て豫算金庫會計等所謂財務行政を論じ其の實質的整理論に於て公債其他財政補填に關する實質的手段を論ぜんとするもの(ワグナー氏等)是れなり此等の見解は其の分類上多少相同じからざるものありと雖も兎に角公債論を以て收入論に屬せしめず特に別個の分科を設くと云ふ點に於て一致せり之に反して他の一は公債を以て先收入又は信用收入となし皆な之を收入論中に屬せしめんとするものなり(アダムス及ビフォンセール氏等)

惟ふに公債の種類は多種なりと雖も其の重要なるものは信用證券の賣却又は交附によりて一定の金額を國庫に收入するものなるが故に縱令へ遠き將來に於ては更に國庫より同額の支出を爲さざるべからざるも豫算及會計上の年度より見れば一種の收入と見做さざるべからざるものなり若し年度の計算上此の種の金額を以て收入ならずとするときは將來の他年度に於て之が返濟の爲め支出する公債償還費の如き又は政府貸下金の如きも之を支出として取扱ふこと能はざることとなり一國の財政秩序は其の整理上甚しき不便を來すべし是れ公債が先收入又は信用收入若しくは將來の支出たるべき現在の收入な



りと稱せられて一般に各國豫算上歳入部に於て其位置を認めらるる所以なるへし、然れども公債は性質上公共の負債にして收入には非らざるのみならず其種類は歴史上及び現制度上頗る多種にして其の中には如上の意義に於ても收入と稱すべからざるものあり、流動公債の一部従つて一切の公債を收入論に於て論ぜんことは到底其の當を得ず且つ公債收入は其の財政上に於ける效用經濟上に於ける影響決して普通の收入と同視すべからざるものあり寧ろ收入論以外に特別の位置あるものとするを至當とす但し吾人は之れが爲め收支適合論又は實質的整理論なる廣汎なる一科を設くるの要ありとするものにあらず單に公債論の爲めに一科を與ふれば足れり何となれば公債以外の財政補填たる臨時増税及び官有物拂下代の如きは皆何れも純然たる收入にして當然收入論中に論述せらるべく他の特別分科に於て論述すべき理由あるものにあらずればなり

### 第三章 公債之意義及目的

財政學上に於て公債の定義を下したる學者は極めて稀なり是れ蓋し公債は歴史及現行の意義に於て其の種類甚だ複雑に涉れるが故に何人も各種の公債を網羅すべき一定の共通の性質を抽象すること困難なるを以てなり試みに普通の觀念に従ひ之を財政上の債務なりとせんか謂ゆる既定歳出に屬する經費と之を區別するを得ず去りとして又た之を財政上一種の收入なりとせんか公債の大部分は之によりて包括せらるべきも不換紙幣の發行若しくは預金の如きは收入と稱し得ざるが故に之を網羅すること能はざるの虞れあり以て公債の定義を掲ぐるの困難なること知るに足るへし故に吾人も敢て精確なる定義を下さず唯だ單に公債とは公共の需要に對する臨時の信用手段なりと云ふに止めんとす

公債が臨時の信用手段として使用せらるる目的に二種あり其の一は整理的需要に應ぜんとするもの其の二は計畫的需要に應ぜんとするもの是れなり整理的需要とは歳計の缺損、戦争又は災厄に依り臨時に發起する財政上の需要にして公債は此の場合に於て補缺的消極的の手段となる、計畫的需要とは事業又



は軍備の擴張若くは行政の改革等創業的の計畫によれる需要の謂にして公債は此の場合に於て創業的及積極的の手段となる

財政は公共の經濟生活なるが故に財政上の公債は其の結果によりて經濟學上より意義を定まることを得、經濟上の概念に従へば公債は一種の資本投下に該當すべし此の投資によりて歲計の缺損を補充し又は戰爭若しくは災害の經費を補充するは謂ゆる財政の補缺的整理にして經濟學上不生産的の消費投資に該當すべし吾人は之を消費的信用の公債と稱せんとす獨逸の學者は之を非常的投資の公債と稱せり之に反して事業又は軍備の擴張若くは行政の改革等創業的計畫に充つる信用手段として公債を起すときは此公債は經濟學上生産的投資に該當し其の中に付き官設鐵道郵便電信事業等の創設に充つるものは之れに依りて収益を生ずべき公共財産を創設し爾後永久の収益を與ふるものなるが故に經濟學上純然たる固定資本の作製にして直接生産的投資に該當すべし吾人は之を収益的信用の公債と稱せんとす獨逸の學者は之を私經濟的投資と稱せり

軍備擴張、行政の改革、収益なき行政財産（道路の如き）の創設に要する計畫的公債は經濟學上間接生産的投資に該當し吾人は之を開發的信用の公債と稱せんとす獨逸の學者は之を公經濟的投資の公債なりと稱せり

要するに公債は公共の需要に對する臨時の信用手段にして其目的より見れば整理的及び計畫的の手段となり其結果より見れば經濟學上に於ける不生産的又は生産的の投資に該當し更に其形式に依り再別すれば消費信用、収益信用又は開發信用に屬するものと云ふを得べし

#### 第四章 公債之特質

公債の性質を明にせん爲めに吾人は公債と私債との異同を辯ずべし之を公債の特質と稱す公債も私債も均しく各經濟體が利用する信用手段にして信用の形式信用の實力及信用の制度等に依つて成立し發達すべきは是れ兩者の相類する所なりと雖も公債は大なる共同經濟體の信用手段なるが故に法律上特別の取扱を要求するの理由あると其有する課稅權、大なる經濟的規模及長き存



續期間の爲めに經濟上大なる信用を値する理由あるとに依り法律上及經濟上自ら特別の性質を有せり但し公債が法律上に於て私債と相異れりと云ふは素より形式上の特色に屬せん其形式上の特色は各國制度の異同により各國自ら同じからず經濟上の特質に至りても公債私債の區別は根本的に非ずして程度上のものなりと云ふの外なし學者往々公債と私債との間に畫然たる區別ある如く論ずるものあるも一は程度上の差違にして他の一は形式的の差別に過ぎざるなり請ふ先づ經濟上に於ける公債の特質より論せん

### 第一、公債は公共財産を主たる基礎とせず

私債の基礎たる私人の信用資力は其の財産及資本に存するも公債は昔時に於て公共財産を基礎としたることあるに止まり今日に於ては財産を基礎とすと云はんよりも寧ろ經常歲入を以て其の基礎とす

是れ私人の收入は變動的なるも公共團體の經常歲入は確實にして永續的なるを以てなり歐洲の學者は舊來の因襲に依り各國公債額を論ずるに當りて各國公共財産の額に對照するもの少からずと雖も近世に於ける公債の元利償還

は經常歲入に依りて支拂はるるの外なきが故に公共信用の程度は經常歲入を基礎として之を觀察せざるべからざるなり

### 第二、公債には永遠無期なるものあり

公共團體の生存は永遠無期にして其の經常歲入は動搖甚しかざるが故にその發行する公債は永遠無期に存續し單に所定の利息を支拂ふに止まるものあり此の場合に於て公債所有者は其の個人觀察に於て土地を所有すると同一の關係を有し確實的に繼續して一定の收入を得べきの保證あり之に反し私人は其の生存比較的短期にして法人の如きも解散を以て終了を告ぐるのみならず永き存續を有する場合に於ても其間支拂義務の資力常に動搖して止まざるが故に其發行する債券も概して財産を基礎とし其の財産又た常に消長ありて永遠無期の支拂力を保證するに足らず従つて私債には永遠無期のものあらざるなり

### 第三、公債の利子は低きを常とす

抑も市場金融界の利子は資本利用の報酬と危険料とを包含するが故に普通



私債の利子は皆な多少の危険を加味せざるものなしと雖も公共團體の歳計は宏大にして確實なるが故に大なる信用を有し殆ど危険料を包含することなし従て其の利子は純然たる資本利用の報酬に過ぎずして常に市場利率の最下限にあるものなり

次ぎに法律上に於ける公債の特質を論ぜん

#### 第四 公債は義務の履行に關して制裁なし

私人又は私法人の負債は裁判所に依りて履行を強制せられ破産の制裁を受くべきも公債は斯の如きことなし「バスターブル」氏曰く國の破産は其の儘に合法の手續なりと蓋し國家は其の義務を履行せざらんと欲せば義務の基礎たる法律其者を變更廢止すること自由なるを云ふなり是れ公債と私債と其の償還の義務に於て大いに其の趣きを異にするところなり然れども公共團體はその信用の確實なるのみならず債權者を包含せる人民の議會ありと其の歳計に關し事前及事後の監督を行ひ無計畫の起債を制し償還義務の實行を促すの方法存在せり故に内國債に關して國民の輿望に反し其の義務を放怠する如きは實

際上あり得べきことならず次ぎに外國債の場合と雖も若し外人の希望に反して國債の償還を爲さざる時は外交上の問題を惹起し不測の事況に遭遇すべし露國勞兵會政府は内國債と共に一度外國債を取消たるも國際上遂に外國債の承認を爲すの已なきに至れり現今尙ほ未だ國際法上の原則とはならざるも外人に對する國債償還の義務は蓋し將來に於て國際法上の一條項たるべきや疑を容れず

以上國內及國外に於ける政治上の勢力は時に或は充分の制裁を價せざることありとするも更らに一の自然的制裁あり是れ即ち經濟上の制裁にして國家及公共團體は公債不償還の爲めに内外の信用を失し再び將來に向つて自己の信用を發展するの餘地なく何等の巨資的事業を行ふ能はざるに至るのみならず其の公債の價格は低落して産業界は擔保に取引に融通の途を減縮し個人の資産を減じ各種團體の基礎を破壊し銀行會社の準備積立金を空減し産業及生活に大なる損失を與ふるに至らん而して産業及生活にして損失を蒙る時は延いて國庫の歳入に影響を及ぼさざるを得ざるべし



第五、公債は隨時償還を以て法定の原則とす

私債は債権者の利益を重んじ償還に一定の期限ありて其間債務者の利益を以て隨意償還を爲すことを得ざるを原則とす之に反して公共團體は公共全般の公益を生命とするが爲め特別の法律を以て財政の都合に依り隨意に償還することを得べしと規定せらる故に公債償還の最長期限を法定しある場合に於ても其の償還年額は之を法定せずして政府の隨意とし又た縦令へ償還年額を法定せる場合に於ても別に借換の整理方法に依りて隨時に舊債を償還することを得せしむ

## 第五章 公債之利害

公債の利害論につきては古來學說二に分る古昔信用を以て富財を新造するの價值ありと認めたる學說は一切の公債亦自ら一國の富を増加するものと思惟し公債は金鑛なり公債は現實の鍊金術なりと稱せしが此の時代に於ても亦反對の學說ありて公債は何等富財を創造することなく單に右手より左手に富

を移すの力あるに過ぎずとせり「ボルテロヤ」氏 (Voltaire) の如き之れなり氏は内國債に關して此の如く主張し更に外債の場合に於ては貨幣を外國に持去らるゝの害ありと論ぜり

蓋し公債は資本の轉換に依り間接に富財新增の原因たることあるも直接に富財其者を新增するものにあらざるが故に公債の爲めに一國の富を増減すと云ふが如きは富財と債權の證書とを混同したるの說にして素より正當ならず十八世紀に至り英佛國債の發達を見るに及て政治及社會學者間に國債賛否の爭論上進歩せる意見を表示したるもの少からず「モンテスキュー」氏 (Montesquieu) の如きは公債の效益を非認し従つて公債の借換竝に減債基金法を賛成し「アダムスミス」氏の如きも公債反對の語調を力示せり氏の說に依れば此の如く絶えず増加する所の英國國債の結果は遂に必ず英國をして破産せしむべしとせり然れども實際は之に反し爾後英國の國債は益々増加するにも拘はらず英國の財政及び經濟は能く之を負擔して却つて繁榮の傾きあり次いで英佛の戰爭起り之が爲めに巨額の國債を起さざるべからざるに際し「シンクレヤ」氏及び「ハ



ミルトン氏現はれ前者は國債を賛成し後者は甚しく之に反對せり

「シンクレヤ」氏 (Sinclair) 曰く公債は戦争に處する新法の必然的結果にして利と害とは相平均するものなりと之に反して「ハミルトン」氏曰く戦争の期間と平和の期間とを比較し戦費の年額と平和の年額貯蓄とを比較するに各戦争毎に起す所の國債多くしてその後を受けたる平和間の償還額は甚だ少なきの有様なり果して然る時は其結果として國債は永久増加の傾向ありて結局一國の堪ゆべからざる程度に達せざるべからずと「ハミルトン」氏 (Hamilton) に次いで此の公債反對論の氣勢を強めたるの形跡あるものは「リカード」氏 (Ricardo) の基金制度論なりとす氏は此の基金制度論に於て公債よりも租税に依るの優れるを主張し其の理由を述べて曰く第一に租税に依るとせば無益なる出費を抑制することを得べし何となれば重税は人民の最も不快に感ずる所にして政府の最も恐るゝ所なればなり第二に租税は人民の歳入に歸落し公債は資本の上に歸落するの傾向多きものなり故に大體上國債は租税よりも不可なるものなりと「リカード」氏の此の公債論に流を汲みて比較的嶄新なる意見を表示したる者は「チ

ヤルマー」氏 (Chalmers) なり氏は其千八百三十二年の著經濟學に於て抑も公債制度なるものは經濟上に不利にして且つ労働者に對する抑壓なりと斷言し如何なる方法を以てするも公債は流動資本を奪ふものにして其結果は勞銀を減少し資本家を利するものとせり氏の説に依れば公債の爲めに國の蒙る負擔は二重三重なり第一は公債募集に於て第二は利子の仕拂に於て第三は元本の償還に於て皆之れ國民の苦痛ならざるはなきなり次いで「スチュワート」氏 (Stewart) 亦自己の勞銀基金説を根據として「チャルマー」氏の所論に賛成を表したり然れども斯くの如くれば結局公債は起すべからず一切の費用は普通の歳入を以て之を支辨せざるべからずと云ふに均しからん

然るに實際の財政は斯の如くなる能はずして公債の利用頗る流行し實際家は皆一様に公債制度の必要を認めざるべからざるに至り遂に獨逸に於て「ヤコブ」氏 (Jakob) 「マルクス」氏 (Rau) 「ネベニウス」氏 (Nebenius) 氏等の徒をして學説としても公債制度の正當政策たることを主張せしめたり殊に「ダイチエル」氏 (Dietrich) の如きは明かに公債制度を以て臨時費用を支辨するの正當方法なりと斷論し其論



據として主張して曰はく抑も國家は社會の無形資本の一部にして其の職務の爲めに社會の支辨する臨時費用は實際に於て資本の投下を意味す故に實際資本の負擔に歸すべき此等の費用の爲めに所得の負擔たるべき課税を以てするは之れ實に簿記上の誤謬たるのみならず負擔者に對して不正なるを免れず要するに公債の發行は進歩的國家の事業として尋常の事項にして課税は却て非常の事項に屬するものなりと然れども斯の如きは又た極端に失し且つ臨時費の性質に區別あるを省みざる所說にして妥當を缺けるものと云ふべし

近時米國の博士「アダムス」氏(Adams)は其著財政學に於て公債の効果を論じ其の政治上社會上及び産業上の三害を指摘せり

氏は第一に政治上の害として公債は政府の政略を秘し之を行ひ易からしむるに在りと云へり是れ「アダムス」氏が公債は戰爭を獎勵すと云ひ「リカード」が公債は無益の出費を獎勵すと云へると同一の觀念を表するものなり然れども立憲政體の憲法は公債も租税と均しく國民議會の監督を條件とせり勿論議會の協賛上に於て公債は間接税の如く直接税に比して其の通過容易なりと雖

も又た一方に於ては租税協賛の困難なること若しくは臨時費の性質上租税文辨を不利とする場合なきにあらず若し此の場合に於て公債の方法なからんには絶對の困難を感じざるを得ざるべし氏は次ぎに外債の場合を指摘して弱國は外債の爲めに政治上の自主權を害せらるゝに至ることありと論ぜり是れ戰爭若しくは内亂相繼ぎ國幣連りに究乏を告げ遂に外債の力を借るに至れる場合に於て小弱國が往々實驗する所なるが故に決して絶無の事と云ふにあらざるも斯る場合は國家存亡の係る所にして利害一概に斷定するを得ざるものあるを斟酌せざるべからず而して戰用以外の公債に於ては直接又は間接に富力を開進するが故に縦令外債に依るも尋常の場合に於ては斯の如き恐なかるべきの理なり歐米諸國が一方に於て公債の増加を見つつ他方に能く國力の繁榮を見る所以亦之を證するに足るべし

第二に氏は社會上の害として公債は財産不平均より生ずる現在の階級關係をして益々増進せしめ國民の間に於ける利害の衝突を甚しからしむと云へり是れ公債はその利子を租税に依りて支拂ふものなるが故に資本家の利殖を便



にし非資本家の負擔を重からしむるの結果を觀察したる者にして何人も全然之を否定するを得ざるは明かなり然れども其は公債の種類、租税制度の如何竝に公債金の使用方法に依りて然るものにして一概に斯く斷論するを得ず否な縦令へ戰費又は歲計補缺の爲めにする内國債の場合と雖も若し小額面の公債を以て發行する如き方法を採用せば多少その害を避け得ざるにあらざるべし

第三に氏が産業上の害として公債は資本を吸収するが故に産業上の狀況を改變すべしと論じたるは尤も有力なり此の論は「チャールマー」氏以來幾多學者の痛論する所なるも氏は特に此の影響を論ずるに當り公債の性質、起債の條件及び吸収せらるべき資本の資源如何に大なる關係を有することを注意し三種の場合に分ちて之を評論したり其の三種の場合とは一に曰く普通の利率を以て起債せる場合二に曰はく高利を以て起債せる場合三に曰はく非常の高利を以て起債せる場合即ち是れなり

三種の場合中(一)普通利率起債の場合に於ては政府の吸収する資本は社會の生活費又は既定産業の擴張に向はんとするに過ぎざる所謂自由貯蓄(遊金)より

來り別段之が爲めに貯蓄心も獎勵せず又た既定事業との競争も起らざるが故に殆んど産業界に影響なしと斷定せり次ぎに氏は(二)高利起債の場合に關しては之に依りて吸収せらるべき資本の資源を三別し若し(1)其資本が個人生活費の貯蓄より吸収せらるる時は社會の消費的貨物に對する需要を感じ此種の貨物の生産者をして一時困難を感じしめ延いて他の産業に多少の打撃を與ふべきも政府が公債金使用の結果は多少此の傾向を抑制すべし戰費支辨の場合と雖も産業打撃の爲めに失業せる従業者は軍隊使用に於てその用途を取得すべし若し又た(2)其の資本が當時格別の利益なきか若くは一時需要の變化に依りて不利益なる産業の廢止より來れる時は社會の需要に適合せる有利的の既定産業には消長を來すことなきを以て敢て憂ふるに足らず若し又た(3)其の資本が普通有利なる産業よりも更らに利益多しと云ふの自利動機に基きて來る時は貯蓄を獎勵し之を貯蓄せん爲めに既定の産業に一層の努力と熟練とを加へしむることなきにあらざるも概して斯る場合には有利なる既定産業を廢止せしむるの傾向あるべし但し其の何れが多く働きを爲すやは一既に論定する



ことを得ず要するに謂ゆる三種の場合中第一種の場合には殆ど産業界に影響なく第二種の場合には稍々資本の所在を變改するも公債が機會となりて商業關係は調和するが故に結局は利なりと云ふに歸す然れども第三種の場合即ち(三)非常高利の起債に關しては氏は尤も不利なる結果を受くべしと斷定せり何となれば此の場合に於ては資本に對する産業者と政府との競争甚しくして此の競争の爲めに産業界の資源は租税を以てするよりも著しく吸涸せられ限界利潤の境上 Margin of Profitable return に存する劣弱の産業は廢止せられて租税の資源益々減少し殘餘の被税産業をして多額の負擔を加へしむるを以てなり且つ夫れ非常高利の起債は比較的不利益の産業より資本を除去して物價を騰貴せしめ以て殘存の産業をして非常の利益を取得せしめ公債の負擔をして國民の一方に重く他方に軽く感ぜしむるの不公平を生ずることあり要するに第三種の場合は尤も不利なりと斷定せり

アダムス氏の效果論は以上の如し其中に就き吾人は謂ゆる政治上及社會上の害なるものは單に事態の一面のみを觀察したるに過ぎざるの感あるも多く

論評せずして可なりと認む而して其の謂ゆる産業上の害に關しては議論周到にして大體吾人の意を得たるを信ずと雖も公債の效果としては利益として列擧すべきものあるに依り利損相對照するにあらざれば效果論として完全を缺くの嫌あり故に吾人は以上幾多の學說中重要なる利害論竝に「コンラード (Conrad) 及「バルグレーブ」(Palgrave) 氏の編述せる所を列擧して逐次之を論評し最後に吾人の見解を述べんと欲す

#### 第一、公債の利益とする點

##### (一) 公債は安全有利なる投資の方法となる

公債は其の安全なるが爲めに利率の高からんよりも寧ろ投資の安全なるを欲する著實の貯蓄者に對し屈強の投資方法を供給し其の適當の利子あるが爲めに内國資本の外出を防ぎ同時に社會の貯蓄心を獎勵す之に對してアダムス氏は普通利率の起債に在りては別段貯蓄心を獎勵することなしと論ぜり然れども生活費又は産業擴張に向けられんとする遊金を政府に吸収し安全確實に保管し之れに普通の利子を附することゝする以上は多少貯蓄心を獎勵せずと



と云ふことを得ざるべし又たコンラード氏はネベニユース氏の説に依り政府は有資者をして資本の利用を容易ならしめ自己の勞なくして其の利益を享有せんとする者を保護する必要なきが故に斯の如き公債の効果は是を是認するを得ずと論ぜり然れども資本家をして其の放資を便ならしむるは獨り資本家のみの利益なりと速断すべからず此の資本の使用に依りて社會の利益を擧ぐるを得ば延いて資本家以外の階級にも利益を享受せしむることを得るの理なるが故に吾人は之を採らず

(二) 公債は資本の新設を爲すものに非ざるも資本の轉換に依りて資本の利用を一層有效ならしむ

政府が公債を募集するや先づ貨幣資本の媒介に依らざるべからず而してその貨幣資本は元來一の流動資本の變形せられて銀行其の他の場所に貯蓄せられたるものに係れり政府今之を吸収して支出し再び特別の資本に轉換するものとするときは此の特別の資本は一層高き利用に接するものと推定するを得べし且つ夫れ斯の如くして發行せられたる公債は市場の流通證券となりて

各個人經濟の間に資本の轉換を媒介し若しくは銀行及事業會社の準備金又は着實なる良民の貯蓄手段となりて資本の效用を増加し其の數量を増加せしむるの効果を有す但しその果して斯くの如き効果を擧げ得るや否やは時の狀況が果して斯くの如き媒介具を要するや否や並に其の資本の使用方法如何に關係を有するが故に一概には論ずべからず

(三) 公債は國內の自由資本又は國外の資本より比較的低利に募集せらるゝが故に之を以て國內に於ける生産的公共事業に投下するに於ては其效果大なり

蓋し公債は概して私債よりも低利なるを常とす故に一國の事業を起すに當り私債に依るよりも公債に依るを以て獨り國庫計算に於て利益なるのみならず社會全體より計算し將た社會階級間の不平均關係より觀察するも資本家に高利を得せしめざるの利ありと云はざるべからず但し其謂ゆる公共事業が社會全體の利益に合致せずして單に一階級又は一地方に限らゝ時並に非常なる高利を公債に附せざるべからざる場合に於ては此の効果を擧ぐることは能はざ



るものなり

(四) 公債は現代の負擔を軽くし利子に於て元金に於てこれを後代の共同負擔に移つし全負擔を長期間に平分するの效果あり

此の效果は最も重要なり殊に一國が巨大の臨時費を要し其の使用は單に現代に效用を呈するのみならずして將來にも效用を及ぼすべき場合に於て然りとす例へば國家に於て鐵道運河、大港灣、隧道、道路、橋梁及電力設備等を建設する場合の如き又た地方團體に於て市街鐵道、瓦斯局、水道及市場等の事業を起す場合の如き是れなり此の關係は教育衛生及文化に關する設備の經費に對しても殆ど同様なり何となれば社會は之が爲めに智力に於て體力に於て徳化に於て民福の増進を來すを以て吾人の國家に採り生産的投資の場合と比し終局の結果少しも異ならざるが故なり

(五) 公債償還の負擔は自然に減少するの傾向あり

此の傾向は積極的に公債の效益なりと稱すべからざるも公債の有する一種の利點なりとして數ふるを得べし蓋し貨幣の價值は漸次下落するが故に之を

以て支拂の本位とする公債義務は其の償還の日に及んで輕減と同一の結果を得べく若し假りに貨幣の價值下落せずとするも國民の進歩及繁榮は益々進んで止まざるが故に後代に於ける負擔は自然輕減と同一の結果を見るべし殊に公債と私債との差別の一點は公債に於ける隨時償還權に伴ふ低利借換の便法に在るが故に金利低落の傾向に従ひ後代に及んで之が借換を行はば積極的に負擔を輕減することを得べきなり

第二 公債の害とせらるる點

(一) 國內の起債は流動資本を收去し産業を阻害す

此の點に關し「アダムス」氏は普通利率の起債に依り國內の遊金より資本を吸收する時は産業界に變動を加ふることなしと論ぜり然れども自由なる遊金なりと雖も此の遊金は國民經濟が新投下を待つて資本を作製すべき準備資源なるが故に既定産業の擴張を抑制するの憂なきにあらず而して若し更らに一步を進めて高利の條件を以て産業資本を吸收するに至るときは産業界の資本は緊縮を告げ普通利率の貸借は更らに土地又は家屋等の擔保を請求し産業界に



於ける資本の融通を抑制すべし殊に政府の公債は臨時費の補充にして資本の固定を常とするが故に之を産業界に還元すること甚だ遅く一時産業の方向を變改し若くは之が發達を抑制することなきを保せず然りと雖も公債利率の高下及び流動資本の固定は大に國民の應募力竝に政府に於ける資本使用の如何に關係を有す國民の貯蓄に基く應募力大なる時は公債の利子は高きを要せず又其の公債金の使用にして鐵道及交通等に投下せらるゝものなるときは一方に資本を固定するも地方に其の建設に應じ産業の發達を助長し産業界をして收去の資本を回復すると同一の効果あらしむべきなり

(二) 國內の起債は資本家を利し労働者を抑壓す

内國債は内國の流動資本を政府の用に轉換するが故に産業の勞銀基金を減じ労働の需要を抑制し資本家は利子の騰貴に依り獨り利益を享受するの傾きあり然れども其の政府の用に吸収せられたる資本が一種の政府事業に投下せられて労働者の需要を此の方面に喚起するときは勞銀は決して低落せざるべく又た資本家も既に投下せる産業より引揚げて資本を政府の用に供したるも

のとすれば其の享受する利益は政府が之に依りて一般社會の爲めに使用する效果に對する相當の分前なりと見るを得べし唯だ此の場合に於て労働の需要民間に失はれたると同時に政府に於て増加せず又た其の労働の種類も同一ならざることあるが故に一時労働者の或者に困難を與ふることあると又た政府の舉行せる公共の事業が往々にして却て資本家に利便を與ふる割合に労働者の利便を増加する能はざることあるを恐るるの

(三) 外國債は起債の時物價を騰貴せしめ支拂の時正貨を流出せしむ

外債は外國の資本を吸収するものなるが故に國內の資本を收去することなく労働者を抑壓するの憂もなく寧ろ外資の使用に依り資本を増加し労働の需要を擴張すべし是れ外資は之を内債に比して其の經濟上に於ける效果大なる所以なり此の效益は外國の利率が内國の利子よりも低率なる時に於て益々良好にして又た内國資本の使用報酬の高きに從つて益々良好なるものなり唯だその害とするところは起債の際貨幣の取寄により往々にして物價の騰貴を促がし其の後ち久しく外國に對して年々の利子支拂を負擔し謂ゆる附庸貢國の



位置に立ち而して遂に元金償還の時、國內に於ける如く隨意の取扱を爲すを得ず金融の急潮之が爲めに起り爲替の逆勢之が爲めに現はるべし甚しきは貨幣制度の基礎を動搖し又は財政負擔の重壓に依りて強國の干涉を誘致することなきを保せず然れども此點に關しては其の外資取寄の方法、資本使用の方法、起債の條件並に起債額多少等に大なる關係を有することを知らざるべからず若し一國が爲替の作用に依りて外資を取寄せ之を鐵道郵便道路の修築等に使用するものなるときは其の害少くして效益の大なるを見るべきなり

「コンラード」氏は不幸なる戦争の後の如きも必要上外資を以て之を補充するは非難すべからずと云へり是れ何れも外資に依りて負擔を後世に分移し國力の發達を待つて後代の負擔を輕減するを得べきを以てなり

(四) 内國債は人爲的に利子を騰貴せしむ

現今の經濟狀況に於ては漸次利率の低落せんことを望まざるべからざるに公債にして事業に重要な資本を吸去するときは勢ひ利子を騰貴せしむ従つて一方に勞働力をして資本の援助を減少せしむるのみならず一切の生産に通

じて必要なる進張的活動を困難ならしむべし内國債は成るべく速かに償還さるべきの理由亦主として茲に存するを知るべし

(五) 公債は現代の社會をして猥りに多額の負擔を後代に移さしめんとする傾向あり

此れ公債の利益點として數へたる第四項に反對するものにして蓋し現代の人民が公債によりて目前の支出に對する負擔を成るべく後代人民の負擔に移し自ら負擔の輕きを得んとするに由るなり此の如きは普通費の一部が公債收入に依りて支辨せらるるとき即ち歳計缺損の場合に於て古來屢々行はれたる所にして之れ尤も注意せざるべからざる點とす

以上論ずる所に依りて之を見るに公債の利害は全體としては容易に判定するを得ず須らく吾人は起債の條件、公債應募の資源、公債金使用の方法及起債の種類を區別して論定するを要す而して其の結果吾人は普通利率に依りて國內自由資金若しくは外資より募集し之を生産的の政府事業に投下する公債を以て害甚だ少ふして效益の甚だ大なるを認むるものなり